

第 5 回臨時会

令和 2 年11月 2 日開会

令和 2 年11月 2 日閉会

第 6 回臨時会

令和 2 年11月30日開会

令和 2 年11月30日閉会

第 7 回定例会

令和 2 年12月 7 日開会

令和 2 年12月21日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第5回臨時会

○11月2日

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第87号から議案第89号までの3議案一括上程	4
日程第4	質疑	7
日程第5	討論・採決	10

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和2年 第5回臨時会 (11月)	議案第87号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第7号））	原 案 承 認	11月2日
〃	議案第88号	財産の取得について（三股町GIGAスクール環境整備事業・学習用タブレットパソコン2次調達）	原 案 可 決	11月2日
〃	議案第89号	財産の取得について（令和2年次三股町学校ICT教育環境整備事業・学習用タブレットパソコン購入）	原 案 可 決	11月2日

◎第6回臨時会

○11月30日

日程第1	会議録署名議員の指名	15
日程第2	会期決定の件について	15
日程第3	議案第90号から議案第92号までの3議案一括上程	16
日程第4	質疑	18
日程第5	討論・採決	18

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和2年 第6回臨時会 (11月)	議案第90号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	11月30日
〃	議案第91号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	11月30日
〃	議案第92号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	11月30日

◎第7回定例会

○12月7日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	25
日程第2	会期決定の件について	25
日程第3	議案第93号から議案第101号までの9議案一括上程	26

○12月10日（第2号）

日程第1	一般質問	32
3番	新坂 哲雄君	32
8番	内村 立吉君	37
9番	指宿 秋廣君	47
2番	堀内 和義君	60
1番	田中 光子君	72

○12月11日（第3号）

日程第1	一般質問	88
4番	楠原 更三君	88
10番	上西 祐子君	104
5番	福田 新一君	113
7番	堀内 義郎君	130
12番	山中 則夫君	141

○12月14日（第4号）

日程第1	総括質疑	154
日程第2	常任委員会付託	160

○12月21日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	164
日程第2	質疑（議案第93号から第101号）	168
日程第3	討論・採決（議案第93号から第101号）	168
日程第4	意見書（案）第5号上程	172
日程第5	質疑・討論・採決（意見書（案）第5号）	173
日程第6	選挙管理委員会員及び同補充員の選挙	174
日程第7	広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について	175

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和2年 第7回定例会 (12月)	議案第93号	三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第94号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第95号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第96号	令和2年度三股町一般会計補正予算（第8号）	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第97号	令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第98号	令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第99号	令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決	12月21日
〃	議案第100号	令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	12月21日

令和2年 第7回定例会 (12月)	議案第101号	令和2年度三股町公共下水道事業特別 会計補正予算（第3号）	原 案 可 決	12月21日
〃	意見書（案） 第5号	地方議会議員の保障制度等の創設を求 める意見書	原 案 可 決	12月21日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	新坂 哲雄	1 道路拡張計画は	① 島津紅茶園、高才の残りの道路拡張計画はどうなっているか。 ② 勝岡方面への接続予定場所はどう考えているか。	町 長
		2 高齢者の町営住宅入居希望について	① 持家対策、処分解決策は。 ② 入居条件緩和は出来ないか。	町 長
		3 免許証返納をしたいと思っている人への対応について	① 交通網の不安、買い物、病院、小回りのきく政策が必要ではないか。	町 長
2	内村 立吉	1 防災について	① 消防団について伺う。	町 長
		2 新型コロナウイルス対策について	① 新型コロナウイルス感染者への差別、中傷を防ぐため、条例制定をすることはできないか。 ② 新型コロナ感染症臨時交付金（二次補正）事業について伺う。 ③ 特別定額給付金について伺う。 ④ 三股町肥育牛安定対策事業について伺う。	町 長
		3 畜産について	① 第62回宮崎県畜産共進会について伺う。（肉牛枝肉部門、前年度との比較）	町 長
3	指宿 秋廣	1 地域防犯について	① LED化が図られているが、今後の地域からの要望はどう対処するか。	町 長
			② 教育委員会の所管はどのような対処を考えているか。	教育長
			③ 街灯の電気料の負担は町がすべきではないか。	町 長
			④ 器具の修理はどう考えているか。	教育長 町 長
			⑤ 電球の修理はどう考えているか。	教育長 町 長
		2 町の表彰について	① 町の表彰規定を見直し、感謝状の規定は考えられないか。	町 長

4	堀内 和義	1 町公共下水道事業の整備計画について	① 町内における未整備地区の整備計画の考えはないのか。 ② 一般家庭における下水道接続工事費と合併浄化槽設置費用の金額はどれ位になるのか。 ③ 一般家庭における下水道使用料金と合併浄化槽の年間維持管理費の金額はどれ位になるのか。 ④ 下水道事業の接続率と1戸当たりの年間維持管理費はどの位になるのか。 ⑤ 新築住宅の合併浄化設置補助はできないか。	町 長
		2 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策について	① 町内の養鶏農家の戸数・羽数はいくらか。 ② 農家への防疫体制の指導はされているのか。 ③ 町内における防疫体制は確認はされているのか。 ④ 消毒液、動力噴霧器は確保されているのか。 ⑤ 飼養農家への消毒剤は配布されているのか。 ⑥ 殺処分された時の埋却地は確保されているのか。	町 長
5	田中 光子	1 地域おこし協力隊について	① 地域おこし協力隊の募集はどのように行われているのか ② 地域おこし協力隊の任期満了時の支援はどのようなになっているのか ③ 地域おこし協力隊の創業支援金の要綱整備設置は考えられているか	町 長
		2 予防接種助成について	① ロタウイルス定期接種化が2020年10月から始まっているが、昨年度、本町でのロタウイルスの助成額は？ ② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を回避するため、インフルエンザワクチン接種の助成対象を拡大できないか。	町 長

6	楠原 更三	1 社会教育の中での本町の自治公民館のあり方と地域活性化について	① 自治公民館制度はいつはじまったのか。また、この制度の周知はどのように行われたのか。 (含、制度の内容) ② 自治公民館制度の法的裏付けにはどのようなものがあるのか。 ③ 行政事務連絡員設置要綱及び自治公民館設置要綱は作れないか。 ④ 社会教育という面で、本町は自治公民館にどのようなことを期待しているか。 ⑤ 自治公民館を担当する部署はどこか。また、その担当内容はどのようなものか。 ⑥ 教育課の課名と係名(生涯学習係)の変更は考えられないか。 (例) 教育課→生涯学習課、生涯学習係→社会教育係 ⑦ 「地域」活性化を担当している部署はどこか。ここでの「地域」に自治公民館は含まれるか。 ⑧ 定年制の延長など労働環境の変化を受けて、今後、自治公民館役員など地域のリーダーの確保をどのように考えるか。 ⑨ 自治公民館活動の目安となるガイドラインは作れないか。	町 長 教育長
		2 行政サービスとしての接遇状況について	① 窓口対応、電話対応の現状をどう思うか。 ② 職員の名札「着用の現状」をどう思うか。 ③ 三股町独自の接遇マニュアルを作成する予定はないか。	町 長
		3 長田峡について	① ライトアップの感想と今回の波及効果 ② 長田峡成因説明の看板設置状況	町 長

7	上西 祐子	1 奨学金制度について	① 未来を担う学生に学びを保障し生活を支える支援のためにも給付型奨学金制度の創設ができないか。	町 長
		2 中学生増による施策の検討を伺う	① 9月議会質問答弁の時、令和7年度中学生がピークになると言われましたが、そのための対策の検討はなされているのか。	教育長
		3 不登校ぎみの児童生徒の対応について	① この5年間の推移について ② 長期欠席状況の調査はされているのか。	教育長
		4 児童生徒のマスクの使い方などの指導について	① 日常のマスクのつけ方、取り替え方法等について指導をしているか。 ② 取り替えができない家庭への援助はできないか。	教育長
8	福田 新一	1 第6次総合計画の策定について	① 新たなまちづくりの特徴は何か。 ② 決定までのプロセスと、各策定審議会の構成メンバーは。 ③ 現在の進捗状況はどうか。 ④ 自立性（独自性）を、具体的にどう計画していくのか。	町 長
		2 農業に対する今後の展望について	① スマート農業を、どう捉えるか。（県とタイアップ） ② 畦畔除去を、計画的に勧める手順は。（県単独事業を実施する手段は） ③ 「農地中間管理機構」活用促進の問題点は何か。	町 長
		3 企業誘致の促進強化について	① 現在の企業誘致促進状況はどうか。 （『株式会社 九州コガネイ』の事例はどうか。） ② 企業の誘致強化に、専門分野を、設立してはどうか。 （本町に合った成長力のある企業調査）	町 長
		4 「くいまーる」の利用促進施策について	① 現在の各路線の乗車率はどうか。 ② 乗車体験から見る提案。 （個人ニーズから作る、『○○さんの時刻表』）	町 長

9	堀内 義郎	1 三股町国土強靱化計画について	① 農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化（水利施設の改修）について。 ア 町内にある用水路（特に樺山用水路は4キロと長い）やパイプラインが老朽化しているが、長寿命化へ向けて計画的な改修に取り組めないか。 イ 文化会館前の用水路（上米～植木線）は、近年の豪雨により田畑に水が侵入し、農作物に被害を及ぼすので改修や拡張が必要と聞くが、事業として取り組めないか。 ② 農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップの作成）について、以前配布されマップとの違いは何か。 ③ 農村地域防災減災事業のため池改修について、防災重点農業ため池の底に積もった泥の除去に取り組めないか。（特に上之園池） ④ 砂防ダム等による土砂災害対策を行う事が必要と掲げられているが、細目川の砂防ダム（細目池）の泥の除去は対象となるのか。	町 長
		2 第6次三股町総合計画の策定について	① 第5次三股町総合計画の総括として、目標達成の成果や課題についての検証と評価をどう思われるか。 ② 次期計画の策定に当たり意向調査はなされたのか。又、意向を反映させた基本構想となるように、新たな総合計画の構成をどのように考えているのか。	町 長
		3 新型コロナウイルス感染症の対策と支援について	① 感染の急拡大につき年末年始に向けての感染防止について、町民への防止対策と、飲食業への更なる影響が心配されるが追加支援は考えられないか。	町 長

10	山中 則夫	1 町政の課題について	① 人口の地域格差が拡大しているが現状のまま本町は自主自立でやっていけるのか。 ② 西高東低といわれ過疎化が進む長田・梶山地区の対策は。 ③ 財政運営に関して「選択と集中」が不可欠ではないのか。 ④ 本町の積極的な発信力が必要ではないのか。	町 長
----	-------	-------------	---	-----

三股町告示第86号

令和2年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年10月30日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年11月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和2年 第5回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和2年11月2日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第87号から議案第89号までの3議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第87号から議案第89号までの3議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 田中 光子君 | 2 番 堀内 和義君 |
| 3 番 新坂 哲雄君 | 4 番 楠原 更三君 |
| 5 番 福田 新一君 | 6 番 池邊 美紀君 |
| 7 番 堀内 義郎君 | 8 番 内村 立吉君 |
| 9 番 指宿 秋廣君 | 10 番 上西 祐子君 |
| 11 番 重久 邦仁君 | 12 番 山中 則夫君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長補佐	-----	野口 陽子君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和2年第5回三股町議会臨時議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、楠原議員、9番、指宿議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る10月30日に委員会を開催し、本日招集されました令和2年第5回三股町議会臨時会の会期日程等について、協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認についてと財産の取得に

ついて2件の計3件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される3議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3．議案第87号から議案第89号までの3議案一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第87号から議案第89号までの3議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和2年第5回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第87号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県外在住の本町出身学生を支援するとともに、地元業者の支援を目的として、「ふるさと三股」を感じさせる本町の特産品（支援品）を送るため、去る10月15日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額148億461万6,000円に歳入歳出それぞれ1,071万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億1,533万2,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、企画費のふるさと三股・県外学生応援事業委託料を増額補正したものであります。

次に、議案第88号「財産の取得について（三股町GIGAスクール環境整備事業・学習用タブレットパソコン2次調達）」についてご説明申し上げます。

三股町GIGAスクール環境整備事業・学習用タブレットパソコン2次調達につきましては、去る8月28日に、公募型プロポーザル方式による契約予定者の選定作業に着手し、このたび、選定評価委員会による選定作業を経て、契約予定者を決定したものであります。

宮崎電子機器株式会社と5,631万7,800円で契約を締結する予定でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号「財産の取得について（令和2年次三股町学校ICT教育環境整備事業・学習用タブレットパソコン購入）」についてご説明申し上げます。

令和2年次三股町学校ICT教育環境整備事業・学習用タブレットパソコン購入につきまして、去る10月27日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。

株式会社システム・ナインが4,286万7,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案について、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 私のほうから、議案第87号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について補足説明をいたします。

本日お配りしております、2枚つづりになっております、「ふるさと三股・県外学生応援事業のお申込みいただいた学生の皆様へ」という文書がございます。こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

1枚目が、その応援品と一緒に送る文書でございます。こちらのほうは、町長自ら作成したものです。後ほどお読みいただければと思います。

2枚目をお開けいただきたいと思います。先日、全員協議会で、この事業について説明をさせていただいたところですが、そこから事業費のほう若干修正されております。事業費が1,071万6,000円となりまして、約150万ほど下がっております。その点について、ご説明させていただきます。

送料の部分が、1箱5,000円で試算していたところ、宅配便会社のクロネコヤマトと精査

していく中で、常温品が1,155円、冷凍が1,265円となりましたので、この点が150万ほど減額ということになっております。

下の表を御覧ください。29日現在の申込み状況でございます。20日から申込み受付をしておりますので、10日間で、一番右下のほうですが、約200件の申込みがあったということでございます。

簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） それでは、議案第88号の「財産の取得について（三股町GIGAスクール環境整備事業・学習用タブレットパソコン2次調達）」についてご説明いたします。

学習用タブレットパソコン2次調達に至った経緯につきましては、9月8日の全員協議会でご説明させていただいたところではありますが、本町では昨年度、長田小学校と梶山小学校について、学習用タブレットパソコン、ウインドウズ機による1人1台体制を構築しまして、授業での活用を図ってきたところでございます。

そして、その運用状況を確認したところ、先生方から、小学校低学年についてはウインドウズ機のダブルクリックなどが難しいとのご意見が寄せられました。

そこで、小学校低学年、1年生、2年生、3年生にも扱いやすい機種を新たに業者さんから提案してもらい、その提案の中から、本町が求めている機種に最も近いものを選ぶプロポーザル選定を実施したところでございます。

あと選定委員には、実際に学校現場で活用される先生方3名にも加わっていただきました。プロポーザル選定の資料というのが、お手元にあると思うんですが、こちらを説明いたします。

まず、選定の内容ですが、件名が、GIGAスクール環境整備事業・学習用タブレットパソコン2次調達、予定価格が6,600万円、契約予定価格が5,631万7,800円、選定しました機種が、アップル社iPad、iOS第8世代、ほか一式です。調達予定台数が1,050台、選定方式が事業提案協議方式、プロポーザル方式条件付公募ということで、契約予定者が、宮崎電子機器株式会社（宮崎市）でございます。契約率85.33%です。

選定状況ですけれども、去る8月28日に一般公募を開始し、4社から応募があったところです。1社目が株式会社システム・ナイン（都城市）、2番目が宮崎電子機器（宮崎市）、3番目が熊本会社ですが3to1、そして、4社目が鹿児島市の南国殖産ということで、1次選考は提案書の書類審査を行いまして、クロームブックで提案されました3社の中で、一番評価が高かった南国殖産株式会社と、iPad機で提案された宮崎電子機器株式会社の2社を選考したところです。

続きまして2次選考ですが、1社当たり2時間かけてプレゼンテーションのほか、選定委員

1人1台ずつタブレットパソコンをお借りしまして、実際の授業形式でデモンストレーションなども行ったところです。

その結果、iPad機で提案された宮崎電子機器株式会社を選定したところです。主な選定理由ということで、小学校低学年児童が使用する際に、iPadのほうは機器の軽さ、重量、操作性の簡易さ及び正確性、カメラ性能に優れていると判断しました。

南国殖産のほうは運用支援に優れているが、小学校低学年児童には、提案された授業支援システムの操作が難し過ぎるという意見が多かったというところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、議案第89号の「財産の取得について（令和2年次三股町学校ICT教育環境整備事業・学習用タブレットパソコン購入）」について補足説明をさせていただきますと思います。

長田小・梶山小を除く、ほか4校の小学校高学年を対象に、学習用タブレットパソコン450台を整備するに当たりまして、去る10月27日に条件付一般競争入札を実施し、予定価格700万以上の財産の取得について、落札者と物品購入契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としましては、熊本県、宮崎県及び鹿児島県内に、主たる本社または営業所等を置くものであることとしたところでございます。

資料を御覧ください。4社が入札に参加したところでございますけれども、うち1社は入札時に出席されなかったため、失格といたしました。結果は、予定価格4,420万3,500円に対し、落札価格4,286万7,000円、落札率96.98%で、株式会社システム・ナインが落札したところでございます。納期につきましては、令和3年2月28日までとなっているところでございます。

以上、説明を終わります。

日程第4. 質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、質疑を行います。

議案第87号から議案第89号までの3議案を一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則第54条により、臨時議会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

質疑はありますか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それでは質問します。

ただいま提案された８７号です、８７号についてお聞きをします。

町長の提案理由の中で、「本町出身の学生に」というふうに言われました。この学生というつかみですね、どういうふうにされているのか、踏み込んでみると、高校生等が県外にいますよね、高校生。こういう人たちは議論にならなかったのか、答弁、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、学生の応援対象になる学生の定義でございますが、町内に保護者が在住する、現在ですね。在住する、県外に住む大学生等です、専門学生とか、あと大学院とか短大も含みます。

また、県外に住む高校生を検討しなかったのかというご質問でございますが、よその同じような取組をしている市町村を参考にしたところ、１８歳というか、高校を卒業した方での学生というところが多かったことが１点。あと県外に住む高校生も、たくさんいらっしゃると思うんですけれども、そのほとんどが学校の寮で暮らしているということで、実際、いろいろ守られた状況での暮らしの中ということもありまして、やはり、一人暮らしをする学生を対象にして応援していきたいという理由から、高校生を省いたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） 町長のこの文書の中には学生と書いてあって、提案理由もそうだったんですが、大学生も寮に住んでいるはいますよね。大学生は寮におっても大丈夫です、高校生は寮におるから駄目ですよという話がですね、三股町に親がいるから、高校生だから、出ていけば住所ごと持っていくでしょうから、高校生の場合はですね。ということは、ほぼ１００％三股に親御さんがいらっしゃるというふうに思うんですが、少し釈然としないなと思ったので、もう少し分かりやすく、その１点です。高校生を省いた、寮生活だから、ただそれだけで抜かれたんですか、もう一回お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 高校生につきましては、やはり、授業料という面とか食費という面で、大分経済的に負担が、大学生と比べますと少ないという点もございます。また、生活費というところを大学生は、自らアルバイトなんかをして稼いでいるところが多々ありまして、そういう点で、高校生と違うなというところで差別というか、そこを区分けしたわけでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） これ要望ですけども、次にこういうことを考えるとすれば、ぜひとも議題に載せて、提案理由のときに、こうこうこういう理由でこれを省きましたよ、もしくは

今回は入れましたよという説明方をお願いをしておきます。答弁要りません。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（６番 池邊 美紀君） ８８、８９にわたっての質問になります。これは何年ぐらいを想定——以前、話を聞いたような気がするんですが、何年ぐらいを想定しているのかという、そういう計画であるのかということと、機械ですので古くなることもあります、買換えとかそういったものは、国のほうでの指針というのはあるのか、もしくは町としての計画というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、何年ぐらいという想定ということですが、教育委員会のほうでは、最低でも６年間、３年間ずつ回っていきますので、それを２クール回したいなというふうに考えております。国の支援というの今のところ、まだ示されてはいないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） ８８号について、お聞きをいたします。

プロポーザル方式で、価格も１つの点数に置き換えるというのがプロポーザルですよ。ということは、落ちたところ、使いづらいというのから落ちたんでしょうけども、金額的な差額というのは、やっぱり教えてほしいなと。これぐらいの点数の差があったけれども、高いほうを取りましたよとか、プロポーザル方式で、なおかつ内容もよかったけど、金額も低かったんですよとか、その差ですよ。ここで言うと、１位と２位しかいないわけで、要するにこれに対する考え方、点数的なものに反映したときの考え方ですね。教えてほしいと思います。８８号です、８９号はお金、分かっています。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 価格についてでありますけれども、やはり業者の提案によって、例えば本体価格を低く抑えて、後々の運用経費、ランニングコスト等に載せるとかいろんな場合がございます。そこで今回は、その使いやすさといった運用面に加えて、本体価格とかイニシャルコストが本体価格ということになります。

それから、ランニングコスト１年分がどうなるかということも検討いたしました。その結果、こちらが必要ないと認める提案等をしている部分もありましたので、そういったものを省いたりして、コストを計算いたしましたところ、今回、採用いたしました宮崎電子機器が、年間のランニングコストで約２２０万円、また南国殖産が、年間のランニングコストで約２５０万円、それからイニシャルコスト、導入経費につきましては、宮崎電子機器が約５，１００万円、南国殖産が約５，６００万円という結果になりました。このため使いやすさ、そしてイニシャルコスト、ランニングコスト等を考慮して、宮崎電子機器を契約予定者として選定したものでございます。

○議長（重久 邦仁君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第87号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第7号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第87号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり承認されました。

議案第88号「財産の取得について（三股町GIGAスクール環境整備事業・学習用タブレットパソコン2次調達）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第88号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議案第89号「財産の取得について（令和2年次三股町学校ICT教育環境整備事業・学習用タブレットパソコン購入）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第89号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時30分休憩

〔全員協議会〕

午前10時37分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で、令和2年第5回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 楠原 更三

署名議員 指宿 秋廣

三股町告示第88号

令和2年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年11月30日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和2年 第6回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第90号から議案第92号までの3議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第90号から議案第92号までの3議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 田中 光子君 | 2 番 堀内 和義君 |
| 3 番 新坂 哲雄君 | 4 番 楠原 更三君 |
| 5 番 福田 新一君 | 6 番 池邊 美紀君 |
| 7 番 堀内 義郎君 | 8 番 内村 立吉君 |
| 9 番 指宿 秋廣君 | 10 番 上西 祐子君 |
| 11 番 重久 邦仁君 | 12 番 山中 則夫君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまから、令和2年第6回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、福田議員、10番、上西議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る11月26日に委員会を開催し、本日招集されました令和2年第6回三股町議会臨時会の

会期日程等について協議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、本日提案される議案第90号から第92号の3議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される3議案については、委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第90号から議案第92号までの3議案一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第90号から議案第92号までの3議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和2年第6回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第91号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第92号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

令和2年人事院及び宮崎県人事委員会の勧告の趣旨や新型コロナウイルス感染症拡大による現下の厳しい経済状況等を勘案し、本年12月期期末手当の支給割合を、それぞれ0.05月分引き下げ、来年以降の手当調整のため、それぞれ一部改正するものであります。

以上、3議案について提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 皆さん、おはようございます。補足説明をさせていただきたいと思っています。

本日、お手元に配付しました給与勧告の骨子ということで、両面刷りの資料を1枚お渡ししておりますので、それに基づきまして説明をさせていただきたいと思っています。

議案第90号、91号、92号につきましては、令和2年人事院及び宮崎県人事委員会の給与勧告による条例の一部改正でございます。

まず、本日の臨時議会に付しました理由でございますけれども、令和2年10月7日の人事院勧告、そして、令和2年11月6日の閣議決定、そして、令和2年11月27日の国会議決がなされたこと、そしてまた、期末手当の支給基準日が12月1日ということになっております。それ以前の交付が必要であるという理由から、本日の臨時議会に付議したものでございます。

まず、給与勧告のポイントを説明申し上げます。

第1に、月例給でございますが、人事院及び宮崎県人事委員会の調査による民間給与との格差は極めて小さいことによる月例給の改定を実施しないということでございます。

第2に、ボーナスにつきましては、人事院、宮崎県人事委員会の調査による民間の支給割合が4.44月から4.46月に対し、公務の現行が4.50月との均衡を図るため、期末手当の月数に0.05月分の引下げを反映させ、4.45月とするものでございます。

次に、3議案に関する本町の給与等改定の考え方をご説明申し上げます。

まず、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

第1条は、一般職員の12月期のボーナスの支給月数において、現行の期末手当1.30月を0.05月引き下げて1.25月とし、支給月数を2.25月から2.20月に引き下げるものでございます。

6月期、12月期の支給総月数を4.50月から4.45月とするものでございます。

次に、第2条では、令和3年度から6月期、12月期のそれぞれの期末手当の支給月数を引下げ分の0.05月分を0.025月に案分し、1.275月とするもので、6月期、12月期のボーナスの支給総月数を4.45月とするものでございます。

また、会計年度任用職員の期末手当につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条において、一般職の職員の給与に関する条例第18条を準用することから、同様の措置を講ずるものでございます。

次に、議案第91号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

第1条は、町長等の12月期の期末手当の支給月数において、現行の1.70月を0.05月引

き下げて１．６５月とし、６月期、１２月期の支給総月数を３．４０月から３．３５月とするものです。

次に、第２条では、令和３年度から６月期、１２月期のそれぞれの期末手当の支給月数を引下げ分の０．０５月を０．０２５月に案分し、１．６７５月とするもので、６月期、１２月期の支給総月数を３．３５月とするものでございます。

次に、議案第９２号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

第１条は議会議員の１２月期の期末手当の支給月数において、現行の１．７０月を０．０５月引き下げて１．６５月とし、６月期、１２月期の支給総月数を３．４０月から３．３５月とするものでございます。

次に、第２条では、令和３年度から６月期、１２月期のそれぞれの期末手当の支給月数を、引下げ分の０．０５月を０．０２５月に案分し、１．６７５月とするもので、６月期、１２月期の支給総月数を３．３５月とするものでございます。

以上、補足として説明させていただきます。

日程第４．質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第４、質疑を行います。

議案第９０号から議案第９２号までの３議案を一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、会議規則第５４条により、臨時議会では、同一議題につき、１人５回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第５．討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第５、討論・採決を行います。

議案第９０号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第90号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

議案第91号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第91号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第92号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時15分休憩

〔全員協議会〕

午前10時16分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で、令和2年第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 福田 新一

署名議員 上西 祐子

三股町告示第89号

令和2年第7回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年12月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第7回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和2年12月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第93号から議案第101号までの9議案一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第93号から議案第101号までの9議案一括上程
-

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

それでは、ただいまから令和2年第7回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、田中議員、12番、山中議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る12月1日、議会運営委員会を開き、本日招集されました令和2年第7回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に付議されました案件は条例の制定1件、条例の改正2件、令和2年度補正予算6件の計9件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間とすることに決定しました。

また、意見書案 1 件が提出されており、本日の全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

追加議題として、最終日に三股町選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙を予定しております。その選挙の方法等についても協議をいたしました。その結果の詳細については、本日の全員協議会の場で事前にお示しすることといたします。

本定例会の日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 21 日までの 15 日間とすることにしたいと思います。また、意見書案 1 件が提出されており、本日、全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第 3. 議案第 93 号から議案第 101 号までの 9 議案一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第 3、議案第 93 号から議案第 101 号までの 9 議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和 2 年第 7 回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 93 号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）が公布されたことに伴い、三股町議会議員及び三股町長の選挙にかかわる選挙公営制度に関する条例を制定するものです。

次に、議案第 94 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の患者が急激に増加した場合に、適切な医療を提供する必要があることから、軽症者、無症状者について、県が借り上げた民間宿泊施設での宿泊療養の円

滑な運用を行うに当たり、県の要請に伴う市町村職員の業務従事に際し、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 95 号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第 96 号「令和 2 年度三股町一般会計補正予算（第 8 号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費及び新型コロナウイルス感染症対策事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額 148 億 1,533 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 9,274 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 808 万円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、国庫負担金において、障害児施設型給付費等負担金、施設型給付費負担金などを増減額補正するものです。

国庫補助金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子ども・子育て支援整備交付金などを増額補正し、社会資本整備総合交付金、官民連携社会資本整備等推進費補助金を減額補正するものであります。

県支出金は、県負担金において、障害児施設型給付費等負担金、施設型給付費負担金などを増減額補正するものです。

県補助金においては、重度心身障害者医療費補助金、子ども・子育て支援整備交付金などを増減額補正するものであります。

繰入金は、ふるさと振興基金繰入金を増額補正し、事業費の減により、ふるさと振興人材育成基金繰入金を減額補正するものであります。

諸収入は、全国町村会災害対策費用保険金などを増額補正するものであります。

町債は、土木債において、橋梁修繕事業を減額補正するものであります。

法人事業税交付金は、平成 28 年度税制改正で創設され、令和 2 年度から交付されるもので、増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費の減額補正などをするものであります。

議会費は、議会タブレットパソコン購入にかかわる経費を増額補正するものであります。

総務費は、電気自動車購入、コンビニ交付システム導入にかかわる経費などを増額補正し、交流拠点施設整備官民連携可能性調査業務委託料などを減額補正するものであります。

民生費は、社会福祉費において、障害者自立支援給付費、障害児施設給付費などを増減額補正するものです。

児童福祉費においては、施設型給付費などを増額補正するものであります。

衛生費は、救急医療事業費負担金、救急医療機器整備補助金などを増減額補正するものであります。

農業費は、県産農畜水産物応援消費推進事業委託料などを増減額補正するものであります。

土木費は、道路橋梁費の橋梁修繕事業、住宅費の修繕料などを増減額補正するものであります。

消防費は、防災対策として、避難所感染症対策テント購入などを増額補正するものであります。

教育費は、教育総務費において、ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業補助金などを減額補正するものであります。

小中学校費においては、学校管理費の光熱水費、中学校体育館トイレ・更衣室改修工事などを増減額補正するものです。

社会教育費については、ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業補助金、サーモグラフィーカメラ購入などを増減額補正するものです。

保健体育費は、三股町武道体育館空調機器設置工事などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表「地方債補正」については、事業費の補正により、限度額を変更するものであります。

次に、議案第97号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額31億926万2,000円に歳入歳出それぞれ63万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億990万円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務管理費の一般管理費を増額補正するものであります。

次に、議案第98号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億9,471万8,000円から歳入歳出それぞれ4万円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,467万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金の事務費繰入金を増額補正し、保険基盤安定繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務管理費の一般管理費を増額補正し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第99号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億2,330万7,000円に歳入歳出それぞれ699万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,030万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、国及び県補助金、支払基金交付金を増額補正し、一般会計繰入金を増減額補正するものであります。

歳出の主なものは、次年度介護報酬改定に伴うシステム改修費を増額補正し、人件費を増減額補正するものです。

次に、議案第100号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,353万4,000円から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,352万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を減額補正するものであります。

次に、議案第101号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億6,383万6,000円から歳入歳出それぞれ4万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,378万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、施設使用料を増額補正し一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を減額補正するものであります。

以上、9議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時18分休憩

〔全員協議会〕

午前10時20分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- ・ ----- ・ -----
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時20分散会

令和2年 第7回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第2日）

令和2年12月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和2年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10 番 上西 祐子君
11 番 重久 邦仁君	12 番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、新坂議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） おはようございます。通告により、1番、新坂哲雄でございます。

新型コロナウイルス第3波による全国的な感染者が増える中、本町におかれましても、感染者が確認されました。感染状況が見通せず、警戒が必要でございます。さらに、近辺の鳥インフルエンザ発生早期防疫対策が求められます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1番目の「道路拡張計画は」の質問におきまして、島津紅茶園、高才の残り道路拡張計画はどうなっているかを伺いたします。

それでは、質問席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。道路拡張計画の中で、島津紅茶園、高才の残りの道路拡張計画はどうなっているかというご質問にお答えします。

まず、島津紅茶園切寄線道路改良事業のこれまでの経過についてお示ししたいと思います。

この事業は、平成21年度から測量設計や用地測量業務に着手し、同22年度から用地買収、そして同24年度から国の社会資本整備総合交付金事業として改良工事を開始いたしました。本線に離合困難な状況があったため、これを改良し、交通の円滑化を図ろうとするものであります。

この間、令和2年度までに総工事費およそ2億1,800万円をかけ、総延長1,474メートルの幅員6メートル、全幅9.75メートル、片側歩道整備の改良を行っておるところでござい

ます。

今後につきましては、残り 1,013メートルについて、同様の内容で年次的に事業を進めていく予定でございます。まだ仮要望の段階ではありますが、令和3年度は、およそ270メートルの改良工事を予定しているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） この道路は、要望は、いつになるのかという質問が結構ありまして、この道路が早く完成することを願っておりますけれど、長田、梶山の方は、救急病院とか行くのに最短距離になるということでもありますので、早急に完成させていただきたいと思います。

次に、勝岡方面への接続場所はどうなっているかをお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） では、勝岡方面への接続予定場所について、お配りしました資料にて説明いたします。

本日、1枚の紙を地図でお配りさせていただいております。この地図につきまして、横向きで見ると、緑色の部分が、勝岡蓼池線の勝岡新坂頂上付近になります。黄色い色が、現状の島津紅茶園切寄線の道路であります。で、赤いラインが入っていると思います。これが改良工事計画のラインになります。

これは、平成21年度島津紅茶園切寄線測量設計にて作成しました設計図面になります。ご覧のとおり、勝岡蓼池線の新坂、現在の接続部からおおよそ10メートル北に、島津紅茶園切寄線が、ほぼ垂直に接続する計画となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 8割方、あの道路はもう完成しているような感じですけど、残り線をただいま説明がありましたが、皆さんが、ここは今の状況は、なかなか離合ができないということで早期に解決できないのかという質問が結構ありました。

以上です。

それでは、次の議題に入ります。高齢者の町営住宅入居希望について、持家対策、処分解決策はに伺いをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 高齢者の町営住宅入居の希望について、持家対策、処分解決策はとのご質問にお答えいたします。

公営住宅法により、公営住宅は真に住宅に困窮する低額所得者に賃貸されるものであるとされ

ています。ただし、住宅を所有している者であっても2つありまして、まず居住の用をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ費用が不足するため、その建て替えが困難である場合。次が、差し押さえ、正当な事由による立ち退き要求等により、その住宅に居住し続けることができなくなった場合には、入居申込者はこれを明確にすることが適当であるとされています。

このような場合に加え、町では、これまでに相談に基づき、状況等を確認し、福祉的見地から入居を許可したケースもあります。そして、まだ事例はありませんが、土砂災害警戒区域等に所有する住宅があるために、町営住宅への入居を希望する相談も今後は想定しております。

ただし、上述のいずれの場合であっても、所有する住宅の解体処分については所有者自らにお願いすることとしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいまおっしゃいました条件は、なかなか厳しいと思いますが、高齢者の希望の方は、「くいまーる君」もあるんですけども、やっぱり高齢化になると病院の近くに住みたいと。だから、そういう相談が3件、4件来ておりますが、持家を持っていると町営住宅に入れないということは分かっているということなんですけど、いずれは、もう不動産屋さん建物に依頼すれば入れたと、入居できたという話を聞いているんですけど、何か緩和策はないのか。やっぱり壊すにも費用がかかって金がないという相談を受けるんですけど、田舎のほうは簡単に処分ができなかったりする状況があるんですよ。やっぱり病院に一日置きに行かないかんとかいう人は、高齢化、80歳以上を超えると皆さん病気になったりする、病院に行かなくてはいけない状況が発生しているんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいまご質疑の中でありました不動産に依頼した場合というところまでは、こちらでの把握はしておらないところなんですけど。

次に、この質問、入居条件緩和はできないかのご質問であったと思います。ただいま第1番目の質問で述べましたとおり、所有する住宅がある場合でも、相談に基づく状況等によっては入居を許可している場合もあります。今のところ、それ以外での入居条件の緩和というのは考えていないところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 非常に残念な言葉ですけども、ぜひ前向きに何か方法を考えていただきたいと思うんですけど、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。免許返納をしたいと思っている人への対応について、交通網

の不安、買い物、病院、小回りの利く政策が必要ではないかということで伺いたいします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、免許を返納したいと思っている人への施策についてお答えしたいと思います。

本町では、本年度から、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバス「くいまー」の回数券を交付し、高齢者の交通事故防止と公共交通の利用拡大を図る事業を実施しているところでございます。

事業対象者は、自主返納の日に70歳以上の人で、課税など滞納していない人でございます。支援内容は、「くいまー」の回数券12回分のバス利用券を10冊、120回分を交付しております。11月末時点での実績でございますが、15件でございます。

また、高齢者の事故で多い、アクセルとブレーキの踏み間違い防止を図るため、高齢者安全運転支援事業を今年度から始めました。事業内容は、高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車に後づけ安全運転支援装置を設置する人に、費用の一部を補助するものでございます。

補助対象は、自己所有車に急発進防止装置の設置、2つ目に、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置の設置、3つ目に、ATワンペダルの設置、この3種類の装置を設置する場合を補助対象としております。そして、65歳以上で課税等を滞納していない人などが対象者となっております。11月末現在の実績でございますが、9件でございます。

このように、町では高齢者の生活の利便性向上のため、種々の施策を実施しているところでございます。しかしながら、少子高齢化は本町でも進行しつつあることから、交通弱者対策の必要性は、さらに高まってくるものと考えております。

このようなことから、町では、令和3年度から交通網体系の再編について検討したいと考えております。交通弱者に優しい交通手段の確保や新たな公共交通ネットワークの構築、利用しやすい交通環境の整備などについて協議し、町民のニーズに合った交通網体系を構築したいと考えております。

ご指摘の買い物や病院等への足となる小回りの利く交通網をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課からは、買い物支援についてご説明いたします。

買い物支援につきましては、現在、介護保険を利用した訪問介護や、介護保険を使わずに利用できる軽度生活援助事業において、ヘルパーや近隣の方々が本人に代わって買い物に行く生活支

援を行っているところです。しかし、利用者の中には、自分で商品に触って、選んで、楽しんで買い物がしたいという意見も多くあるところです。また、そのことによって、ひきこもりや運動機能の低下を解消できるという利点もあります。

そこで高齢者支援課では、社会福祉協議会と協力し、地域住民の交流の場であるサロンと介護施設、商業施設など行政と地域が共同で行う買い物支援に取り組んでいます。現在、実施しているサロン数は7団体、また、長田、梶山地区においても送迎を行っており、ポスターによる啓発も行っているところであります。

買い物の後、みんなでお茶を飲んで語り合うなど、月1回の開催ですが、高齢者の方々の楽しみの一つとなっているところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 交通網の不安ということで、本町の伺いは聞きましたけども、都城はふれあいタクシー1,000円券を5回分、5回、1回が200円のが実施されております。今、一般質問で都城も一般質問がありますけど、これを100円にしたらどうかという質問も議会のほうで上がっているようでございますが、自由に行きたいところにタクシーで行けるといことであります。

それと、買い物については、移動販売車が、都城の場合は120か所、指定場所に巡回しております。1人頭消費額1,200円平均らしいですが、お分かりですか。この件について何もないですか。本町は、そういう計画はないですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほども述べましたとおり、令和3年度からこの交通網の計画を新たに策定していくという中においては、十分、新坂議員が言われていましたこの交通弱者に寄り添ったというか、十分配慮した中での交通網体系、計画をつくっていききたいというふうに考えております。

特に、民間業者との、やはり連携を図りつつ、行政ができる部分、民間ができる部分、そういったものを非常に出し合いながら、そうした小回りの利く交通網計画、もしくは事業等を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） この問題は、各市町村、頭の痛い問題だろうと思いますが、他市町村に負けない先端の考えに基づいて、こういう計画を持っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより 10 時 35 分まで本会議を休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 2 番、内村議員。

〔8 番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8 番 内村 立吉君） 発言順位 2 番、内村です。

九州などで異例の記録的な長雨をもたらした 7 月豪雨、各地で観測史上最大の降水量が相次ぎました、9 月に発生した台風に対しましては、今までにないような台風ということで予測されました。いつ起こってもおかしくないと言われている大きな地震の減災防災対策に対しての取組がなされています。

本町におきましても、三股町強靱化計画が作成されました。国土強靱化を進めるための事業、具体的な施策がなされております。今後、発生すると考えられる自然災害に備え、考え方、目標、方針、見直しがなされているようであります。

このような中、消防団に対しましては、住民の皆さんの生命と財産を守り、安心安全なまちづくりということで、昼夜を問わず務めているのが現状じゃないかと思っております。

質問いたします。まず、消防団の現状ということで、本町の消防団に対する定数、そして団員の職業、平均年齢ということで質問をしていきます。あとは質問席にて質問をしていきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 消防団に関する質問でございますが、別紙でお配りしました資料に基づきお答えしたいというふうに思います。

まず、消防団の団員数、平均年齢及び職種についてお答えいたします。消防団員数は 160 名、平均年齢は 41 歳、職種については、公務員が 43 名の 26.9%、民間が 92 名の 57.5%、自営業が 25 名の 15.6%であります。

次に、報酬、手当、出動手当でございますが、三股町消防団条例の第 14 条関係別表第 1、第 15 条関係別表第 2 と類似団体との比較を記しております。報酬額については、類似団体と比べて、部長級以上で低い傾向にあり、特に団長において、大きな差異があります。班長以下においては、逆に高い傾向にあることが伺えます。

次に、出動手当につきましては、類似団体は、日額、回数での支給額に対し、本町は時間単位

の支給額となっており、支給単価は高いものと思われます。本町では、出動手当に重みを置いて支給しており、台風時の警戒態勢や操法訓練等の長期的な出動を余儀なくされる団員の処遇に配慮したものというふうになっておるところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、資料に基づいて、職業から平均年齢、団員の募集、手当、出動手当の状況ということで町長のほうから答弁をいただいたわけでありますけれども、今の答弁の中で、他のほかの市町村の類似団体との比較表もここに提示されておるわけですが、その中で、この資料等に団長、副団長というのは、特に差が開いて少ない状況にあるんじゃないかと思っております。その中で、部長までですね。そして、班長以下のその手当につきましては、比較的に似たような傾向にあるんじゃないかと思っております。

出動手当につきましても、このように別表の2で、ここに提示されているわけですが、これが今の町長の答弁あったとおり、団長、副団長、部長というようなことは大変だと思うわけですよね、やっぱり。皆さんを、やっぱりまとめられるわけですから、地域の消防団になった団長さんというのは、やっぱりいついかなるときでも出動態勢に備えておらなければならないわけがありますので。

その中で、私も以前に消防団に入った時期がありました。消防団につきましては、個人勝手な行動は許されないわけです。そして、絶えず団体行動をとらなきゃいけない。以前の団長さんは、消防団につきましては、消防隊員の皆さんは、誇りを持ちなさいということを言われておりました。その意味を考えましたときに、その意味というものは深い意味があるんじゃないかと思っております。やっぱり消防団につきましては、いついかなるときも自覚と責任ある行動をとっていかなければならないんじゃないかと思っております。

そして、消防団の中で、普段に学ぶことができないようなことや、いろいろ教えられることがいっぱいありました。団体行動で、責任ある行動ですから、その中でありました。その中で、この団長、副団長というのは皆さんを統率するわけですから、その中で、この人口規模でも違うと思うわけですよね、類似団体としてもですね。この中で、このようなことに対しまして、処遇改善といいますか、この見直しをするような計画はないか、伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今の町長のほうからの消防団の現状ということで、報酬、そして出動手当等の類似団体との比較表も含めて説明させていただきましたけれども、特にこの団長、副団長ですね、これが類似団体に比べて低いという部分については、担当課としては、もうちょっといろんな情報等を入れながら、この差異は何なのかというところも含めて、十分情報収集をし

つつ、検討もしなければいけないのかなというふうに思っています。

ただ、団体として考えた場合には、本町の場合は、どちらかといいますと出動手当、こちらのほうにやはり回数分、趣きを置いて、そちらのほうを優遇しているというような対応はとっておりますので、その辺も充分理解していただければなというふうには思っているところでございます。

今すぐに、この団長、副団長等の報酬について変えるという計画ありませんけれども、十分情報収集も含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） 本町におきましても、国土強靱化計画がなされておりますけれども、国のほうもやっぱり今度は、国土強靱化計画に対しましての予算を組まれているようでありますから、やっぱり三股町は人口がほかの町村からすると多いわけでありますから、それだけ負担もかかると思うわけですね。そこあたりは、いろいろいろんなことを踏まえて、改めるところは改めて、そのようにしてやっていただければと思う次第であります。これらのことを踏まえた上で、このことに対しましては質疑を打ち切らせていただきます。

次にしまして、新型コロナウイルス感染者の差別、中傷を防ぐため、条例制定をすることはできないかという質問であります。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染者らへの差別禁止を盛り込んだ条例を、１０月末で、現在、１７都府県２０自治体が制定をしているということで新聞の調査で分かっております。

例を挙げますと、コロナがきっかけであるが、疾病、障害、性別などを理由とした差別を防ごうとする制定、これは名称を思いやり条例と言うそうであります。市内の感染者はゼロだが、事実でない情報も広まりやすく、未然防止を図るための策定する条例、そして、事業者に対しても、従業員に差別禁止に関する教育を行うなどを務め、努力して求める条例、感染者や医療従事者への差別を禁じる、これは現実に医療従事者への差別ということが起きている状況であります。条例では、県内で全４２市町村の首長と知事がトップ連名で、ストップ・ザ・コロナハラスメント宣言を出している県もあります。

このような中で、本町におきましても、この制定をするようなことはできないかという質問になります。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 新型コロナウイルス感染症への差別、中傷を防ぐための条例制定に対しましては、９月定例議会で、同様な一般質問に対しまして、県のほうでは条例化に向けた考えはないということから、本町でも今のところ予定はないというふうに回答したところでございま

す。

しかし、コロナ禍の長期化、感染拡大を見据え、誹謗中傷を防ぐ、誹謗中傷から守る対策として、人権意識の啓発、情報管理の徹底、相談窓口の開設等の発信を継続して行っていくことは重要だというふうに考えています。

条例化等の新たな対策については、同じ生活経済圏であるお隣の都城市との意見交換等をし、必要であれば協議し、検討したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） それでは、教育長のほうに、やっぱり学校関係でいろいろありまして、例を取って見ますと、８月にサッカー部の生徒やら教員がですね、１０８名が新型コロナウイルスが発見した松江市の高校で、校長が、被害電話を受けて、日本から出ていけというような１００件近い中傷、抗議の電話があったそうであります。インターネットでは、生徒の写真を検索し、感染者を特定しようとする動きが見られて、この写真を削除すると隠蔽だと攻撃したそうであります。このようなインターネット上の必要な処置を行うというようなことの明記をした条例もつくられております。

コロナ差別禁止条例拡大ということが、今、どんどん言われているようであります。教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 現在の状況を見ますと、県内でも学校での感染という事例が出ておりまして、そういった面からすると、やはりこの新型コロナウイルス感染者への差別、中傷を防ぐということは、非常に大切なことだと考えております。

教育委員会といたしましても、これまでも児童生徒、あるいは保護者に誹謗中傷等をされることのないようお願いしてきたところでございます。しかしながら、条例化につきましては、先ほど町長が答弁されたとおりだというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） 町長と教育長、先ほど町長が、やっぱり都城といろいろ協議しながらいろいろな検討も協議しながら、これは、ことであります。悪質なこれは差別であってですね、名誉棄損であります。屈辱に当たる可能性もあります。そして、今のところ罰則として課題はありませんけども、条例には罰則ありませんけど、この差別禁止の意識を、いかに広く浸透させていくことが課題ではないかというようなことが言われております、やっぱりこのことをですね。差別がないからとか、そういう問題じゃなくて、みんなにそういうことを意識させていくことがいいんじゃないかということを言われております。そんなことで、前向きに検討していただ

くようよろしくお願いいいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症問題ですね。新型コロナウイルス感染症の対応臨時交付金の事業の一覧表が配布されました。1次補正、2次補正、国県等の内容が書いてありました。1次補正についても質問をしてまいりました。2次補正について、ある程度はつかんでいますけども、改めてこの事業について、どのような事業だったか、そして、この予算について、予算額について、執行済み、予算について執行済額の金額も伺っております。後で言うとはですね。全体的にはつかんでおりません。しかしながら、この残額について、ほかの事業に使えるということで理解していいのかということでも伺っていききたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 新型コロナ対応の臨時交付金でございますが、こちらのほうの1次と2次の事業を9月議会でお示したところでございます。この中でも既に終わった事業もございますし、現在進行中の事業もございますし、また、今から取り組む事業もございます。

そういった中で、町のほうに交付予定の交付金でございますが、こちらは4億6,000万ほどございますけれども、これは、それぞれの事業に充当していった結果、マイナスで300万ほどのマイナスということで、現状なっております。

また、今後、この事業のそれぞれの事業が確定していった結果で、3次の臨時交付金も予定されておりますので、新たな事業というのも考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろいろと新たな事業も出てくるんじゃないかと思っておりますけども。三股町のコンビニ交付事業というのがあるわけですが、これは、箇所は何か所ぐらいか、いつごろから使えるかというようなことで伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから臨時交付金、2次補正事業の中の三股町コンビニ交付導入事業について説明をさせていただきたいと思っております。

事業の内容につきましては、コロナ禍における感染防止対策として、証明書等の交付業務に際しまして、3密を避けることを主たる目的としまして、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付導入を実施するものでございます。

また、利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカード取得向上効果にも期待するものでございます。

事業費の主なものは、ハードウェア調達費、導入構築費及び庁舎内に設置するキiosk端末調

達費、これが庁舎内に設置する証明書発行ができる機械でございますけども、その費用、そして、その総額予算額ですけれども、4,674万1,000円を、今回の12月定例議会のほうの一般会計補正予算として計上をしているところでございます。

また、コンビニ交付の本稼働時期につきましては、令和3年11月から令和4年2月の間を予定しているところでございます。

なお、設置箇所数につきましては、これ今コンビニにある端末機、これを利用したものがコンビニ交付ということになりますので、設置箇所数については、町内にあるコンビニ、こちらで利用できるような形になりますので、数的にはちょっと把握しておりませんが、ただ、庁舎内にも1台、端末機を設置するという計画でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 12月議会で予算が組んであって、3年の11月から4年の2月までの間ということですね。設置箇所は、町内のコンビニということだった……

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 申し訳ありません。町内のコンビニじゃなくて、もう全部ですね、全国のコンビニです。利用できるということです。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。全国うちことですね。それで、次に、コロナの、税務財政課から9月に基金のことで説明があったわけですけども、これは臨時交付金において、一律に、対象外経費とされていた基金積立金が、一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、対象経費と認められるようになったということで説明を受けました。その中で、このことにつきましては、本町におきまして、そういう利子補給金事業ですね、それと信用保証補助事業というものの条例がうたってあるわけですけども、これにつきましては、ほかのほうには基金というのは積み立てないわけ、この利息分だけの基金だけに限られるわけですかね。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業については、交付金の要綱に、基金に積み立てる場合の要件というのが、先ほどおっしゃられたとおり示されているところでございます。対象事業は、条例にありますとおり、利子補給事業、また信用保証料補助事業などとされておりまして、今現在、町で利子補給事業をとり行っているのが、企画の、国のセーフティネット等の利子補給と、農業振興課で行っております経営の安定の利子補給をしておりますけども、利子補給事業等であれば、条例にある限りは、確かにほかの事業でも充てられますけども、基本的にこの利子補給事業以外のものについては、基金の積立てにより発生する預金利子も含めまして、

ほかの用途への活用はできないということになっております。

ですから、あくまで利子補給事業、または町が行う信用保証料補助事業に限り充てられる基金ということで、条例も制定させていただいたところでございます。

○議員（８番 内村 立吉君） 分かりました。

続きまして、コロナ禍で、一覧表でですね、宮崎県が創設した新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付を利用した中小企業等に対して、３年間、利子金額を補給するというようなことが５８７万２，０００円組んであります。その中で、基金、このことに対しまして、新たにこの基金条例が積まれたわけですね。そして、金額が２，４６１万５，０００円ですか。そして、この中で、これは５年間で返済しなければいけないことですよ。８年の３月３１日が期限であるっちなようなことで説明を受けております。

これは、借入れに対して、結局、補給してくれるっっちゃう分になると思うわけですが、このことにつきましては、その貸付金額全体をつかんでいらっちゃって、こういうような基金というのを積まれているか、そしてまた、この基金に対しましては余った分はどのようにするかということをお願いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） この基金の関係ですけども、先ほど５００万ほどですね、利子補給ということで予算化しておりますけども、これは今年度、令和２年の３月から１２月までに発生した分に対する利子補給をまとめてしますので、その分の予算化をしているのが、の金額であります。

今後、当然、来年以降も償還がありますので、１月以降に発生する利子相当を来年の１２月までで申請していただいて利子補給をするという制度でありますので、その額を基金の中から予算化をして、毎年基金を取り崩して予算化をしまして利子補給補助金を出していくという制度になりますので、その基金は、その対象によって目減りしていきます。この９月補正で組みました２億４，６１５万円ですね、これにつきましては、今のところ１０月までの借入れ実績に基づいて試算をしたものでありますので、今後、借入額が１２月で締切りとなりますので、その締切り額が確定した後に、実際の利子の補給額というのが確定してまいります。その段階で、もう一回その積立額については補正が必要になってくるのかなというふうに、執行部のほうでは考えているところでございます。ですから、この額については、まだ変動があります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） 金額が、先ほど２億４，０００って言われたからですね、２，４００万（発言する者あり）ですね、２億４，０００万って言いやったかいですね、

2,400万ね。分かりました。

続きまして、この前の第72号の中に、下のほうに、この宮崎県が創設した新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付事業についての経済活動伝染病対策資金利子補給補助金、そして、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給補助金というようなことで、ここに書かれております。このことに対しまして、緊急対策貸付けに対しましての状況について伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付けの状況についてお答えいたします。

本町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付けを利用された方へ、利子の全額を3年間補給する制度を設けております。

手続の流れとしましては、事業所の所在する市町村で業種や売上げ等の融資要件を満たしているかの認定を受け、取扱金融機関へ融資申込みを行い、同時に取扱金融機関を経由して信用保証協会へ保証申込みを行います。

今年10月までを取りまとめた分になりますが、申請件数につきましては35件、融資実績額につきましては8億1,710万円、また、利子補給の実績額についてですけれども、こちらは先ほど税務財政課長が答えたとおり、12月末までに融資を受けられた分につきまして、来年の2月以降に利子補給を行う予定としております。現在のところ、予算額と同額の578万円を見込んでいます。

また、先ほど申し上げました町で発行した認定書の件数ですね、こちらのほうが11月分までとなりますけれども、セーフティネットと危機関連保証を合わせまして164件でございます。

こちらの認定書を発行した件数と、先ほど申し上げました利子補給の該当件数35件の違いでございますけれども、今日お配りしますカラー刷りの一枚紙がございます。新型コロナウイルス感染症に対応する資金繰り支援、一番右側に赤字で令和2年7月1日変更となっております。こちらの変更についてですけれども、利用可能メニューの下のほうに水色で囲った四角と赤で囲った四角がございます。こちらの赤で囲った四角が変更された部分でございます。この上から2番目の赤の四角と、下から2番目の赤の四角の右側でございますが、概要という部分に、3年間の金利ゼロというものがセットとなっておりますので、まずは金融機関のほうで融資を受けられる方がこちらのほうに流れていった関係で、ここの数字の違いというのが出てきているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） 分かりました。

続きまして、定額給付金というようなことで書いておりますけれども、このことにつきましては、新生児の特別定額給付金についてであります。このことにつきましては、今、生まれる子供が非常に少ないということが言われております。２０２０年に８５万人全国でだったのが、８４万人で「８６万人ショック」と国が言っておるそうであります。来年は７０万人台に落ちるんではないかとも言われております。

この中で、新生児に対して、特別定額給付金を支払っているところもあります。県が発表した、そしてですね、本町におきまして、県が発表した年少人口が最も高いのは、三股町であるというようなことが新聞に載っておりました。改めて本町において、この新生児に対する課題を対象に経済支援をするために、新生児特別定額給付金を支給することはできないかということに伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 特別定額給付金の新生児に対する特別定額給付金についてお答えいたします。

出生数が減っているということだったんですけれども、全国的にはですね。三股町の場合は、平成２９年度の出生数が２５５名、平成３０年度の出生数は２６４名、令和元年度の出生数は２３０名となっております。過去３年間を平均しますと、年間出生数は約２５０名となります。令和２年１０月末現在の出生数は１２２名となっているところです。

他の市町村の状況を見ますと、国富町や高鍋町、新富町、木城町等が、令和２年４月２８日以降に出生した新生児を対象に、１人当たり１０万円の給付を行っております。令和２年４月２８日から令和３年４月１日までに生まれた三股町の新生児を対象に、１人当たり１０万円の特別対策給付金を行った場合、約２３０名が対象となり、２，３００万円程度の新たな予算が必要と見込まれております。多額の予算が必要とされることにより、現在のところ新生児の特別定額給付金につきましては、実施の予定はございません。

町民保健課としましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、感染防止のための対策や３密に配慮したウォーキング等の推進と健康意識の向上を目的としました健康マイレージ事業等に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） 分かりました。いろんな事業を行っているから、今のところそういう考えはないということですね、分かりました。

続きまして、三股町の肥育牛安定対策事業ということで、状況を伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 三股町肉用牛経営安定対策事業について回答いたします。

現在の執行状況は、9月出荷分までで543頭、533万円でございます。8月出荷分より差額が1頭当たり上限補助額1万円を切りまして9,700円、9月出荷分におきましては9,300円と、徐々に差額が減ってきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 続きまして、第62回の宮崎県畜産共進会が行われました。肉用牛の枝肉部について、前年度の比較ということで伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 第62回宮崎県畜産共進会は、枝肉の部が、10月27日にミヤチク高崎工場で開催されました。枝肉の部では100頭の出品があり、都城地区からは27頭、うち3頭が本町からの出品となっております。

結果は、グランドチャンピオン牛を都城地区の金政畜産が受賞しております。枝肉重量534キロ、キロ単価8,600円でございます。令和1年度の比較といたしまして、今年度は枝肉共進会の内容は、枝肉重量の平均が533キログラム、BMS脂肪交雑の平均は10.6、枝肉単価の平均は3,125円となっております、A等級以上の上物率が100%でございました。

なお、A等級が94頭と、非常にレベルの高い共進会となっております。令和2年度は、平均枝肉重量も上物率も向上しているものの、コロナの影響で平均枝肉単価が前年比で235円下がっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 枝肉、さしの入り具合、宮崎牛に相当するA4等級、5等級ということで、今、そういうふうに示されたわけですが、何かコロナの影響で、やっぱりなかなか値段もちょっと安かったのが、例年からすると安いというようなことですが、今のところ順調に値段も回復しておりまして、子牛の価格も戻ったような形でもあります。

しかしながら、まだこのコロナの関係で予断を許さないような状況だと言われております、これがですね、消費が鈍ったら、まだまだというようなことが言われております。まだ、これからいろんなことが問題になってくるんじゃないかと思います。しかしながら、お互いにいろんなことを考えながら、また当たっていただければ、いいがなあと思っております。そんな中で、今、また鳥インフルエンザが出ておりますので大変だと思いますけども、よろしくお願いいたします。

て、終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより午後の部を13時から本会議を再開しますので、本会議を13時まで休憩、これより昼食のため13時まで本会議を休憩いたします。

午前11時20分休憩

午後1時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました2件、地域防犯についてと町の表彰についてを質問をしたいと思います。

まず、①ですが、LED化が図られているが、今後の地域からの要望はどう対処するのかという観点から、地域からの設置要望、それから撤去要望、それらの要望があると思います。それについての町長、町側の説明を求めたいと思います。

あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町が設置する、所管する防犯灯の設置、維持管理等に関する考え方についてご説明を申し上げます。

地区内、つまり自治公民館が管轄する地域内における防犯灯につきましては、平成25年より白熱灯からLED化に取り組み、令和2年3月31日現在、町内に1,736基設置しております。防犯灯の設置運営につきましては、従来から設置と電球は町が負担、維持管理と電気料金の支払いは自治公民館負担としてとり行ってきましたが、令和2年8月に新たに三股町LED防犯灯設置要綱を設け、運用しているところであります。このことの内容については、4月の行政事務連絡員会議において、自治公民館長に説明をしたところでございます。

設置要綱では、新設は、町が全額負担、修繕は、自然災害に起因するもの以外は地区負担、更

新、移設及び維持管理に必要とする電球交換及び電気料金は全額を地区負担としております。

従来は、白熱灯の電球交換が頻繁であったものが、LED化により10年に1回の交換、また電気料金は10年で8分の1というふうに言われておりまして、自治公民館の負担軽減につながっているものと考えております。

今後の地域からの設置要望につきましては、予算の範囲内で、各地域の設置状況を踏まえ、対応したいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 2番の問題で、教育委員会もよろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育委員会所管の防犯灯についてお答えいたします。

通学路のうち、集落と集落の間の暗い場所について、平成19年度に教育委員会で蛍光灯型の防犯灯116基を設置しまして、電気料や修理などの維持管理費も教育委員会で負担しているところでございます。

また、その後も地域から設置要望があった場合は現地確認を行い、必要と判断した場合は新たに設置しており、現在、165基を設置しているところでございます。当初設置しました器具は、老朽化などにより取替修繕が必要な箇所も出てきておりますが、蛍光ランプの生産終了が発表されておりますので、現在はLED型の防犯灯へ順次切替えを行っているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それでは、町がつける場合の話を、今町長がされたんですが、撤去という話が出てきた場合に、例えば支部がなくなった、どこが金を出すのよってなったときに、そんなら撤去してくださいよという話になったときには、そういう地区要望については撤去されるんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 支部のほうでも必要がないということになった場合の撤去につきましては、その意向に応じて、撤去はしていくかどうかは、また地元地区公民館以外の、また交通指導員とかいろんな地域、学校、そういった部分を踏まえながら、相談の上、撤去のほうはしていきたいなというふうに思います。

また、撤去費用等につきましては、今現在のところ、この防犯灯設置要綱には撤去費用の分についてはうたっておりませんので、その辺も踏まえて、今後、また撤去等が出た場合には要綱等を見直しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） 皆さんの手元に、多分、私がバタバタってつくった一枚紙があるだろうと思っています。町長は、全て自治公民館でやんなさいよという話になりました。で、ちょっと作ってみました。ちょっと住基台帳については、この数字で見る三股町から引っ張ってきました。それから、公民館の加入状況については総務課から資料を頂きました。防犯灯の設置もしかり。それで、この状況を踏まえて、今から質問をしていきたいと思っています。

防犯灯の設置がどうなっているんだ、それから、地域によっては、どうなんだ。それから、総務課がもう一つ、これも資料をとということで出していただきました。太陽電池式の、要するにソーラーパネルのＬＥＤですね。かく三股町に、この表によると３７基あるんだそうですが。これについては、要するに、その地域、その集落の中でＬＥＤが、このＬＥＤちゅうか太陽光発電がなされているわけですね。

これを踏まえまして、さて、もう一つお聞きをしたいと思います。今度は、団地内ですね、団地内に、防犯灯なのか外灯なのか分かりませんが設置をしてあるというふうに思っています。その外灯ですね、設置はどうし、修理はどうし、電気料はどうしているのかというのをお聞きをしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） では、団地の外灯についての取扱いであります。町営住宅管理条例の施行規則の中で、入居者の負担で修理するものという項目があります。その中に、共同施設の電気代及び維持管理費というものをうたってありまして、駐車場の外灯についても、その対象であるというふうに考えております。

そのことによりまして、団地のほうでは、団地管理組合というものをつくっていただきまして、そこで団地の加入者から独自にお金を集金いただいて、その中から修繕とか電気の交換とか、そういうものを行っている状況で、今ございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） この管理組合なるものは住宅料に比例しているんですかね。それとも定額で全部なっているわけですかね。要するに、どういう入居基準であろうとも同じということでもいいんですかね。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） これは、維持管理等につきましの集める額については、さまざま団体で変わるのかもしれませんが。基本的に、役場のほうとしましては、駐車場を借りる方について駐車場管理プラス外灯管理ということで、独自に管理組合のほうで預かっていただい

りますので、金額、駐車場代は700円、町の方にお納めいただくんですけども、その他のプラスアルファの外灯等の維持管理などについては、各団体のほうで決めておられるものと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 大体大枠、要するに教育委員会のほうでは、管理は教育委員会ですながらやっていくと。都市整備においては、管理の方法は、そこに任せるとのことですね。

で、いよいよ本題に入るんですが、町長は全然払わんというふうに切って捨てられましたので、地域に入っている人、自治区、自治公民館に入っている人で、いろんなことがあるわけですけども、三股町以外、三股町以外で前、6月議会でされたときに、都城市の話が出てきています。

再度、確認をしますが、都城市は街路灯なのか防犯灯なのか分かりませんが、どういう基準にどうなっているのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 都城市のこの防犯灯の設置、もしくは維持管理について、ホームページ上でちょっと調べさせていただきました。都城市のほうでは、設置及び維持管理につきましては、補助事業、補助金というような形でされているようでございます。

申請の仕方が、維持管理費と設置費の2つに申請自体は分かれておりまして、まず設置費のほうについてなんですけれども、対象としては、支柱ですね、その分と、LED灯の新設、それとブラケットの取替え、この3つは対象となっているということで、これに対して補助金を出すということで、補助金の額等については、ちょっとホームページを調べてみるんですけれども、補助金の額としては、補助率、これは見つけることはできませんでした。大変申し訳ございません。

それとあと維持管理費についてなんですけれども、これにつきましても、申請をすることによって補助金が出せるわけなんですけど、内容としましては、10ワット契約の防犯灯の設置に対して幾ら、そして10ワットを超える契約の防犯灯設置について幾らというような形で、維持管理費のほうについては補助金が出されるような仕組みになっているようでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 電気料の問題に入っていきますが、先ほど町長も聞かれたように、都城市は補助金を出しているんですね。三股町は自治公民館で勝手にやってくれよというふうに言われましたけれども、先ほど、撤去はどうですかと聞いたのはそういうことですよ、もう払えんと、自治公民館は。撤去してくれと。極論を言うと、例えば上新で言うと、上新は蓼池やら勝岡小学校区の人たちがみんな中学校行くよね。通学路だけは撤去してくれよもうそんなら。ただ、

教育委員がつくったろ。たら、いやいや自治公民館は一切関係ないじゃないかという極論さえ思いつくし、もっというと、自治公民館に入らなければ電気料払わんでいいっちゃなと。自治公民館脱退の勧めになりかねんかなという極論を考えつくわけですね。

この表の中の一番後ろ、それから後ろから2番目、3番目ですね。1棟当たり、こういう意味です。世帯負担、戸数負担というのは。世帯負担で書いてあるのは、住基から引っ張ってきた世帯が1基を何世帯で持っているか。

それから戸数、負担というのは、自治公民館の戸数が1基を何世帯で持っているか。で、その一番後ろは、参考までにですけれども、自治公民館の加入率。これで見ると、つけられないという話に考えられないのかなと。自分ところの自治公民館長が、新しくここに街路灯が欲しいな、防犯灯が欲しいな、ここ欲しいな。もしそれで、町側が認めてくれたら、あとは電気料が、そのうち自治公民館で見れるということですから、次の自治公民館長、次に残された今の自治公民館長が辞めた後の世帯の人に、その部分の負担を強いることになるわけですね。と言ったら、手を挙げるのやめようかということにもなりかねない。

この表の中でお金が、月額料金が出てきています。で、使用料が185円だそうです。聞いてみました、1か所当たり、定額、月額です。それに防犯灯をすると、これくらいのお金が毎月、自治公民館は各自治公民館は負担をしていますよということなんですね。今、自治公民館をやめる人が結構多くて、興味のない人もいっぱいいて、どんどんどんどんやめていくわけですね。いっぱい入っている90%以上というところは、そう苦にならんでしょうけども、例えば西植木やったら、「もう入らんましょ、何で俺たちがその電気料を払わないかんの」って、こうなりかねない。

そこで、町長に再度聞きますけども、この自治公民館費というのは、応分の負担ではないんですね。例えば、富める者、貧しき者、あなたのところは金がいっぱいあるからいっぱい払ってね、あなたのところはそんなに金があるわけじゃないから、これだけでいいよというのは自治公民館にはありません。ということは、全員一律です。そうすると、収入の少ない人にはものすごく負担になるわけですね。

で、この金額がこういうふうにされていくわけですが、町長、本当に自治公民館で全部やれよというふうに本心から思われて、都城は、例えばですね、ついでに言いますと、LEDの取替え、補助金申請、1か所5,800円ですよ。5,800円補助金をやるんですよ。で、自治公民館が替えるんですね。今、自治公民館の役員に聞いたら、LED電球すら地元で買いよるわけですよ。千何百しますよ。

再度、町長にお聞きをします。やっぱり自治公民館が、この合計の月額負担の一番下で32万1,160円というふうに出てきていると思います。総計の欄の月額料金の一番下のところです。

ということは、月額3万2千1,160円を、町側がどうにかひねり出して出そうかなと思ったら、自治公民館は、その料金は要らない。だから、町長、聞きます。先ほど言った、LEDの料金ですね、料金は、やっぱりこの、今のこのシステムが最高にいいというふうに、今でも信じていらっしゃるでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 最高にいいかどうか、また別問題としまして、この電気料金の負担なんですけれども、先ほどお話ししましたけれども、以前は白熱灯だったわけですね。それをこの25年からLEDにしたわけです。それによって、電気料金は、年間8分の1に減額する、そして白熱灯のときには、頻繁に電球が切れたりして、取り替えに、非常に支部の負担が、支部長の負担が多かったところでございます。

今回は、原則としてといいますか、普通、10年間は電球の取替えは必要ないというようなところで、非常に地元の負担を軽減しているということは、ご理解いただきたいなというふうに思います。

そういう中で、この電気料金の負担については、様々な考え方がございます。

1つは、パターンとしまして、市町村が設置、維持管理、電気の全てを持つという場合が一つあります。次に、Bパターンとしまして、市町村が設置し、自治会によって維持管理するという場合ですね、電気料も自治会が負担すると。

そして、Cパターンとして、設置も維持管理の全てを自治会が行うと、電気料も負担する。そして、このCのパターンが都城がとっている場合かなと思いますが、自治会が設置維持管理を行っている場合は、市町村が費用の一部を補助金として出すと、そういうのが全国的なこの3つのパターンに分けられます。

本町の場合は、以前からのこの町と自治会との関係から、設置は町がし、そして、維持管理等は自治会がするというようなことでやってきたところでございます。そういうことから、そしてまた、設置する場合は、その自治公民館で考えるんじゃなくて、その地域の5人以上の電気料を負担する人含めて、5人以上の方々が連名で申し込むというようなことを条件としております。個人での申込みは受け付けません。要するに電気料金の負担も一応引きますので、要するに、周囲の皆さん方が必要と、必要不可欠だと、これは防犯上、必要不可欠だというようなところの、そういう事情を踏まえて、町としては、設置をいたして、そしてその負担軽減にもこれまで取り組んできたところでございます。

ただ、やはり言われるように、この電気料金、支部に入っていない方も恩恵を受けるわけです。消防団もそうですけれども、消防団費もですね、この公民館に入っている人たちだけが恩恵、負担をすると、そのほかにこの赤い羽根とかいろんなこういう募金関係もございます。そういうふ

うな不公平というか、そういうところを感じられることも多々あると思います。私もそういうことを思います。

しかし、我々は、やはり皆さんをやっぱし自治組織、自分たちでやっぱし地域を救っていくんだというつもりで、やっぱり自治公民館勧誘含めて、一生懸命自治公民館と連携しながら取り組んで、応分の負担をいただくという努力をすべきじゃないかなというふうに思います。

そして、ここの表の参考加入率でありますけれども、これは、住民基本台帳で割った数字でありますので、実際のこの加入率はもうちょっと高いと、それについても、以前、この一般質問でお答えしましたけれども、そういうようにご理解いただきたいというふうに思います。

負担の問題ですね、これについては、まだ撤去のお話もございましたけれども、これについては、また今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうにさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 電気料、まあそのほかのものを話をされて、ピントがぼけてしまいましたので、この電気、要する外灯1本で何か言ってるわけですけども、要するに、幾ばくかは、我々が手にするのは住基台帳しかありませんし、町長の手元にある、その黄色い冊子の中から引っ張ってきたわけですけども。だけど、それと総務課が持っている自治公民館の加入の戸数、これは公になっている資料ですから、これについては質疑はならんということ自体は、町長がそう言われたら、ほんなら資料なら数字を出してよという話になりますので、これとこれ、与えられた資料で私がつくったわけですね。

要するに、これの数字が1、多いの少ないのという話をしているわけではないんですね。こういう大まかですけども、だから参考としてあるわけですね、これくらいの加入率しかありませんと。で、その人たちが外灯のお金を代を支払っていますよ。もっと踏み込んでいくと、例えば、1人世帯、5人家族世帯、10人家族世帯、あるのかどうか分かりません、とりあえず5人ぐらいはあるでしょう——も、同じ金なんですね。お金に、要するに所得にも反比例するし、人数でもおかしくなるわけですよ。

行政も、この世の中を動かすのに、大きな団体があって、会があったとすると、会費が生じる。その生じたときに1人頭何ぼで取って全部やっていく、で、頭で取るという方法もあるでしょうけども、いや、それなりに収入のある人は、いっぱい収入、お金をくださいね、納めてくださいね、会費を、財産のある人は会費を少しくくださいねで、みんなでこの町をよくしましょうねということだろうと思います。それが税という名前になって、所得割が出てき、それから資産、固定資産税が出てきというふうにして、住民は負担をしているんですね。住民税、税金という形です

けれども、納めたと言わせるためには、やっぱりそこら辺がうまくないと、よく町民の人たちが取られたということになりかねない。

料金そのものが8分の1になった。だけど、その昔々のそれは、町等だって納税組合があって、その分は納税組合にどんどん集金すれば2%やったですかね、きよったわけですね。その分もなくなっているわけですから、そんなに自治公民館が左うちわであるはずがないんですね。

そういうことを踏まえて、この料金は、もう一回やっぱり、こんなに少ない加入の人たちに、みんなで支えればいいじゃないか、みんなじゃないわけですから、税というのが所得の把握率がいろいろあるかもしれませんが、しかし、ある一定の収入のある人は、それ応分の負担をしているわけですから、やっぱりそれで街の明かりを灯していこうと。で、補助金で今後やらせますよ、これなら出しますよ、設置だってこれこれは出しますよというふうな形をとっていかないと、先ほど言ったように、撤去してくれということが出てきたときにどう思われるのか、そこら辺は、本当にこれでいいんだろうかというふうに、検討課題要するに、これ決まったからということでしょうけども、これ6月議会の中で答弁の中を見てみました。しかし、言われるように、9年から10年あります。寿命があります。だから、もうその分ないですよ。9年か10年っていったら、もうすぐ来るんですよ、もう。そういう料金だけをまずとって話をして、それを考えておいてほしい。

地域である人から言われました。「うちのところにはよな、支部が、もうなくなったところがあるんやけど、外灯ついとるんやけど、誰が払ったろかい」。九電が請求権を放棄したのかどうか分かりませんが、そういうことだって話が上がってくるんですよ。だから、そういう中で、町長も、年間にすれば360万ぐらい、結局多額な金額になるのかもしれませんが。しかし、このことによって、地域の人たちができるそういうことも頭の中に入れて、地域でやってくださいよって言ったら、新たに、さっきも言ったけども、外灯をつけてください、もう本当、つけてくださいということを躊躇し始めるんですよ。次の支部長が払わないかんから、料金を。ですわね。ということを踏まえて、その補助金で出しますよ、1灯当たり幾ら出しますよというふうにしていくと、その補助金の査定を町側がすればいいわけというふうに思っています。強く町長に、この見直しについて要望しておきます。

次に行きます。設置、修理ですね、修理も今、町長言われましたけども、修理も自治公民館がするんですよ。支部長は、「俺たちはそんぐらいまでせないかんたろうかい」、で、この都城市は5,800円、お金を、補助金出しますよ。それは何ていうかな、棒もあれでこうするぐらいでは、なかなか取れないのもあるでしょうから、脚立を持っていかないかんのもあるでしょうし、はしごを持っていかないかんのもあるでしょう。いうことの中で、「これよだきな、電球切れちよつけど、次の支部長に任せようか」という支部長いないと思いますけども、考えられても仕

方がない。であれば、やっぱり取り替えは、自治公民館がするんだけど、するんだけど、補助金という形でご苦労さんですねと見回って、日当は出らんけど幾ばくかのお金は出しましょうという考え方にはなりませんかね、答弁お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ええとですね、いろいろとお話ございました。この防犯灯につきましては、一応、自治公民館のほうの理解を得ながら、運営は、運用はしているところでございます。

自治公民館の一つの役割として、やはり地域の防犯、防災、安全に関する活動というのもございます。そういう意味合いでは、この防犯灯の運営といいますか、それは、行政と自治公民館の共同作業ではないかというふうに、私は位置づけておるところでございます。

また、この旧電球の修理と、これにつきましてのご質問ですけれども、先ほどお話ししましたように、自然災害に起因するものについては町のほうで、この修理、電球の取り替え等いたします。それ以外のものは自治公民館負担というふうにしているところでございますけれども、今のところ、この修理というので、この自治公民館のほうでやったという経緯、そういうふうな報告はないそうでございます。

そして、電球の交換につきましては、それは地元でやっていただくということになりますので、電球も非常に高いところがございます。そちらのほうのこの電球の取り替えの棒ですね、そちらのほうも、この町のほうで用意しまして、そちらのほうを貸し出すというようなことで、今後は考えているところでございます。

補助事業等による取組ということですが、一応、ご指摘のように、もう10年も経過しつつあります。そういう意味合いでは、この電球、LED、25年につけました。26年に2カ年で設置しました。今後、どんな形で修理とか器具の維持管理をすべきなのか、10年を経過しました令和4年以降について、消耗度とか劣化度、そんなのを考慮しながら、他市町の事例等も参考にしながら、補助事業等には該当しないのかどうか、取組等も含めて、総合的に、また検討する段階に入るのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この答弁の中でもあるように、8年か9年したら、要するに寿命ですよという、これは8年か9年は、もうすぐですよ。もうそこです。で、三股町、全て替えました。全て寿命が来るんですよ。そしたら、その電球、町長ご存じかどうか分かりませんが、1個は1,000円じゃ来ないです。

総務課長はご存じでしょうか、電球1個、幾らぐらいするんですかね。ちょっと、お願いしま

す。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その電球につきましては、非常に商品等、メーカー等によって、ちょっとばらつきがあるというか格差があるんですけども、安い物で1,500円、四、五百円でしょうかね。1,000円以下もあるんでしょうかね。その程度でよろしいでしょうか、すみません。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 町長言われたように、2,000円弱ですよ、2,000円弱。ということは、それが町内一遍に、町長の耳には入ってないかも、総務課長の耳に入っていないかもしれないんですけど、私の支部だけで二、三か所ありますよ、もう、電球替えたの。もうそこに来ていますよ、替えるのが。

要するに、総務課長にちょっと相談をしましたけども、器具の悪さなのかも分かりませんが、それは分かりません。だけど、それは知る由も、支部長は毎年代わりますから、知る由もないんで、自分たちで替えている、買いに行つて。要するに、支部長になったがために電球も替えないかんわけですよ、買ってきて。それは、余りにも、それは自治公民館長がするわけ、するところもあるでしょうけども、十何支部ある自治公民館もありますから、全ては自治公民館長ではできない。そうすると、支部長、もしくは自治公民館役員がやらざるを得ない。そのときに、この料金も「わいどんがもって」、「修理代もおまえどんがもって」、「電球はもちろんもて」。先ほどちょっと言ったけど、支部脱退の勧めになりませんか。

要するに、都城は補助金を出しているんだから、三股町は三股町で合併せずに、これやったんですね。そうしたら、住民から「合併したほうがましじゃなかった」、都城よりも、よりましなことをやれということは、なかなか私も言えません。だけど、都城がやっているぐらいの自治公民館との付き合い方、というのは、隣町ですから。町長がよく言われる、「都城市と連携をとって」と言われますから。じゃあ、連携をとって、都城に町長を一本、一緒に調べろといったら、パッと調べて、ここですよって教えて、これ私が嘘を言ってるのかどうかというのもひっくり返して分かります。

取り替えは5,800円、器具の点検1万5,700円、もちろん上限でしょうけども——というのを補助金で出すんですよ。そうしたら、自治公民館だって、そういう不具合があったら替えないかん、補助金申請がもちろん必要だけど替えないかんということにならんですかね。

この問題は、もうそこに来ている問題じゃなくて、もう現実問題としてあるんですよ。もう私の手元にも、電球も、これやっちって持って来てみえました。もう本当、普通の昔の裸電球とほぼ同じ形ですよ。そういうことであれば、もう一回これについて議論、検討、もしくは町長の

裁量で、もう来年度の予算査定が、もう始まっているやに聞いていますけども、「どうにかならんけ」という話はできませんか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 電球の取り替えについて、こうお話がございましたけれども、以前もやはり同じように、支部長が、また自治公民館の中の役員かもしれませんけれども、これ頻繁に取り替えておったわけですね。そして、それも役場に来て、電球を頂いて、そして自分で取り替えると。それから比べると、今は非常に軽減されておるということは理解してほしい。

ただ、その負担のことをどうするかということですが、今言われたように、設置について1万5,700円都城は出していると言われましたけど、設置について、本町の場合、今、1基つくるのに3万3,000円かかるんですよ。1万5,700円、その差額をどうするかが自治公民館負担なんです。全体的に見たときに、どちらがこの有利といいますか、厚い手当なのかと考え、そういう総合的に検討はさせていただきたいなというふうに思います。

私、今のところですね、三股町のやり方のほうが、都城、まあ隣のまちのことを言うのも何ですけれども、負担は少ないんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、言われるように、隣のまちですから情報等を交換しながら、どういうやり方が一番いいのかというのは検討はさせていただきますけれども、今のやり方というのも、非常に以前からすると公民館の負担軽減につながっているということは、ご理解いただきたいなというふうに思っています。

そして、撤去ですね、撤去については、この要綱の中に書いてありませんけれども、今回の五本松もそうでした。あそこのところに設置されていたものは町のほうで撤去して、それをまた必要ところに設置いたしました。そういう意味合いで、この撤去したのもも再利用、有効利用というような形で、町のほうでやるべきかなと、今のところはそう感じたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 電球のものがそこに来ている。だから撤去も町がしてくれるといったら、先ほど、極論かもしれんけれども、自治公民館長が、うちのところはもう通学路のところは撤去してくれって来たら、町側は撤去せざるを得ないんですかね。何かそこ辺を、もう払えんから、どこを撤去するかっち議論になったら、そこしかね、ということがですよ、出たときに、おらが集落はおらが集落の人たちばかりが通るんじゃないかねえよな、あれ防犯灯と位置づけるのか、街路灯と位置づけるのか、まあそういう話でしょうけれども、街路灯と位置づければ、公共物を照らすということで言えば、料金、取り替え等々もですね、そして、そんならどこ、杓子定規にどこも来るじゃねえか、そんなことはないですよ、補助金を出すときに、町側が査定する、「ここはちょっと勘弁してください、まだ急ぐところあります」という話になっていくんでしょ

うから、設置したものが全て後から補助金申請じゃなくて、補助金申請終わった後に何でもやるもんですから、そういうことも考えた上でやってください。

で、私が、今1万5,700円って言ったけど、以上って書いてあるんで、多分、最低そんだけだということなんでしょう。以内は、5,700円、5,800円でした。そこら辺は考えながら、町としても、この街路灯、防犯灯、みんなで明るい街を照らすためにどうするのか、要するに地域の負担が少しでも、過重な負担を、ひとり世帯、もしくは低所得者にかかっていく可能性がありますので、考えてほしいと思いますし、世帯構成上も問題がある、こういうことも考えてですね、ぜひともこれについて補助金という形の中でも、設置、ごめんなさい、水道料金、じゃない電気料金、それからメンテナンス、ひっくるめて、電気料金絡みにはなりますけども、ぜひとも前向きに、私の前にも6月があったということは、町内にそういうことはいっぱいあって、で、町長が説明されたときに、新しい自治公民館長は分からずに、何のこっちゃということで、分かっていたきたいということとは、また違うんじゃないのかな、そういうふうに決まっちゃったげなということになってるんじゃないのかなというふうに思います。自治公民館長からの要請があれば考えますってことなら、多分、自治公民館長さんはすぐ来られると思いますよ。この問題ですね、お願いをしておきます。でないと大変なんで、お願いをしておきます。

最後にですね、一言、最後の問題として提起をしておきました。街路灯についても、本問いについては、一応これで終わりたいと思います。ぜひともご協議方をよろしく願いして、次の会計年度が始まる時には、町長の手腕でこれがなりましたと言われるようにしてもらえるとありがたいと思っています。

それから2番目の問題ですが、町の表彰、今表彰が、教育委員会が、こうされて、町の表彰が11月3日ですかね、されるんですけれども、町には、たしか感謝状規定みたいなのがあったように思います。何でかって言ったら、感謝状とかそういうのを出している経緯がありますよね、三股町が。例えば、業者とか。大きな工事をしたときに、終わったときにですね——という規定、あると思います。で、例えば、名前出して悪いですけども、ある一定の寄附をしました、これ感謝状じゃねえのかなっていうふうに私は思いながら見ていました。この町の表彰について、町側はどうか何か少し見直してというふうに思っていらっしゃるのかどうかをお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町の表彰に関する規定といいますか、本町に三股町表彰条例というのがございますので、それに照らし合わせて回答させていただきたいと思います。

三股町表彰条例において、表彰の種類は、功労賞、そして、行政特別功労賞及び善行賞の3種類となっているところでございます。

ご質問の趣旨にありました高額寄附等の方に対する表彰は、善行賞に該当するものでございま

す。その表彰については、善行賞については、その表彰を随時行うものというふうになっておりますけれども、今回、令和２年度の善行賞該当者につきましては、三股町表彰審査委員会におきまして、ほかの表彰期日である１１月３日、文化の日における式典への表彰により、多くの方々にその功績をご披露し、たたえることが妥当と判断したもので行ったものでございます。

また、三股町表彰条例の表彰の種類、または条件に該当しない功労者や町民の模範たる者に対しましては、町の表彰審査委員会を経て、感謝状を贈呈した経緯がございます。感謝状に関する規定は設けておりませんが、この善行賞の区分におきまして、柔軟に運用できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） 警察署のマスコミの対応等を見て考えたわけですね。警察署長表彰がありますよね、あれな。そういうふうに臨機応変に、その瞬間に、こう出せるというものというほうがあったほうが、余りにも町の善行賞だとかっていう、その格式ばった形をとるよりも、いいんではないのかな。で、建物ですね、大きい建物、億単位の建物やったら、ほぼ感謝状やりますよね。ただ、そういうふうな、そういう業者さんに出すばかりではなくて、少し、今総務課長があったように、その関係も少しされてですね、こう臨機応変にされたほうがいいんじゃないのかなというふうに思っています。

昔、都城市長、岩橋さんは、酒席の宴に行くと、必ず感謝状っちって、その場でパフォーマンスされ、もちろん、後日、秘書が必ず持っていくんだそうですけども、そういうことをできるような、臨機応変にできるようなことをすると、今のような仰々しいものも必要でしょうけど、そうでないものもできるんじゃないのかなというふうに思っています。それについて、検討をされれば、またご報告を願えればありがたいと思っています。

町長に、最後にこの防犯灯について、再度、真剣なご討議をされて、前向きな答えが出ることを切にお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより１４時まで本会議を休憩します。

午後１時４９分休憩

午後２時００分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位４番、堀内和義議員。

〔２番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（２番 堀内 和義君） 発言順位４番、堀内和義です。

それでは、通告しておりました２件について質問してまいります。

まず、本町における下水道事業についてお伺いしたいと思います。現在、公共下水道事業と梶山地区農業集落排水事業、宮村南部地区農業集落排水事業において、下水道が整備されておりますけれども、未整備地区も多くあります。未整備地区については、新築住宅を建てる時には個人で合併処理浄化槽を設置しており、自己負担となっております。そのため、整備地区との格差が出ております。今後、未整備地区における下水道の新設計画があるのか、町長の考えをお伺いいたします。あとの質問は、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町公共下水道事業の整備計画について、公共下水道事業及び農業集落排水事業で整備されていない地区における整備計画についてお答えいたします。

現在の整備状況については、農業集落排水事業では、３地区、４地区の一部において整備が完了しております。公共下水道事業においては、全体計画の中央分区のうち、７地区、８地区が完了しており、１地区、２地区、９地区の一部において、継続的に管渠整備工事を実施しているところでございます。また、本年度は事業計画の見直しを行っており、令和８年度までに中央分区の全部を整備するための協議を、下水道法に基づき、県と行っているところでございます。

令和３年度、来年度ですけれども——には、下水道事業の全体計画を見直す予定で、蓼池地区、蓼池、前目、三原の整備について、下水道事業運営審議会等において検討する計画としております。公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業計画区域以外の区域、長田、田上、勝岡、蓼池、前目、三原、餅原、そして櫟田、谷、大鷲巣、高畑、中米の一部については、公共下水道事業や農業集落排水事業の整備計画が今のところないところでございますので、単独浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽への転換に対して補助する浄化槽設置整備事業を、現在、進めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 今現在ある排水事業なり公共下水道のこれについては、町内でもまだ一部なんですけれども、今後、検討するということなんです、その検討以外から漏れた地域ですよ、やはり事業等で早くできた地域は恩恵を受けているわけなんですけれども、未整備地区の住民は、なかなか恩恵を受けられないという状況ですよ。同じ町内に住みながら、平等に住民税、固定資産税を納めている者からすると、大変、やはり不公平ですよ。やはりそんながあると思います。インフラ整備については平等に受ける権利があると思われましても、その点

については、どのような考えをお持ちなのか伺いたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 公共整備は、どこの地区でも同じように整備を進めているところではあります、今現在、公共下水道事業としては、中央分区を進めているところであります。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 中央分区を今するということなんですが、先ほど言いましたように、漏れた地域ですよ、そこあたりをどうするかということです。言ったように、今の状況でいいかどうかとなった場合は、やはり未整備地区については非常に不満ですよ。だから、中央部の人口の多いところは当然、先にしなければならないんですけれども、そういう過疎地域っちゃ悪いんですけども住宅の少ないところはですよ、見放されたというんじゃないんですけども、やはり整備が遅れていますよね。そういうことでありますので、やはり補助金あたりも絡んでくると思うんですが、町単独で整備する計画はないのか、どうなのか、伺いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどご説明申し上げましたけれども、新築を除いて、現在、この既存住宅の単独浄化槽とか、くみ取りの部分については、合併浄化槽への転換について補助金を出しております。ただ、新築住宅については、この補助金を出していないということで、やはりどこに家を建てるかによって、公共下水道があるところは、その合併浄化槽を取り付ける必要がないわけですから、その分だけこの負担が軽いということで、不公平ではないかというのは、ご指摘はそのとおりかなと思いますけれども。

ただ、まちづくりとしては、やはりそういう下水道等が、ある程度完備されているところ、そういうところに住宅を建築してほしいなと。新築住宅については、そういうまちづくり、コンパクトなまちづくり、そういうふうな方向で取り組んでいますので。要するに、それ以外のところに点、点、点という、この散在するような住宅建設というのは、やはり町の一体感を損なうんじゃないかなと、そういう意味合いで集落のコンパクトな部分、そしてまた中央部のコンパクトな部分、そういうふうなところで一定の整備がされているところをお願いしたい、新築をお願いしたい。

ただし、やはり今現在、蓼池方面ですね、たくさんの住宅が建ちつつあります。まだそのところについては、公共下水道を持ってくるかどうかというのは、来年度検討するということがありますので、本当に一気に全てのものができ上れば、本当に公平なんです、予算含めて莫大な事業費がかかります。そういう意味合いでは、今のところ、町としては補助金を出していないということでもあります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 町の財政問題もありまして、確かに平等なインフラ整備が追いつかないのは理解できます。ただ、やはり町民にとっては、どうしても欲しいですね。あるよりか、ないほうがいいわけですから、やはり中央部だけ持ってくると、やはりそこに住んでくださいじゃなくて、やはり過疎地もあるわけですから、そこも一生懸命住宅あたりを補助をつけて造っているわけですから、やはり将来的にはそこらあたりも含めて平等になるような調整をお願いしたいと思います。

次の質問に入りますけども、一般家庭における下水道接続工事費と、それから合併処理浄化槽の設置工事費を比較した場合に、それぞれ金額がどれぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、浄化槽の整備事業の合併浄化槽の設置費用はどれぐらいかということについてお答えいたします。浄化槽の設置整備事業の申請書を今受け付けておりますが、工事費の見積りによりますと、施工現場状況や工事業者により違いはありますが、５人槽の合併浄化槽を設置したときの費用としましては、約４８万円から６０万円ほどかかっているところでございます。

また、中央下水道の設置費用でございますが、約１０万から３０万円という設置費用がかかっているところでございます。

以上です。

○議員（２番 堀内 和義君） すいません、もう一回。合併処理浄化槽は４８万から……

○環境水道課長（西畑 博文君） 合併浄化槽が４８万から６０万円。

○議員（２番 堀内 和義君） ６０万ですね。

○環境水道課長（西畑 博文君） はい。下水道費用が約１０万から３０万円でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 下水道接続工事費も、それと合併処理浄化槽工事についても、設置場所等の条件により工事費に大きな差があるということだったんですが、この中で、今教えていただいた下水道接続工事が３０万と、高いほうですね、それから合併処理浄化槽が６０万ということですから、その差が３０万ですね。当然、未整備地区に新築住宅を建てる時には３０万が上乗せですね。それがさっきから言うように不平等ですね、不公平ですね。そこを言っているんですよ。

余り差がなければいいんですけども、やはり若い人がどんどん家を造るんですけども、３０万

というのは大きいですね。そういうことですから、やはり、ないところの住民からすると、早く整備してほしいというのは当然だと思います。これについてはどう思われますかね。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 先ほど申しました下水道事業の10万から30万という金額でございしますが、これは合併浄化槽が設置してある場合は、その管渠を再利用できるということで、かなり安くなっているのではないかというふうに思っております。合併浄化槽の場合、高いときで60万、下水道事業の30万、高いときで30万の、この30万の差については、だから不公平感があるんではあるとは考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） やはり町民の皆さんの要望を全て聞き、解決することはできないと思います。しかし、一步でも近づく方法、解決策を検討しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

次に、一般家庭における年間の下水道使用料金と合併処理浄化槽の維持管理費とを比較した場合に、それぞれの金額はどれぐらいになるかお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 下水道の使用料金は、水道の使用量により計算されます。

2018年の住民基本台帳による1世帯当たりの人数2.49人で計算いたしますと、一般家庭の1か月の水道使用量は約20立方メートルとなり、下水道の1か月使用料金は3,388円で、1年間では4万656円となります。

5人槽の合併浄化槽の場合には、保守点検委託費と1年に1回の清掃費を合わせて、維持管理費は3万5,000円ですが、この中にはブローの電気代や法定検査手数料が含まれておりませんので、これを含めると、1年間で約4万5,000円という数字になります。

以上です。

○議員（2番 堀内 和義君） この数字……

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） すいません。平均しますと、合併処理浄化槽の維持管理費が約5,000円程度高くなりますけども、やはり大きな差はないんですけども、公共下水道も合併処理浄化槽も当然、耐用年数がありますよね。仮に、合併処理浄化槽の耐用年数が30年とした場合には、年間の5,000円の差額が30年では15万になります。また、更新時には、さらに工事費もかかるわけですね。やはり何回も言うですけども、整備されていない地区の皆さんから見ると、早く整備してほしいというのが現実だと思います。

次に、下水道事業の接続率と年間の維持管理費及び1戸当たりの金額はどれぐらいになるのか
お伺いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 下水道事業の接続率は、令和元年度末において58.4%で、
2,651戸の方が接続させていただいております。維持管理費は下水道事業費の令和元年度決
算で、総務管理費、公債費利子、職員3名の人件費で1億475万円となっており、2,651戸
の接続戸数で割った場合には、1戸当たり3万9,513円となります。

なお、この費用には、施設の減価償却費は含まれておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） これ、聞いた話では、接続率が58.4%と非常に低いですね。
ちなみに、データがあるかどうかは分かりませんが、梶山地区の農業集落排水事業、それ
と宮村南部農業集落排水事業の接続率はどのぐらいになるんですか。手元になればいいですけ
ども、あれば教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、梶山地区農業集落排水事業の接続率は92.9%、
314戸でございます。宮村南部地区が81.6%、324戸の方が接続されております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 非常に、梶山地区、宮村南部地区については接続率が高いという
ことですので、公共下水道のほうも、やはり接続率を上げていただきたいと思うんですが、その
上げる方策あたりはとられているのかどうかお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 接続率向上については、会計年度職員1名を接続推進委員とし
て配置しており、戸別訪問や留守宅への下水道のしおりのポスティング、職員による、休日に役
場での個別相談会等を実施し、接続推進に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど公共下水道事業の維持管理費が、年間約1億5,000万
ですかね、1戸当たりの平均では約4万円かかるということでしたけども、耐用年数が何十年か
は分かりませんが、やはり経過年数が長くなると修理箇所も多く出てくるんじゃないかとい
うふうに思っているんですけども、修繕維持管理費と、それから利用者から徴収する使用料金で

すよね、これは大体同額になるような設定をしているのかどうなのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 先ほどご説明しましたように、公共下水道の年間の総額維持管理費は1億475万円、約1億500万円でございます。現在の下水道事業の収益が1億1,000万ほどでございますので、若干、上回っておりますが、今後、維持管理費に多額な費用が出てくるとは考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 維持管理費と使用料については大体同額ということなんですが、ただ、この中には初期投資なんかは含まれていないということですよね。当然、初期の設備投資がかなり要と思います。

ですから、いつも話聞く中では、下水道事業については、かなりの経費がかかりますよということですので、当然、インフラ整備ですから黒字にする必要はないと思いますが、町財政を圧迫するような要因にはないのかと考えるんですけど、それについては、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 全国的に下水道事業の収益を見ますと、やはり赤字経営であることは、赤字事業であることは間違いありません。

ただ、この下水道事業は、公共水、河川ですね、河川の浄化、きれいにするという形では一番のメリットがあるのではないかというふうに考えとえいるところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 河川あたりの浄化という面でメリットがあるとするならば、やはり公共事業、必要ですね。先ほどは、言った様に経費だけだったんですが、環境問題含めていくと、当然必要なわけですが、ただ経費がかかるというのは、もう分かります。

それから次の質問ですけども、現在、くみ取式も少ないと思うんですけども、くみ取式、それから既存の単独処理浄化槽については、補助金が、合併処理槽に変更したときには補助金が出ているんですけども、新築住宅については出てないですよね。そこがやはり一番の今日の核心なんでしょうけども。やはり新築住宅にも補助金を出していただきたいと思うんですが、今後、出す考えはないのかどうなのか伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 新築住宅の合併浄化槽設置補助については、平成26年度まで国県の補助を受け、新築住宅に対して12万円の補助金の交付を行ってりましたが、宮崎県は、

平成26年に新たに住宅を新築する場合には補助しないとの方針に基づき、町においても、事務事業評価監事会で検討し、平成27年度からは補助の対象外とした経緯がありますので、改めて補助金を交付することについては、まちづくりの視点からの検討とともに、新たな財政負担を伴うことから、また、さらに近隣の自治体の動向も踏まえながら慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 県がやめたから町もやめるじゃなくて、やはり町独自でも私はいち思うんですよ。毎年の維持管理費は、受益者からの料金で、ある程度補えていると思うんですけども、やはりさっきから言うように、下水道事業については、かなりの経費がかかるわけですから、仮に未整備地区に新規の下水道施設を建設した場合の経費と、新築住宅に合併処理浄化槽の補助をした場合との経費についての試算をしたことはないですか、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、下水道事業全体で持っている全体計画において、蓼池分区の工事費を約29億程度と考えております。もしも合併浄化槽の新築補助を行った場合には、新築補助で年間約2,500万円かかることとなりますので、これを30年間するとすると、かなりの膨大な費用が発生すると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 29億かかるわけですかね。それは2,200万ですから、30年した場合も結構かかるんですけども。やはり、限られた財源の中ですけども、将来を見込んで下水道施設を造るよりも、合併浄化槽の補助をしたほうが費用対効果があるかどうかは分かりませんが、そこあたりも計算して、十分検討する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども。

そこで町長に提案、お伺いしたいと思うんですが。三股町は、子育てに優しい町と言われておりますよね。子育てに優しい町プラス新築住宅を建てるときには合併浄化槽の補助もあります、住むにも優しい町ですよと言われたら最高ですよね。どんどん三股に住んでくれる人が多くなるんじゃないかなというふうに思っております。少し投資をして、町外の方が三股に家を建てて住んでいただければ、土地、建物の固定資産も要るわけですから、当然、町の税収も増えることになると思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 公共下水道事業ですね、言われるように、大変な多額な予算を毎年計

上して、そして工事を実施しております。現在のところ、この収入と支出の割合は、その減価償却費、投資イニシャルコストを除いたところとんとんみたいな形なんですけど、実際、この設備費用なんかを含めると赤字なんです、はい。

そういう意味合いでは、新築住宅は、この公共下水道が整備されたところに住宅を建ててほしいというのが、やはり町としての思いでございます。それだけのインフラ整備をしているわけですから、そちらのほうに住んでいただいて、そして子育てなんか手厚く、また応援してあげるという意味合いから、この下水道整備計画区域のところに立地するために、そういうふうな取組をします。

そういう意味合いでは、新たに住宅を町内ほかのところにも点在して造っていただくとなりますと、やはり町から、またそれに負担金を出すということで、町のまちづくりとしてはいかなものかなという感じがいたします。そういう意味合いでは、やはり先ほどから言いましたように、まちづくりは、ひとつコンパクトな、そしてまた集落もコンパクトな形でのこの一体感を養うという、そういう意味合いでは、まだ補助というのは、先ほどありましたように多額の財政負担も伴いますので慎重に検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 公共下水道施設があるところに家を造ってくださいと町長言われますけども、そうなってくると、過疎化はどんどん進んでいきますよね。逆行する意見じゃないでしょうかね、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この長田、そして梶山地域については、町としては、過疎対策奨励金というのを出していますので、そちらのほうで、この合併浄化槽、そちらのほうの、この住宅建てる時の応援になっていくんじゃないかなと思います。

ただ、先ほど言いましたけれども、蓼池の方面ですね、それから町の北部のほうですけども、そちらのほうについては、まだこの事業計画ありませんので、今のところ、非常にやはり負担をしていただくことになります。

しかし、どうしてもそこに造らなくちゃならんという方もいらっしゃるでしょうけれども、町としては、できたらそういう整備もされている区域に住宅、また、この町の中央地域も見えますと、空き家も増えていますし、そしてまた、この用地等もまだまだたくさんございます。そういう意味合いでは、そういうふう集約していく、集中していくことも大事なかなというふうに思います。

ただ、やり方によっては、ある一定の区域に、やはり過疎化が進むと、そのためにはどうにかせないかんというときに、やはり今言われるような、その新築補助というようなものを新たにつ

くってもいいのかなと。それは例えば、餅原の一定の部分とか、どこかの部分とか、そういうふうな考え方、あろうかと思います。政策的なこのやり方もありますので、そこは検討させていただきたいなと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 町財政については、私も充分分かっておりますので、将来を考えて、十分今後検討していただきたいなというふうに思っています。

続きまして、２番目の質問に入ります。高病原性鳥インフルエンザの防疫対策について質問しますけれども、今期、国内では、１１月５日香川県の養鶏場で確認されて以来、福岡、兵庫、宮崎、奈良、広島、昨日は大分県でも陽性が確認しておりまして、全国で７県というふうになっております。

本県においても、１２月になってから、日向市、都農町、都城市、小林市のブロイラー養鶏場で発生をいたしております。国内での発生は、２０１８年１月以来３年ぶり、また県内においては、２０１６年１２月の川南町、１７年４月の木城町の事例が最後となっております。

大陸から飛来する渡り鳥がウイルスを持ち込んだのが原因と言われておりますけれども、渡り鳥は日本全国に渡ってまいます。鹿児島県の出水市や北海道の野鳥の糞から、死骸からもウイルスが検出され、国内においては、いつどこで発生してもおかしくない状況の中であったんですが、その中で農家については、鶏舎の防疫を強化するなど、厳戒態勢を敷いていたんですけども、やはりこれだけ発生しますと衝撃が走っております。

本県は、ブロイラーの飼養個数、羽数ともに日本一でありますし、ブランドの宮崎「地頭鶏」もあります。隣の都城市高崎町では、既に２例が発生しておりまして、最大限の警戒が必要であります。

本町における防疫対策についてお聞きしますが、まず町内の養鶏農家の戸数、飼養羽数は幾らかお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内の養鶏農家の戸数、羽数の状況についてでございますが、町内に養鶏場のある養鶏農家の戸数は１２戸、１７農場でございます。飼養羽数は約４６万９,６０８羽でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 飼養戸数は１２戸と少ないようですが、やはり羽数としては約４７万羽ということで非常に多いですね。国の家禽の管理を定めた飼養管理基準があるわけですが、この基準について、農家への遵守指導はされているのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農家への防疫体制の指導につきましては、例年、５月から６月ごろに都城家畜保健衛生所を講師に招き、養鶏農家向けの防疫研修を実施しておりますが、令和２年度につきましては、新型コロナウイルスの影響により実施はできておりませんが、令和２年１１月１１日に養鶏農家に国内外の鳥インフルエンザの発生状況や防疫処置の徹底について文書にて通知するとともに、宮崎県防災メール、畜産疾病情報での情報確認を受信をお願いしているところでございます。

また、１１月３０日に宮崎県内で発生したことから、電話による農場の防疫体制の点検確認の依頼を行ったところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 県なりとそれ相応の実施はしているということでありますけれども、仮に疑似患畜が発生した場合ですね、初動防疫が非常に重要になると言われておりますけれども、町内における消毒ポイントの設置なり、また移動制限区域、搬出制限区域の設定なり殺処分等の防疫体制については確認がされているのかお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内における防疫体制につきましては、本年１１月４日に三股町役場職員向けに家畜防疫研修会を行い、都城家畜保健衛生所から３名の講師を招きまして、近隣諸国での悪性伝染病の発生状況、１０年前の口蹄疫の防疫記録DVDによる作業状況、防疫体制の各班の内容確認を行っているところでございます。

また、北諸県で発生したときは、北諸県地域家畜防疫マニュアルに基づきまして、県、都城市、町が、それぞれ連携して対応をとることとなっております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 仮に発生したということになれば、発生農場から半径３キロメートル以内が移動制限区域、３キロから１０キロ以内が搬出制限区域となっているんですけども、仮に町内のどこの農場で発生した場合でも、多分１０キロの範囲内となりますと、ほとんどが搬出制限区域内に入るんじゃないかなというふうに思っておりますけども、その際、消毒ポイントは、町内で何か所ぐらい設置するのか、お尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在、町と県と、町内の消毒ポイントについては、事前に４か所を選定しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 現在、４か所しているということですかね。はい、分かりました。

それと、やはり消毒ポイントについては、防疫作業員を配置するんですけども、この新型コロナウイルスの感染防止対策を考慮した作業体制は、できているのかどうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 作業体制につきましては、各課に依頼しまして、３班体制、２班体制で３交替という形で３日間の人員配置という形で依頼して、今、その班を作成しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 今、作業体制についてはできているということだと思うんですが、やはり動力噴霧器、町内には町保有は何台あるんですかね。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在、畜舎消毒や車両消毒といった防疫用動力噴霧器は、６台保有しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） ６台ということは、２台は予備があるということですね。こうい
う中で、全国的に今鳥フルがはやっていますので、消毒液なんかは完全に確保ができていますか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 消毒液につきましては、三股町ＪＡ防疫推進協議会におきまして、クリアキル３６リッター、踏込用消毒などに使用するビルコン５キロを１１個、クレンテ５０キロなどを備蓄倉庫のほうに現在保管して、消石灰についても２０袋ほど保管しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 消毒ポイントの消毒はいいんですけども、今畜舎へのウイルスの侵入、発生を防ぐには徹底した防疫が必要なんですけども、どこの農場に行っても、畜舎の周りには多量の消石灰がまかれて真っ白になっています。厳戒態勢が敷かれているんですけども、農家への消石灰の配布はされているのかどうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 養鶏農家への消毒剤の配布につきましては、本年の１１月２０日に、三股町養鶏部会員１２戸に鶏舎消毒用の薬剤クリアキルを配布しております。また、昨日ですね、１２月９日に三股町と宮崎県から、町内の養鶏農家１２戸へ消石灰の配布を、町で１３６袋、県の緊急配布２３９袋を併せて行っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 県、町内の消石灰を配布しているということなのですが、やはり防疫体制を十分過ぎにしてもウイルスの侵入はあります。

次に、町内の農場で疑似患畜が確認されれば、国の一般的な目安とされております２０時間以内の殺処分、７２時間以内の防疫措置を完了するようになっておりますけども、殺処分される鳥の埋却地は確保されているのかどうかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 殺処分されたときの埋却地の確保につきましては、毎年、町内全農家を対象として、都城家畜保健衛生所と町の職員による巡回指導を行っておりまして、埋却地の状況についての確認も各農家さんに行っているところであります。

また、消石灰の散布、踏込消毒槽の設置、訪問記録簿への記入の状況の確認を行っておりますが、令和２年度においては、全ての農家で良好と判定されているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 次に、殺処分なり埋却等の防疫措置なんですけども、都城市の高崎町での一例においては、市職員と関係者で防疫作業に当たったと聞いております。仮に、町内で発生した場合、町職員も都城市からすると少ないですね。それを考えていくと、作業員の人的確保は非常に厳しいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、必要な人員の物資についての準備はできているのか、また、自衛隊に災害派遣等も要請するのかどうか、ここあたりも町長にお伺いしたいと思うんですが。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の都城市、そしてまた小林市方面での、この殺処分につきましては、養鶏農家殺処分につきましては、自衛隊の応援をいただいて適切な取組ができたというふうに聞いております。

本町の場合も、やはり１２戸の、数は少ないんですけども、しかし、この飼養頭数、羽数は非常に多いものですから、やはり町職員だけでは、そしてまた県職員とでは難しいというふうに思います。やはり県を通じて、災害派遣という意味合いで自衛隊の派遣を、またお願いするということになろうかというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 新型コロナ同様、鳥インフルもウイルスです。見えない敵と闘うわけですから、本当に仮に発生した場合は、現在もですけども、消毒体制に実施されているということで、当然、作業は深夜に及ぶと思います。そういうことで、非常に職員の皆さん方も気苦労が多いと思うんですけども、やはり町内で発生しないようにお祈りするところなんですけども、万一に備えての防疫体制の確立、それと円滑な初動防疫ができるようお願いを申し上げます。

て、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより 15 時まで本会議を休憩いたします。

午後 2 時 50 分休憩

午後 3 時 00 分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 5 番、田中議員。

〔1 番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1 番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位 5 番、公明党、田中光子です。よろしく願い申し上げます。通告に従って行っていきます。

総務省の地域おこし協力隊の推進要綱の趣旨を読み上げます。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっている。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。このようなことを踏まえ、総務省として、積極的な推進を図るものである。

事業概要は、

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

とあります。

そこで質問事項 1、三股町の地域おこし協力隊の募集はどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。あとは質問席にて行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊の募集方法についての質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊とは、先ほどお話がありましたが、都市地域から過疎地域等に移住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的として制度設計をされております。

地域おこし協力隊の募集につきましては、応募資格や勤務条件等を示した募集要項を作成した上で、町のホームページやフェイスブック、そしてまた宮崎県移住・U I J ターン情報サイト及び民間の求人情報サイトなどで全国に呼びかけて募集を行っています。

また、今年はコロナ禍で実施できませんでしたが、地区座談会や町回覧等を通じて町民の方々へ情報提供の呼びかけも行っているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） この地域おこし協力隊の募集等に要する経費は、どこから出ているのでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域おこし協力隊に関する経費といいますか、町の経費で一般財源で充てているところでございます。ただ、こういった募集に関わる経費、あとは地域おこし協力隊の方の給与だったり旅費であったりとか消耗品、そういったところについては、上限額がございますけれども、特別交付税で補填するということには一応はなっているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 特別交付税措置を使っておられるのですね。つまり、上限はあるものの、総務省からのお金を使っておられる、三股町の経費で全額を出しているわけではないですよね。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね。まあ特別交付税での措置ということに、一応はなっているところですが、この特別交付税の性質上から、どの部分がこの経費に充てられているかというのは、なかなか見えてこない部分ではございます。何らかの措置はされているのかもしれませんが、これが確実に入ってきている、入ってきていないというところは確認がとれないようなものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 分かりました。

それでは、協力隊の活動効果、実績はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在、２人、地域おこし協力隊がおりますが、１人は、この地域の地場産品等を、町内に限らず都城も含んだところでの県内での県南部での地場産品等を広く発信していこうということで、既に開業届も出しておりまして、自分で起業されるということを目指に取り組んでいるところでございます。

もう１人は、グラフィックレコーディングという手法を使いまして、五本松跡地の活用等に係る多種にわたる委員会、協議会、審議会、そういったところでの会議の流れを絵で見える化というようなことをされております。

また、その一方で、いろんなところからも講師の依頼が来ておりまして、そういったところにも出向いて、そのグラフィックレコーディングの技法を生かしながら、やはりこちらの方も将来独り立ちするような目標を持って取り組んでいるところでございまして、町の活性化にも寄与はできているのかなというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） では、以前、協力隊だった方の実績、活動効果はどうだったでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 実際、もう任期が切れて、２人の地域おこし協力隊の方が地域おこし協力隊の任務から外れております。その方々の実績としましては、お一人の方は長田地区に入られて、長田地区の活性化というものに取り組んでいただいたところでございます。その方につきましては、ご家族で東京から移住してこられて、長田に家を買われて住まわれたということは、長田地区の方々にも力になりますし、自信にもつながったものと考えております。

また、もう一人の方は、観光関係で三股町が毎年６月に行っておりますガッツリランチプロジェクトであつたりとか、あとはものづくりフェアであつたりとか、そういったところのチラシづくり、または深く関わっていただいて、運営等にも非常にそういった面では効果があつたのではないかと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） ある協力隊の方は、地域でかなりの信用が得られているようです。

では、次に２番、地域おこし協力隊の任期終了時の支援は、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域おこし協力隊には、最長３年という任期があります。これ
１自治体での任期でございますが、任期終了後の地域おこし協力隊の動向を、こういったふう
になっているのかというのを、令和元年度に総務省が調査をしております。その内容としましては、
６３％の人が同じ地域に定住、そして、そのうち４３％の人が就業しております。また、３６％
の人が起業、または事業承継という形になっております。残りの１３％の人が就農等をしている
ようでございます。

本町における任期終了後の支援につきましては、就業する方がいらっしゃれば、その際の相談
に乗ったりとか、斡旋等のサポート体制が整っております。また、起業をする際には、空き店舗
を活用した場合や、新商品の開発、販路拡大する場合の経費の補助、そのほか新規就農者に対し
ての支援というのもございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） そうですね、総務省の地域おこし協力隊の推進に向けた財政措置
についての記載があります。ので読み上げさせていただきます。

地域おこし協力隊員等の起業、事業承継に要する経費について、地域おこし協力隊員の任期
終了の日から起算して前１年以内、または地域おこし協力隊の任期終了の日から１年以内に、
地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で起業する者、または事業を引き継ぐ者の
起業、事業承継に要する経費については、地域おこし協力隊最終年次または任期終了翌年の起
業する者、または承継する者１人当たり１００万円を上限とする。

とあります。地域おこし協力隊取組自治体に対し、特別交付税措置が行われるのです。ご存じ
でしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域おこし協力隊へ、最終的には、もうその活動地域に定住を
図るというのが目的でございますので、そこをさらに促進するために、この地域おこし協力隊の
起業支援補助というのが制度があるかと思います。そういった点で認識はしております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） ご存じだということですね。総務省が定めているから、まあご存
じとは思いました。

都城市と曾於市の地域おこし協力隊担当の方に、任期満了時の支援についてお話を伺ってきま
した。都城市は２名の方に支援金を出されていまして。曾於市も個人の方に出されていて、地域
おこし協力隊員に対して根本的な考え方に感動しました。

このようなことを言われていました。「地域おこし協力隊員に会計年度職員として残ってもら

っていますが、それは任期満了時の支援という感覚ではなく、曾於市役所のほうが地域おこし協力隊の方に残ってもらい、助けてもらっているのです」との考え方でした。曾於市は、地域おこし協力隊の取組が県でも先進的と評価されていました。

本町は、起業、事業承継に要する支援はされていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 起業に際する経費の支援としましては、地域おこし協力隊員の方に対してのみというのは、今のところございません。ただ、先ほど申し上げました地域おこし協力隊員も使える、多くの方々が申し込める補助というものはございますので、そちらのほうを活用していただきたいなというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） この総務省の支援は使っておられないということですね。

冒頭で、総務省の趣旨について読み上げさせていただきましたが、総務省は、必要な支援を行うとしております。本町の対応は、総務省の意思とかけ離れているように感じますが、なぜ支援金は出されないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 起業の支援金をなぜ出さないかというところでございますけれども、先ほどから、同じことになるんですが、誰でも使えるようなサポート、こちらのほうのメニューを、本町ではそろえておりますので、誰々というような形で個人を特定するような補助金というものは、今のところ考えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先日、県庁へ伺って担当職員に話を聞いてきました。県内の15市町村が、この支援金の要綱を決めて起業に要する支援をしているそうです。また、10市町村は、希望すれば今から要綱を整備するそうです。では、あと残り市町村は幾つでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今のを、もう一度確認させていただきます。15団体がもう既に……

○議員（1番 田中 光子君） 15市町村。

○企画商工課長（西山 雄治君） 15市町村。

○議員（1番 田中 光子君） プラス10市町村。

○企画商工課長（西山 雄治君） 残りが1団体かと思います。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） はい。三股だけですよね。どう思われますか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 地域おこし協力隊のこの起業支援関係、これについては、以前検討したことがございます。国の、先ほどお話がありましたように、お二人の方々が卒業するということがございました。そのときにどうしようかというようなことであつたんですが、本人たちの意向等を踏まえまして、この町の会計年度任用職員として希望等もございましたので、そのときには、これは今のところ必要ないなと。ただ、今あるこの事業で対応できるというようなところがありました。

しかし、今後、言われるように起業とか云々とか、今のところはこういう町の制度がございすけれども、必要であれば、その１団体にならないように取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 聞くところによりますと、２回ほど起業支援金を申し込まれました。これはどうなりましたか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 起業支援金を申し込んだというのではなく、町長が申しましたとおり、検討したということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 本人の意向と本町との思いが違うということになりますね、じゃあ。

そこで、本町は地域おこし協力隊の誘致をするというすばらしいチャレンジをされたと思います。だからこそ、支援金を出さないという残り１市町村です。負の前例をつくるのは、もったいないと思います。本町は、募集時に特別交付税措置を利用されているのに、なぜ任期満了時の起業支援金は利用されないのですか。総務省の下野六太議員に問い合わせたところ、使ってくださいと言われていました。

そこで、３番、地域おこし協力隊の起業支援金の要綱整備設置は考えられていますか、町長にお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ちょっとお話聞くとね、誤解があるような気がいたします。卒業するときに、やはりいろいろとお話をさせていただきました。そのときに、先ほどお話ししましたように、会計年度任用職員というような形でのこの採用といいますか、取扱い、それも一つの話題になりまして、そういう方向で町としては動きました。私も直接お話も、本人さんともさせてい

いただきました。それを期待していたんですけれども、本人さんは、やはり別の意向があったということでございます。

ですから、今言われるように、この地域おこし協力隊の作業支援、これについては、10分の10のこの国の方の交付税措置があるということでございますので、先ほどありましたように、今の現在のいらっしゃるこの2人の方、それぞれこの起業される、そのような意欲等があるかどうかというふうに思います。そういう意味で、やはり検討する価値が十分あるというように思っています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） それでは、要綱整備設置は考えられているということですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そのように理解していただいて結構でございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） いつまでに要綱整備設置、考えられていますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いつまでと言われても、あれなんですけれども、要するに、この先ほど言いましたように、町のほうでも補助金もございます。そして、本人さんたちは、まだ1年生と、それと2年生であります。そのあたりのところも踏まえまして、必要であれば早めに、もうちょっと時間を頂ければ、十分内容等を検討させていただくと。それとともに、もう既に隣のまちでもできておりますので、その辺を参考にしながら、そう時間がかかるものじゃないというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先ほど、その終了された方に会計年度職員で残っていただく提案をした、その内容を教えていただいていたいいですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 会計年度任用職員という話ですけれども、そこも検討しながら、集落支援員というお立場で、また引き続き三股町内で活躍していただけたらというような検討をして、予算化もしたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） その集落支援員、ほかの仕事の内容を教えていただいていたいいですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 集落支援という名のとおりの、集落に深く入っていただいて、自

治公民館活動の補助であったりとか、また集落と集落をつなぐ、また集落と集落の間と行政の間にも入っていただいて、そのつなぎの役をしていただくというのがお仕事でございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） その２つだけがお仕事の内容でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 一言で集落といいましても、いろいろな問題を抱えておりますので、そういったものを問題であったりとか、どこをこう推進すれば活性化につながるのかとか、そういった掘り下げですね、そういった洗い出しとか掘り下げをしていただいて、解決に導くような活動をしていただくというものでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） その話の内容で、課長が受けれると感じられましたか。お仕事の内容で、この２つだけですかね、本当に。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 先ほども申し上げましたが、集落の課題というところは、集落ごとによっていろいろございます。これはもう公共交通の問題であったり、防災組織であったりしますので、そういったものも、やはり集落の課題として捉えていただきたいというような話はしたかと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 聞くところによると、とても受けられそうな仕事の内容の量ではなかったと思います。現在、任期満了になった方が長田のために一生懸命取り組んでくださっています。その方の考え方を聞きました。それは、宮崎に移住してから毎日、地域の活性化のきっかけをどうしたらつくれるのかを考え続ける日々で、地域を変えるなら長田が三股町でどんな位置づけなのか、県で見たとき三股町は、九州の中で宮崎は、世界から見たときの地域はと視野を広げ、模索することが重要と毎日を送られていました。そして、今でも長田のために取り組んでおられます。

見知らぬ土地に来て３年間で地域にはなくてはならない存在となっておられます。素晴らしいことです。私は１０年たちますが、そこまでの存在には、残念ながらなれていません。そのことを考えても、これからの長田に必要な方です。

特別交付税を受けるには、補正予算を組んでもらえれば県は追加で受けてくださるそうです。取り組んでいただけないでしょうか、町長、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま言われるように、本当に地域おこし協力隊として、長田の活

性化に大いに貢献いただいたということは十分承知しております。そしてまた、これからも我が町のために働いてもらえないかというような意味を含めて、集落支援員というお話がございましたので、そちらのほうでのこの協力をお願いしたいというふうに思っていました。

そして、その中で、特に長田で大きな課題であります高齢者の足の確保、そういうところでオンデマンド交通とかそういうものについてもご検討いただけないかなというお話もさせていただきました。そして、またその方の、やはり生活がございますので、やはり急に賃金が下がるということも非常に厳しいだろうというようなことで、これまで同様の手当ということで予算化もさせていただきました。

ただ、本人のほうの意向もいろいろあったんでしょう。私はそこまで聞いておりませんが。しかし、町としては大変必要な方だと、重要な方だというふうには感じております。今でも、今までもそうですけれども、幅広いネットワークを持っていらっしゃって、いろんなところのまちづくり、そして地域おこしについて勉強なさっておりますので、そういう意味合いでは、非常に今回、ほかのところでも働いていらっしゃいますけれども、非常に残念だなというふうに思います。

ただ、奥さんのほうは、町の会計年度任用職員として働いていただいております。今言われますような、そういう取組、起業関係ですね、そのあたりがさかのぼって云々というのができるのかどうか、まだ十分承知しておりませんので、そのあたりについて、また勉強させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 今申しましたように、県では、本人が希望して、町が補助、補正予算を組んでいただければ、県は受けつけますと言われているんですよね。だから、その補正予算を、本人は希望されております。補正予算を組んでいただけるでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今お話を聞いただけで、本人の意向等も町の方に伝わっておりませんし、そういうお話も私も聞いておりません。そういう意味合いで、やはり本人さんとお話をさせていただきまして、そして県に確認し、それができるかどうか含めて、そうなったら、その補助金交付要綱等をつくらなければなりませんので、そういう手続を踏まさせていただきたい。そのためのちょっと時間が欲しいなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 私が聞いているところでは、最低２回は起業についての支援金の申込みをされたようです。町長がそれをそうとは受け取られなかったのでしょうか。でも、先ほ

ど言いましたように1年です。終了して1年。1月15日が期限なのです。この人が起業されるのに、この操業支援金を交付されるのは、今回の補正予算で組んでいただかないと間に合わないんです。県は追加で申込みを受け付けると言われています。どうでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午後3時33分休憩

午後3時35分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私が県で聞いたのは、補正予算を上げれば、県でも追加申込み、認めてくださるということです。そして、総務省のほうにも、補正予算が決まれば、すぐに連絡することになっております。それで間に合えばいいのですがね。私が1人も置き去りにしない、自分事として捉え活動していますSDGsの目標と同じです。

次に、質問事項2の予防接種助成についてですが、ロタウイルスをご存じでしょうか。症状は、腸からの水の吸収が阻害され、下痢症を発症、通常、1から2週間で自然に治癒するが、脱水がひどくなるとショック、電解質異常、時には死に至ることもある病気です。主に、乳幼児に重篤の脱水症状を認め、日本における5歳未満の急性胃腸炎の入院の4から5割程度が、ロタウイルス由来です。全国で年間2万6,500から7万8,000人が入院しています。特異的な治療はなく、下痢等に対する対症療法を行います。重症化を防ぐワクチンが10月から国が公費で補助する定期接種となりました。接種費用の自己負担は約3万円と高額でしたが、本町はいち早くロタウイルスワクチンの助成が行われていました。

本町の昨年度の助成額は幾らだったのでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 令和元年度のロタウイルスワクチンの助成額についてお答えいたします。

ロタウイルスワクチンは、今田中議員のほうから説明がありましたように、乳児のロタウイルスによる感染症を予防するためのものです。平成29年度から任意予防接種として実施しております。

令和元年度のロタウイルスワクチンの接種者は延べ620人、接種費用は450万5,602円となっております。県の補助金がありまして、105万6,000円となっておりますので、差引き344万9,602円の助成額となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） かなりの助成金でしたね。現在、コロナ禍でインフルエンザが減少しているようですが、全くないわけではありません。インフルエンザを予防する有効な方法としては、ワクチン接種以外に、外出後の手洗いと流水石けんによる手洗いは、手指などの体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するための有効な方法であり、インフルエンザに限らず、接種や飛沫感染などを感染経路とする感染症対策の基本です。インフルエンザウイルスには、アルコール製剤による手指衛生も効果があります。コロナ禍でインフルエンザが減少しているのは、このようなことをしっかり行っているからであります。

昨年的一般質問に、町長からの答弁では、「インフルエンザについてもいろいろネットで調べてみますと、いろんな助成の仕方があるみたいなので、いろいろと検討させていただきたいなと思っています」とのことでした。インフルエンザ予防接種の助成に財政負担がかなり大きいとも言われていました。ネットで調べられた結果の検討結果、どのようになっているのでしょうか。

質問２、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を回避するため、インフルエンザワクチン接種の助成を行っていただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） インフルエンザワクチン接種の助成についてお答えいたします。

現在、定期予防接種として、６５歳以上及び、６０歳以上６５歳未満で心臓や腎臓、呼吸器、免疫機能に日常生活が極度に制限される程度の障害がある方を対象に、インフルエンザ予防接種の助成を行っております。令和元年度の高齢者インフルエンザワクチンの接種者は４，０１１人、助成額は１，２５０万２，２１２円となっております。

現在、策定中の「いきいきげんきみまた２１第２次（後期計画）」、健康増進計画になりますが一におきまして、アンケート調査を実施しました。アンケートの内容は、小学校入学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者を対象に行っております。回収率は、小学校入学前児童保護者が９６％、小学生保護者が９６．９％、中学生保護者が８７．５％となっております。

アンケートの項目に、インフルエンザ予防接種の質問も行っております。その結果ですが、「昨年、お子さんはインフルエンザ予防接種を受けましたか」の質問に、「受けた」と回答した保護者は、小学校入学前児童保護者が５９．５％、小学生保護者が４６．６％、中学生保護者が３７．７％でした。また、「インフルエンザ予防接種を受けさせた理由は何ですか」の質問に、「インフルエンザにかかってほしくないから」と回答した保護者が、小学校入学前保護者９０．８％、小学生保護者８６．２％、中学生保護者８３．７％でした。「インフルエンザ予防接種を受けさせなかった理由は何ですか、回答は３つ以内としております」の質問に、「予防接種

を受けてもかからないとは限らないから」が一番多く、小学校入学前児童保護者が45.7%、小学生保護者が61.6%、中学生保護者が64.2%でした。次に多かったのが、「費用が必要だから」と回答したのですが、小学校入学前児童保護者が33.7%、小学生保護者が41.7%、中学生保護者が39.5%、「接種を考えていたが時機を逃したから」と回答した小学校入学前児童保護者が32.9%、小学生保護者が27.6%、中学生保護者が23.2%という結果でした。

今後、生後6か月から高校3年生までを対象に、インフルエンザワクチンの接種の助成をした場合ですが、13歳未満は2回接種になっておりますので、6か月から13歳未満は2回接種、13歳以上は1回接種として積算をいたしますと、約4,182万9,000円の新たな予算が必要と見込まれております。高齢者の定期予防接種を今現在助成しておりますが、2,900円の助成を行っておりますので、生後6か月から高校年生までのインフルエンザの助成を、全額ではなく2,900円の助成を行ったとして考えると、2,856万4,000円程度の予算が必要となってまいります。インフルエンザワクチンの接種の助成の拡大につきましては、多額の費用もかかることから、現在のところは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 自治体レベルでインフルエンザワクチン接種の無償化や助成対象を拡大する動きが広がっています。例年、インフルエンザの流行期には、発熱などの症状を訴える患者が大幅に増えます。仮に、新型コロナとインフルエンザが同時に流行すれば、症状からだけでは見分けがつかないので医療現場が混乱し、逼迫するおそれもあります。インフルエンザの予防接種を効果的に進め、発症者や重症者の増加を抑制することが重要だと考えます。

日本感染症学会は、同時流行に向けた提言の中で、「今冬は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療機関、医療関係者、高齢者、ハイリスク群の患者も含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨される」と強調されました。世界保健機関も、今年はインフルエンザの予防接種を積極的に受けるよう呼びかけています。発熱などの症状は、新型コロナウイルスと似ている部分も多く、見分けづらいとされていますので、インフルエンザは脳炎や肺炎を起こしやすい、普通の風邪とは全く違うものです。新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるときだからこそ、今回の定期接種となったロタウイルスワクチンの費用をインフルエンザ予防接種に使って、冬の新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を回避するため、受験生だけでも助成していただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 中学校3年生と高校3年生の受験生、令和2年10月1日現在

の生徒数で見えておりますが、どれぐらいの費用がかかるかを試算しましたところ、235万8,000円となります。ロタウイルスのワクチンが定期予防接種になったことで、先ほど令和元年度のロタウイルスワクチンの助成額についてお答えしましたが、その助成額が344万9,602円でしたので、金額だけから見ると賄えると思われるかもしれないんですけれども、町民保健課としましては、現在、子育て支援として行うべき課題を幾つか持っております。

例えばなんですけれども、双子、三つ子の多胎児の支援、特にこのコロナ禍で、支援が必要な方の支援というのが、今三股町では十分できておりませんので、私たちとしましては、多胎児の親の交流の場の提供や健診、予防接種へ行くときの同行支援等、現在、支援が十分行き届いていないところへの支援というものを優先的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今年のインフルエンザ予防接種は、自分を守るためだけでなく、周囲も守り、医療関係者も守ることになります。インフルエンザワクチンは、発病予防だけでなく重症化予防として接種します。ワクチン接種によって発病や重症化が予防できるケースが多く、結果として脳炎の予防にもなります。補助があれば予防接種を受けたいとの声はあるのはたしかです。先ほどのアンケートでも、たしか費用の面でということがありましたよね。発病後の重症化や死亡を予防することに関し、一定の効果があるとされています。受験生の不安を一つでも減らせるように考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 確かに、田中議員が言われるように必要な支援の一つではあると思うんですけれども、子育て支援としましては、たくさんの課題を抱えております。その中で、優先順位をつけて実施をしていきたいと思っております。

確かに受験生は、感染症対策というのは、ご本人さんも保護者も心配されていらっしゃるし、そこに関しては、日常の感染防止対策を取り入れられていると思いますが、先ほど述べましたように、子育て支援で行うべき課題はたくさんありますので、その中で優先順位というものを考えて、より支援を必要としている方への支援を重点的に行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私がいつも思うのは、「三股町に住んでよかった」、「この町で安心」と言っていたけるように頑張ってまいりたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日
11日に行うことといたします。

_____・_____・_____

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を
散会します。

午後3時52分散会

令和2年 第7回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第3日）

令和2年12月11日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和2年12月11日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10 番 上西 祐子君
11 番 重久 邦仁君	12 番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前9時58分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位6番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位6番、楠原更三です。通告に従って質問してまいります。

全国的に見て、コロナの流行が収まるどころか、ますます心配される状況にあります。そして、ここに来て、鳥インフルエンザの流行です。私たちは緊張感を持って行動することが再度必要とされています。一日でも早く平穏な日常が戻ってきてほしいと願っています。

このような中、自粛ムードの影響を受け、様々な地域活動にも自粛が見られております。自治公民館活動についても、同様のことが言えるようです。これまでも一般質問の中で、私からも他の議員からも、そして昨日も自治公民館について質問がなされていますが、再度自治公民館のことについて質問します。

1870年から今年は150年の節目でした。地域の特性を再考するのに適した1年であったのではと今でも思っています。三股とは何かについて質問を続けている私としては、歯がゆいものを感じています。

三股町民が等しく目指すものとして、「わたくしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくる」と町民憲章にあります。この言葉を生かすためには、三股各地域のそれぞれの生い立ちを知り、それを町民が理解し合うということが必要ではないでしょうか。まさに温故知新であり、総合計画を立てる際にも必要不可欠なことであると思います。

このようなことを通して、地域の特性を生かした、地域の自主的な自治活動が理解を得ることになるのではないかと思います。これが自治公民館活動の根幹となると私は考えます。

また、公民館活動については、公立公民館と自治公民館の役割の違いが町民の皆さんに明確に理解されているのでしょうか。

そこで、まず原点に戻るために、本町の自治公民館制度はいつ始まったのか。そして、その際に、その制度の周知はどのようにして行われたのか。その制度の内容とともに伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。社会教育の中での本町の自治公民館の在り方と地域活性化について、その１、自治公民館制度はいつ始まったのか。また、この制度の周知はどのように行われたのかのご質問にお答えいたします。

自治公民館制度の経緯につきましては、新しい三股町史の下巻に詳しく記載しておりますが、本町におきましては、自治公民館制度が始まったのは２８年前の平成４年４月でございます。それ以前は公立の９つの地区公民館を設置し、地区公民館長を配置して、各種の公民館教室を開催するとともに、現在、自治公民館長さんをお願いしている、各種行政事務などを地区公民館の支部長さんへお願いしていたところであります。

しかしながら、公立公民館が自治活動と一体となって運営されていたため、行政観察局から税の収納や神社への寄附などが社会教育法に違反しているとの指摘があり、公民館制度の見直しに着手したところでございます。

平成元年９月に公民館の組織運営の在り方について、社会教育委員会に諮問し、２年後の平成３年６月に答申を頂きました。その内容は、地区公民館は、社会教育法に沿って、社会教育機関としての機能を生かした運営を行うことと、地域住民の自治意識の高揚と、自治活動の活性化を図るため、おおむね集落ごとに自治公民館が発足するよう指導、助言することでありました。

この答申を受けて、本町では地区単位、集落単位で説明会を開催し、住民自治組織づくりを呼びかけたところでございます。その結果、平成４年４月に２９の自治公民館が発足し、社会教育を担う公立公民館と「住民自治による住民のための自治公民館組織」が誕生したところであります。その後、西植木自治公民館が増えまして、現在３０館になったところでございます。

また、町では行財政改革の一環としまして、平成１７年４月に地区公民館制度を廃止し、新たに中央公民館の下に９つの分館を置くこととしまして、生涯学習の普及啓発事業、自治公民館と連携を図りながら取り組むこととしたところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 今の説明では少ししか書けませんでしたけれども、地区単位で説明会を行って、自治会づくりを呼びかけたとありましたけれども、そして平成４年４月から現在の自治公民館制度が始まったと説明を受けたわけですが、それで行政の役割が終わったのかと思うんです。

現在、先ほども言いましたけれども、公立公民館と自治公民館の違いというものを理解されていると考えられるような方が少ないと思えたんです。自治公民館の自治の部分、ここを地区説明会でもって自治意識の高揚を呼びかけるというようなことを言われましたけれども、再度ここで自治公民館について、今年はなかったですが、地区座談会の場合などでも、自治公民館の役割とか、自治公民館とは何なのかというような説明をしていただくようなことは考えられないでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 毎年４月に新しく来られた公民館長さんについては、その意味というのをご説明しているところなんです、確かに住民の方に広くは伝わってないところ、あるかもしれませんので、今後地区座談会の中では、そういうことも念頭に置きながら、お知らせしたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 公民館連絡協議会の中でいろんな説明がなされているというのは伺っていますけれども、地区の人たちに伝わるか伝わらないかというところが問題だと思うんです。公民館長さんが地区の方々、みんなに周知できるという機会は、そう多くはないと思いますので、行政のほうからも、自治公民館の自治とはどういうことなのかということを説明していただける機会というのが毎年あっておかしくないと思います。できましたら、それお願いできますでしょうか。今言われたような機会を設けて、一番いいのは地区座談会というのが、行政、皆さんが出かけられますので、その場では必ず自治公民館の在り方について説明頂くというような機会はいかなるものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 間もなく制度が発足して３０周年目を迎えますので、こういう節目に当たって、何かそういう広報とかで特集を組むとか、何かの形で再度制度の在り方というのは説明していきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。次の質問に移りますが、自治公民館制度の法的裏づけには、どのようなものがあるのかということについて質問していきます。

資料の1を御覧ください。社会教育法から抜粋したものです。第2条に社会教育の定義というのがありますけれども、赤文字のところだけ読まさせていただきますと、社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」とあります。このまま素直に読みますと、私はですね、地域のことよりも、まず一人一人の人間に対する学校教育の延長線上にある教育についての定義であるように感じています。

資料には上げていませんが、社会教育法の第5条、第6条、第9条、そういうところに地域という言葉が使われていますが、どれも自治公民館というものに対して、直結したものではありません。

社会教育法及び公民館の設置及び運営に関する法律の中には、公立公民館についての規定はありますが、自治公民館制度、自治公民館の在り方については述べられていません。ほかにあるのかも分かりませんが、私は探し当てることができませんでした。

そこで、本町においての自治公民館制度についての法的裏づけはあるのでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 自治公民館制度の法的裏づけについてお答えいたします。

まず、一般的に自治公民館というふうに呼んでおりますが、自治公民館は建物、館を指したり、自治組織、組織を指したりと、2つの意味で使われております。

宮崎県では、昭和47年に開かれました宮崎県公民館連合会の総会で、それまでは自治会、公民館、町内会、団地会など様々な名称で呼ばれていた地域住民の自治組織を、申合せによりまして、組織も施設も自治公民館というふうに呼ぶことにしたところでございます。

館につきましては、社会教育法第5章に、公立公民館に関する規定がございます。また、自治公民館は、第42条に規定されている公民館類似施設に位置づけられております。

なお、組織についての自治公民館ですが、あくまでも民主団体であり、法的裏づけはなく、各自治公民館の規約がありますので、それに基づいて運営されております。

なお、それぞれの自治公民館の規約は、先ほどありましたように、平成4年4月1日から施行というふうになっているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ということは、自治公民館とは何ぞやとかいうことに対して規定したものはないということですね。探してもないですから、なるほどと思ったところですけども、そういう自治公民館を規定したものがない中で、三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則や行政事務連絡交付金等交付要綱、そして三股町自治公民館組織活動交付金交付要綱があるというのは、何か変な感じがするんです。

自治公民館というのを規定したものがない中で、自治公民館という言葉が規則、要綱の中に書

かれています。特に行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則の第1条に、行政事務連絡員のことを、自治公民館の区域内に居住する住民により選出された者とあります。これも自治公民館の規定がない中で、自治公民館という文言が出てくるのはいかがなものでしょうか。

建物、館としての自治公民館ではなく、組織としての自治公民館設置要綱とか、行政事務連絡員設置要綱というものが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 自治公民館の設置要綱がないということなのですが、自治公民館組織は、地域住民が話し合いによって自主的に運営されている住民自治の組織であります。その在り方について行政で規定するものではないというふうに考えております。そういう規定がなくても、いろんな補助制度とか、そういうのはできるというふうに考えております。

○議員（4番 楠原 更三君） 資料の2を御覧ください。高知県庁のホームページから抜粋したものです。これ見ますと社会教育の意義として、住民一人一人の持つその力を地域活動に生かす人づくり、地域の課題解決や地域の活性化につながる地域づくり、地域住民の間に絆が生まれる絆づくり、これが意義であると書いてある。高知のことなんですけれども。この意義を読みますと、多くの方がこれだけで自治公民館のことだと容易に想像できるのではないかと思います。

社会教育とは、まさにこれではないかなと感じているところですが、通告にはないですけれども、これを読まれて、これを見て、どう思われますか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 私も今年度団の支部長をやっているんですが、まさにこういうことを常日頃やっているというふうに感じております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） まさにこういうものだということを私も考えたわけなんですけれども、課長のほうからも同感だというようなことを頂いたわけなんですけれども、このような人づくり、地域づくり、絆づくりみたいなことをやりなさいということで、期待度が高くなると自治公民館役員の負担が重くなるということも考えられますけれども、現状において自治公民館に期待する面を担当している、自治公民館はこうあってほしいとかいうことです。担当している部署はどののでしょうか。また、担当内容はどのようなものなのか。そして、事務分掌の中ではどのように表してあるのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、期待していることというのがありましたので、そちらからお答えいたします。

社会教育という面で我々が期待していることは、生涯学習活動、文化芸術、スポーツなどのほか、地域の学校、PTA、壮年会、子供会などとの連携がございます。特に令和3年度、新たに取り組む予定のコミュニティスクール、学校運営協議会の導入に関しては、自治公民館組織のご理解とご協力を大変期待しているところでございます。

また、どこを担当するのかというご質問がございましたが、自治公民館組織は住民の生活全般に関わるため、自治公民館長さんには、各課で設置している、いろんな各種の委員会等の委員をお願いしているところであります。多くの課が関係部署となっていますが、直接的に自治公民館そのものを担当する部署はないというふうに考えております。

ただし、教育課のほうでは自治公民館連絡協議会の事務局を担当しておりますので、協議会の役員の方と相談しながら、自治公民館長さんの資質の向上を目的とした各種の研修、あるいは会議とか研修、視察とか、そういうサポートを行っております。

また、支部加入促進につきましては、総務課を中心に関係課が連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 自治公民館の役員の方々は、ご存じのように1年ないしは2年という任期でやられております。私、議員になって今6年たつところですがけれども、4年たってようやくこんなもんかなというのが少し、おぼろげながらに分かったようなもので、公民館長さんをはじめ、役員の方々が2年ぐらいでどれほど理解されるものなのか。そして、今課長が言われたようなことを、どれぐらい実行できるのか。

そうすると新たになった方がゼロから始める。いろいろ公民館連協でいろいろ教えていただけたというのはあったとしても、どれぐらい動けるかという、これは館長さんになられた方の力の差というのも出てくるでしょうけれども、それでは今、私が、山王原ですけれども、なかなか次の公民館長さんになっていただけるような方を探し当てることが、今できない状況にあるわけですが、自ら手を挙げて館長さんになると言われる方、そんなに多くないのではないだろうかと思います。

そういう中で自治公民館の自治を任せることのできるリーダーという人が、2年間ないしは1年でどれだけできるのだろうか。自治活動が、地域の活性化がどれだけ期待できるのかというようなことを考えたら、今言われたように、各課がそれぞれ担当してとか、どうのこうのと、あそこに行けばいろいろ教えていただけるという、そういう担当課というもの、担当部署というのがあったほうが、公民館活動には物すごく力になると思うんですが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほどお話ししましたように、行政全般、教育を含めて関わっていらっしゃると思いますので、なかなか難しいところであるんですが、行政面が多いということで、担当部署を教育課じゃなくて、行政部局へ持っていくところも今は多くなっておりまして、どこが直接やったほうがいいのかというのは非常に難しい問題であります、それぞれ各関係する問題について、館長さん方と協議しながらやっているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 基本的には教育課長がお答えしたとおりでございますが、ただ生涯学習という観点からいいますと、教育課の生涯学習係が深く関わることになります。その中に社会教育指導員という者を2名置いておりますけれども、その指導員は自治公民館も含め、各種民主団体等の相談に応じることも業務の一つとしておりますので、そういった人材も活用していただければというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 私もそう思っているんです。生涯学習係というのがあるわけですから、その一環として自治公民館活動、位置づけられると当然思っていますので、その中に自治公民館の窓口というものの、一括でそこで受けて、そして必要に応じたら、その方が各課に伺っていく。そういうようなワンストップ型といいますか、そういうものがあってほしいなと思っているんです、実際に。いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 自治公民館の求めるものというのは、非常に多岐にわたりますので、ワンストップというのも確かに一つの形だとは思いますが、事案によっては、それぞれ直接の担当課にご相談頂いたほうが、課題が早く解決するというようなこともございます。

そういった意味で、町全体として、町の業務をどこでどうやっているのかというのを、広報等もやっているところでございます。ただその中で、例えば公民館長さんが、どこの課に相談したらいいのか分からないということをお問合せ頂ければ、教育課のほうでまた調べておつながるといったようなことはやっているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） だから、私は今になって、このことだったら、どの課に相談に行けばいいと、今だったら分かります。館長になったはな、すぐにこれはどこだろうかという疑問は当然湧いてきますので、そのときにまずそこに電話すれば、そこからこれはどこどこ課が担当ですと教えてもらえる。そこだけでもいいんです。それを事務分掌の中に自治公民館担当というのが欲しいと。そしたらそこに連絡をして、何々係の誰々さんお願いしますと、すぐできると思うんです。それを明確なものにしてほしいと思っているんですが、できないでしょうか、伺いま

す。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 事務分掌によりますと、ある職員の業務の中に、自治公民館連絡協議会に関することというのがございます。ですから、もし自治公民館長さんが何かお聞きになりたいことがあれば、その担当の職員でも結構でございますし、あるいは教育課の職員に言っていただければ、お調べしておつなぎするというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） だから、ここに自治公民館連絡協議会に関することというのは、もちろんあるのは知っているわけですが、これと別に、自治公民館に関すること、それだけでもありがたいと思うんです。そちらのほうが自治公民館全部ですから、協議会に関することじゃなくて、自治公民館全般に関することという意味から、ここに自治公民館に関すること、括弧して自治公民館連絡協議会、またコミュニティ助成事業を含むと、そういう在り方のほうが分かりやすいんですね。いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この事務分掌につきましては、毎年見直しをしておりますので、検討させていただきたいと存じます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 次ですけれども、今答えの中に出てきたのが、社会教育指導員と出てまいりましたけれども、それ以外で教育課の中に社会教育主事という資格を持つ職員は、現在の体制の中で何人いらっしゃるのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 生涯学習係のほうには、職員のほうに今のところおりませんが、教育委員会のほうには今１名、資格を持った者がおります。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 分かりました。ご存じだと思いますけれども、社会教育主事を置くという規定が社会教育法のほうにもあるようですけれども、この主事の方について私は、今多くの方々と一緒に地域活性化活動をさせていただいているわけですが、以前に熊本大学で社会教育主事の資格を取る講座を受講している方々の研修を受けたことがあります。その中に自治体職員の方々も何名もいらっしゃいました。

社会教育主事の仕事として、地域の活動の手助けをするということは重要であるということだと思っております。それで、大した活動もしてないのかもしれませんが、私たちのところで一緒にご飯を食べて、いろいろお話をさせていただいたわけですが、自治公民館活動は

もとより、地域活性化の活動というのが町内あちこちで見られるわけですが、それをまとめる係、まとめるといいますか、それを三股ではこういう活動がこういうところで行われているよということを周知していく、そういうような、質問にはないですけども、部署があってもいいと思うんです。我々もやろうかというふうになっていく。

そして、あの地域では何か動きがあるようだけれども、見に行こうとか、そういうようなことから、いろんな地域、狭い町ですから、町のいろんな動きを察知して、そしてそれを町内に広げていくというような係として、係じゃおかしいですけども、役割を担った係として、社会教育主事の方が一肌も二肌も脱いでいただくということはできないものでしょうか。実際されているかもしれませんが、いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） これは組織として生涯学習係のほうで、毎年生涯学習の、生涯学習だよりでしたでしょうか。そういった町内の生涯学習関係の事業の状況等をまとめて、あれはたしか回覧板で配布、各家庭に配布をさせていただいております。そういったものを通じて、ぜひ情報を得ていただき、住民の皆様には積極的に参加していただきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、生涯学習係とありますけれども、今年ですか、福祉関係も高齢者対応のために高齢者支援課というものが分離独立したわけですが、次の質問のほうにありますけれども、教育課の課名と係名を変更できないかというようなことですが、生涯学習といいますと、非常に広いというのが分かります。

資料の3を見ていただきますと、これ文部科学省の白書から抜粋したものですけれども、生涯学習の中には学校教育、社会教育、そして家庭教育というものが含まれるという図がありましたので、これを載せたいと思って出しました。

その中で家庭での教育、家庭教育については、公民館の設置及び運営に関する基準の中に、家庭教育への支援の充実とか相談、助言、そういうものが書いてあるんですが、あと幅広く見ますと、全体を生涯学習と見ているわけですね。その中に学校教育法に従った学校教育、そして社会教育法に従った社会教育というのがあるわけですから、見た感じでいきますと、生涯学習というくくりが、大きなくくりですので、課名を生涯学習課、そして係名を学校教育係、社会教育係としたほうがすっきりと分かるような気がするんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 課名、係名の変更は考えられないかのご質問ですが、現在のところは、変更は考えておりません。平成17年度まで教育委員会には学校教育課と、あと生涯学習課の2つの課がありました。さらに、昔は社会教育課というふうに呼んでいた時期もありました

が、合併せずに自主自立の道を選択したときに、行財政改革の一環として、現在の一つの課になったところでございます。

なお、県内に同じように、一つの課を設置しているのが川南とか木城町、日之影、美郷町というところも一つの課なんです、同じように教育課ということでやっているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 期待しない、できない質問だと思っていましたけれども、私たちもあちこち視察に伺っていますけれども、自治体によっては学校教育課と社会教育課、２つあるところももちろん幾つかありました。だから、ひょっとしてと思って言ったところですけども、生涯学習の中には学校教育が入るということを言いたかったわけなんです。

だから、今のはちょっとこの表から見ても、どっちが親方なのかというようなことから考えても、すっきりとはしないなと思っているものですから、お聞きしました。期待できない答えでした。どうも。

次に移ります。地域活性化を担当している部署はどこですかという質問です。ここでの地域に、そして自治公民館は含まれますか、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町で取り組んでおります事業等の多くが、地域の活性化につながるものと考えておりますが、役場内の部署間を横断的に取りまとめたり、総合的な計画等を策定したりという意味では、企画商工課が担当部署になるかと思います。

また、ここで言う地域に自治公民館が含まれるかのご質問でございますが、各種計画等を策定する際の委員会等へ自治公民館連絡協議会の代表者に委員として参加していただいておりますし、自治公民館と連携を取らなければ実施困難な事業等もございますので、ここで言う地域には自治公民館が含まれるものと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） ありがとうございます。自治公民館長になられたら、教育課のほうにも顔出さないといけない、企画商工課のほうとも顔出さなければいけないということになります。どっちがどっちかといったときに、判断され、ずっと判断される方もいるでしょうし、判断できない方もいらっしゃるかもしれません。そういうことから、先ほど言いましたように、ワンストップ型で、それは企画商工課につながますというようなのがちょっとあるだけでも、公民館活動、役員になられた方はやりやすくなるんじゃないかなと思っております。

それと続きまして、人口減少社会というのがキーワードで、いろんなことが語られますけれども、その一つで労働環境の変化というものが見られます。定年制の延長、これ大きいと思います

が、この動きが自治公民館役員など、地域の様々な面でのリーダー不足に拍車をかけているということを思っております。既にその影響を受け始めているところも実際あります。

これからの公民館活動の在り方とともに、公民館活動を支えていく人づくり、地域のリーダーづくりを今後どのようにされるのでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 少子高齢化社会の到来によりまして、地域のリーダーの確保が難しくなっているというのは、深刻な問題であるというふうに考えております。人口減少が進んでいる市町村では、リーダーだけでなく、活動できる会員自体が少なくなっていて、自治公民館からまちづくり協議会という、そちらのほうへも移行しているところもございます。

宮崎県内におきましても、県の公民館連合会を脱退するという団体も出てきており、大変心配しているところでございます。

地域のリーダーは、それぞれの地域で確保していただくしかないところではございますが、自治公民館連絡協議会では、地域のリーダーを育成するために、都城市と協力し、毎年公民館大会を開催しており、前年度は梶山自治公民館に事例発表をお願いしておりますし、その前は長田地区のほうにお願いしたりということで、リーダーづくりのほうに力を入れているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 梶山地区に発表をお願いされたということですけど、あれは既にリーダーなんですね、あの方は。ああいう方を育成するために、何らかの力というのは行政のほうで発揮していただけないかという質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 発表頂く方は、ある程度何年も経験された方なんですけど、ほかの公民館長さん、短い方もいらっしゃいますので、そういう発表を通じて理解してもらうという形の育成です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 分かりませんけれども、とにかくリーダー育成、これをいろんな形でもって、リーダーになられた方に対してではなくて、今後リーダーとなる、なられるような力を持った人を育てていくという見方でもって、何らかの方法を考えていただけないかなと思っております。

非常にこれ難しいことだと思います。本当によほど、よほどプロジェクトチームでもつくってやっていかないことには、一朝一夕でできることじゃないと思いますけれども、非常にこれは地域活動を維持していけるかどうかの瀬戸際になってからじゃ遅いんです。今のうちから三股バー

ジョンみたいなものをつくって、地域活動が駄目になるようなことがないように考えてお願いしたいと思っております。

資料の5を御覧ください。御覧になった方、多いと思いますけど、都城市の自治公民館にある新しいのぼりです。折り目がはっきり分かっていましたので、新しいというのは分かりましたけれども、触れ合い、支え合い、助け合い、公民館に加入しましょう。地域の輪、地域の絆、公民館に加入しましょう。これがあちこちにのぼりが立っております。

いろんなツールを使って公民館加入を促すということ、本町でも行われておりますけれども、ふだんから視覚に入るような、そういう工夫というのが今後必要ではないかなと思っておりますが、これ旗を見て、あれと思ったのが、ここに自治とないんです。ただ公民館と。これでは地区公民館なのか、自治公民館なのか、その区別が判然としないというところがあるんじゃないかなと思います。

実際、都城でも自治公民館加入率が非常に落ちています。そこで自治というのを削られたのかもしれませんけれども、何らかの形でもって公民館加入を促すということを今後ともお願いしたいと思えます。

そして、先ほどから言いますけれども、いろんな人が役になられたときに、できるだけ公民館活動が運営しやすいようにマニュアルというようなもの、これがあればいいのではないかなという気がいたします。

実際に資料の6を見ますと、延岡市のほうに自治公民館運営のてびきというものがありました。ここにはその中から目次と、それから最初にある自治公民館とは何かという項目だけを書いておりますけれども、ここにちゃんと自治公民館とは何かというのから入っているんです。そして、自治公民館の組織や機構はどのようにあればいいのか。運営や活動はどのようにあればいいのか。学習活動の効果を上げるにはどのようにすればいいのかというマニュアルがここにあります。

そして、下のほう、公民館活動とは何かのところに、自治公民館の法的な位置づけと諸原則というのがちゃんとあります。こういうような手引があるところがある。これは結構古いやつみたいですけども、近場でいきますと、隣町の志布志市のほうには、令和2年4月に自治会運営マニュアルというものが出されております。似たように、非常に細かく運営の手引、マニュアルがありますけれども、本町ではこういうようなガイドラインになるようなマニュアル、こういうのをつくることはできないでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 自治公民館活動の目安となるガイドラインはつくれないかのご質問でございますが、宮崎県教育委員会が編集しまして、宮崎県公民館連合会が発行している公民館運営の手引が既にご覧いただけます。恐らくこれが平成15年ですので、延岡は16年なので、これ

を参考につくり替えられたものだと思います。

手引には、自治公民館組織の基本的な在り方や組織・機構、役員の任務や心構え、主な活動事例、会計処理、公民館規約などが掲載されておりまして、よくまとめられていると思います。

本町におきまして、約半数の自治公民館長さんが1年で交代されますので、協議会では毎年度4月の最初の会議におきまして、この公民館運営の手引から一部抜粋したものを資料としてつけまして、自治公民館の基本的な在り方とか、主な活動などについて、まず最初に説明をしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 三股町独自のものをつくってほしいと。そういう県のやつを参考にしてもいいですから、三股の自治公民館の運営のマニュアルというものをつくってほしい、それはできませんかという質問なんです。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 県がつくられた手引、非常によくできておりますので、その内容と同じ、ちょっと名前を変えた形の運営になると思うんですが、必要であれば、そういう形の、つくってもいいのかなと、検討したいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 「必要なですよ」と私は思っているんです。皆さん、悩まれています。皆さんというか、私は数名しか存じていませんけれども、必要だから延岡もつくっている、志布志もつくる。三股は必要であればという課長のその言葉、ちょっと残念なんですけれども、公民館活動、非常に苦しいところが多いという現実を知っていただきたいと思っております。

時間が50分ということで、あと5分ぐらいになったんですけれども、次に進めさせていただきます。ここも力を入れたかったところなんですけれども、まず行政サービスとしての接遇状況の中から窓口対応、電話対応の現状をどう思われているか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 窓口対応、電話対応の現状について、今取り組んでいることにつきましてお答えしたいと思います。

本年の9月17日ですけれども、民間業者の派遣講師をお願いいたしまして、庁舎内の、抜き打ちでございまして、接遇調査を実施したところでございます。目的は、ふだんの接遇から見える課題を分析しまして、その課題を接遇向上の研修につなげ、改善を行うものでございます。

今回の調査では窓口対応、電話対応、そして職場環境の3つをポイントに実施していただきま

した。そこで出てくる具体的な改善点を令和3年、来年の1月21日に予定しています、全職員を対象とした接遇研修に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） そういう答えが出てもおかしくないんですけども、現状、窓口対応、電話対応で問題等は把握されていないかということからお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在、総務課のほうに職員の窓口、もしくは電話の対応等について苦情、町民のほうから苦情が来ているというのは現在、把握していませんというか、聞いておりません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 直接言う、度胸のある人もいれば、そうでない人もいらっしゃるわけですけども、以前は何か目安箱みたいなものがあつた時期があつたと思うんですが、今はないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今はもう撤去して、今はないと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この接遇研修にしても、できたら自前でできないものかなと思うんです。自前でできる人がいれば、ふだんからその目があるわけです。年に1回、外部から来ていただいてやるとなったら、それっきりになってしまう。そして、その後、一般職の職員の勤務評定に関する規程では、第1次評定者が課長となっておりまして、礼儀正しいか、身体や服装が清潔であるか、身の周りの整理整頓が行き届いているか、生活態度が清廉であるか、そういう部分を評定すると、評価するというのがあるようですけれども、町が目線で判断できるのは礼儀正しい、いわゆる挨拶、それから服装、こういうものは見ることはできますけれども、第1次評定者である課長さんから見て、自分の課の職員の方々のそういうもの、電話対応とか窓口対応、そういうものはどう評定されるのか。そのときに外部からの講師でふだん行われているよりも、自前でこうしましょう、ああしましょうという、指導できる人がいれば、そこから問題点がすぐにできるような気がするんですけども、いかがなものでしょうか。

次に、名札の着用現状ですけども、私もあちこち、窓口、伺いますけれども、この名札がひっくり返る、前も言ったことあると思うんですが、ひっくり返りやすい名札なんです。ふだんから自分がこうやってやるのは面倒くさいんでしょうけれども、常に着用したら名前のところが見れる、そういうような名札にしていきたいと思います。

皆さん、首からかけているから名札はしています、それで終わると思うんですけど、着用状況です。何のために名札があるのか。仕事の責任ということが裏づけにあると思うんです。それを明確にするためには名札がひっくり返らない、常に名前が、何課の誰々というのが前面にある、そういうふうな状況をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 名札の件なんですけど、まず、名札についても、私個人も、認証用、個人の名札を掲げているんですが、非常に裏返しやすいというのは、私自身も実感しております。このケース自体をもうちょっと工夫して、もっとひっくり返らないようにいろいろ考えていきたいというふうに思います。

それとすぐできるパターンとしては、ぶら下げるんじゃなくて、ポケットとか、こちらのほうに固定する。こういった形で、まずは職員のほうには指導と言いますか、指示をしていきたいというふうに思っています。

それとあと人事評価というか、各課長を含め、職員に対するそういった風紀、服装関係、挨拶等の指導ですけども、今現在、人事評価という中には、直接課長が指導するのではなくて、評価自体は。直近の上司、例えば係長、もしくはまた課長補佐、それぞれが1次、もしくは2次、そして課長が第3次、最終的な確認というような形の評価等を行っておりますので、その中で見えてくる、そうした挨拶、服装、そういった身なり等についての評価についても、再度評価の段階で指導していただけるように、各課お願いはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） お願いします。

○議長（重久 邦仁君） まとめて質問してください。

○議員（4番 楠原 更三君） もう時間になりましたけれども、3番目が残っていますが、これはカットになると思いますが、最後に独自の接遇マニュアルを作成できないかということについてお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町独自のこういった接遇マニュアルも含めての作成についてでございますけども、現在、総務課の職員系のほうを中心に、町民に対する、そういった挨拶も含め、町民に対する姿勢、町民に対してどういった思いで仕事をやっていくのかという観点から、職員全員が同じ方向を向いて仕事、業務、もしくは服装等に取り組めるようにするための指針ということで、仮称でありますけれども、三股フィロソフィー、職員の心得10か条というのを今作成

中でございます。

今、各部署から職員を出していただきまして、その部会を立ち上げて、こういったものがかいいのかというのを今やっております、今現在、2回、そういった部会を進めておりまして、今後また第3回目を今度実施する予定にしております。最終的には、本年度中にはフィロソフィー、職員の10か条、心得10か条、こちらのほうを作成していきたいと。またできたものを職員にまた周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 資料の最後のほうに、和歌山県、三重県の、本町よりも小さな規模の町の接遇マニュアルというものがネットに掲載されていたので、ここに上げておりました。これをいろいろ話させていただこうと思いましたが、時間が参りました。

もし三股町でも似たようなものができたら、ネットに公開していただいて、町民皆さんがこういうもので職員の方々の努力、町民サービスの努力というものが行われているということが分かるようにお願いしたいと思います。お願いします。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま職員への心得10か条というのを作成中なんです、いつも職員の入庁のとき、新規採用職員の辞令交付式のときに、常に3つのモットー、9つの努力目標というようなことで、常に話をさせていただいているところでございます。全体の奉仕者であれとか、謙虚であれとか、地域に貢献せよ。その中にまだ9つの努力目標があるんですけれども、それを、それも含めて、今度は職員全員が共通の認識を持ちながら1つの方向、そしてまた一般的な部分と仕事編、そしてまた全体編というような形で今まとめつつありますので、またそちらのほうを言われるような心得を含めて、そして服装、そしてまた挨拶含めて、いろんな形でまとめていますので、そういう形で今後とも取り組んでいきたいというように思っています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより11時10分まで本会議を休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時08分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、上西議員。

〔１０番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（１０番 上西 祐子君） ７番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

１番目の奨学金制度について質問です。

コロナ危機の下、学生はバイト減収による経済苦と大学への立入禁止、オンライン授業中心の学生生活という特別の困難に直面しております。

そういう情勢の下、本町では県外に出ている学生たちにふるさと三股応援事業を実施し、三股町の特産品であるお米や牛肉、豚肉、バイオ茶、レトルトカレーなどを送ってくださり、ふるさとを離れている学生さんが、どれだけ喜ばれたか、本当によい事業をしてくださったと喜んでおります。

東京や大阪など、県外に出ている学生さんは、アルバイトなど、このコロナ危機の下、アルバイトなどもほとんどなく、困っている学生がたくさんおられ、これからもまだ続くのではないかと懸念されます。コロナ期で学ぶことを諦める学生を生まないために、国には責任を果たすべきだと、共産党は全学生対象の授業料半減、免除で学費値下げに踏み込むように訴えております。国の支援が不十分な下、各地の自治体で独自の支援策が実施されております。

国は、ようやく今年の４月から低所得世帯を対象にした大学授業料免除、給付型奨学金を支給されるようになりましたが、無償化の対象となる学生数は全体の学生の約１割にすぎません。

現在、子供たちを大学に入学させるときは、初年度納入金が国立で８１万円、私立で１４５万円と本当に高額になり、学費を、四、五十代の親が学費を納入することは本当に大変です。

未来を担う学生に学びを保障し、生活を支えるためにも、貸与型の奨学金だけでなく、給付型の奨学金制度を創設することを検討できないのか、お伺いいたします。

あとは自席で質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 奨学金制度についてお答えいたします。

給付型奨学金については、国の制度であります日本学生支援機構の奨学金において、令和２年４月より新制度として始まっており、新しい公的奨学金の形として、三股町でも経過を見守っているところです。

三股町で現在行っている貸与型の奨学金では、貸与した奨学金が将来において返還され、それを財源として新たな世代に奨学金として貸し出すといった、財源として循環する制度を行っております。

しかし、給付型の奨学金では、財源が循環せず、制度としての持続性に問題があり、町独自の制度の創設は難しいと考えます。

一方で、奨学金の返還を支援するといった制度もあり、宮崎県でもひなた創生のための奨学金

返還支援事業として、平成30年度より実施しています。これは県内企業への就職等を条件として、奨学金の返還を企業と県が肩代わりする制度であります。地方創生の意味合いから、働く世代や子育て世代の増加につながり、税収等による長期的な財源の循環につながることから、制度としての継続性にも一定の理解が得られると考えております。

このようなことから、町独自の制度として実施するならば、地元への若者の定着を促進するという観点から、給付型奨学金よりも奨学金返還支援制度のほうが適切ではないかと考えますが、まずは地方創生を担当する部署を含め、全庁的な調整が必要であり、関係各所と連携を密にしながら、組織的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 現在、奨学金を受けている金額は、今幾らでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 奨学金の月額ということでよろしいでしょうか。

○議員（10番 上西 祐子君） はい。

○教育長（石崎 敬三君） 町の制度では、大学生の場合、月額2万5,000円でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 奨学金の貸与、返済が、貸与が4年間で、返済が8年で返済するちゅうことになっていると聞いているんですが、このうち、滞納者とか、それらはつかんでいらっしゃるでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 現在、償還中の方の人数が47名でございます。滞納に関しましては、滞納者の数は3名となっております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私は教育の町三股を唱えておられて、教育を尊び、青少年を健やかに育てましょうというのが三股町町民憲章なんですが、仮に1人3万円の給付型を、奨学資金を与えたときに、4年間で卒業するわけで、その間、最初の年が36万円、その後、2年目が2人、倍になりますでしょう。4年で卒業して、計算したときに、4年間で360万円、お金が必要なんです。1年目が1人、2年目が今度2人になるわけでしょう。3年目が3人になって、4年目が4人、それを計算したときに、仮に1人3万円ずつの給付型奨学資金を実施した場合に360万円、年平均で90万円なんです。

だから、それぐらいのお金、例えば将来、三股町に帰ってきて働くとか、そういうふうなことを前提に、優秀な学生さんで、若者たちで、兄弟が2人とか3人とかいて、ダブったりすると大

変なんですよ。

うちも孫が大阪にいて、2歳違いだもんだから、上の子は国立に行ったんですけど、2番目の子が私立で150万ぐらいの納入金が必要だった。そういうことで、本当に私が、そこは私が援助しましたが、援助できるじいちゃん、ばあちゃんがないところなんかは、本当に2人、子供を大学に出したり、専門学校にやったりすることは大変な、親は40代、50代の世代は大変な状態になると思うんです。

そして今、また奨学資金返済で青年たちは何年も苦勞すると。すぐ正規の職につければいいけど、非正規しかないとかいうふうな状態に子供たちは置かれておる状態です。

そういうことに関して、本当にもっと町は子育て支援に優しい、本当に教育の町、そういうことを考えるならば、1人か2人かの給付型奨学資金制度をつくることは、そう大変なことではないのではないかなというふうに思いますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 給付型の奨学金制度を創設ということですが、なかなか1人、2人選ぶ、選考する、大変難しい問題ではないかなというふうに思います。要するに優秀であれば国の制度もございますし、そしてまた大学のほうでも授業料免除とか、いろんな制度がございます。そちらのほうを活用するというのが一番いいんじゃないかなと。

ただ町としてもしやるのであれば、今現在、宮崎県のほうでひなた創生のための奨学金返還というか、要するに地元に戻っていただいて、そしてその方が地元で活躍するというような意味合いで、返還の一部を企業、あるいは町、あるいは県、そういう形での支援すると。そのほうが非常に地域にとって、町にとっても非常にいい制度じゃないかなというふうに感じます。

今のところ、給付型というのは、ちょっと考えられないなと。それは町がすることじゃなくて、町の中にはやはりですね。例えば医学に行ったり、そういう形で優秀だなと。どんなふうに、誰がどんな形で選考するのか、非常に難しい判断があるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味よりも、帰ってきて、一生懸命地元に貢献していただくと、そちらのほうを支援するというような方向のほうが、町にとってもメリットといいますか、いいことじゃないかなというふうに感じます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 奨学資金制度は、私も先々、ふるさとに帰ってきてというふうなことを前提として、本当にシングル世帯、マザー世帯とか、非課税世帯は今、国の支援がありますけど、それに漏れたぎりぎりの世帯ちゅうんですか、そういう世帯にとって2人、一緒に大学に、専門学校に行かないといけないうふうな世帯は多いと思うんです。

皆さん方も、ほとんど子供さんを大学にやっておられて、大変な思いもされていると思うんで

すが、そういう意味で何とか青少年を、そして今コロナ禍で大変な思いされている青年たちをバックアップする。将来的にも支援するというふうな形の奨学資金を考えて、検討していただけないかなというふうに思いますが、無理でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） コロナ禍ということもあり、本当に学びの環境というのが厳しい状況になっていることは十分理解しております。しかしながら、三股町の将来等も考え合わせた上で、持続的にやっていける制度というのが一番だと考えます。

そういった意味では、先ほど町長が答弁されたとおり、地元に貢献していただける方に返還の支援という形でやっていくのがいいのではないかと、今のところ考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 今、アルバイトしている学生も、本当に９１％ぐらいいるというふうなことです。そしてまた、本町では２万５，０００円の奨学資金、利息を取っているわけでしょう。そういうふうな形でどうですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 三股町の奨学金は無利子でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 滞納額、滞納している人が３名と言われましたが、その方なんかの返済計画とか、そういうふうな指導とか、そういうふうなのをされているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員、質問、少しずれていきますので、答弁は、質問の角度を変えて、もう一回、お願いします。

○議員（１０番 上西 祐子君） 滞納者が３名と言われましたが、その方々の滞納額に対しての指導とか、そういうふうなのは本人にされるのか、親とか、そういう人たちにされるのか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 質問の趣旨は支援制度の創設についてですから、滞納は。（「聞こえません」と呼ぶ者あり）ただいまの質問の趣旨は（発言する者あり）暫時休憩。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（重久 邦仁君） 議事進行いたします。

○議員（１０番 上西 祐子君） ２番目の質問に移ります。

９月議会質問のときに、少人数学級のことを質問いたしましたが、その答弁のとき、令和７年度、中学生がピークになると言われました。そのための対策の検討はなされておられるのか、お

伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

9月定例議会の際に、今後の児童生徒数の推移について、住民基本台帳を基に単純に推計すると、令和7年度に三股中学校の生徒数は980名程度になるとお答えいたしましたが、実際はその後の推移によって変動はあろうかと思います。

教室が不足する場合には、特別教室等を普通教室として利用することも必要かと考えております。それでもなお、教室不足が生じるような場合には、三股西小学校や勝岡小学校のように、仮設校舎を検討することになります。

いずれにいたしましても、実際の児童生徒数の推移に注視しながら、教室が不足することがないように、的確に対応してまいります。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） さきのお答えの中で837人の子供が、今現在、中学生が837名と。それが980人になる予測があると言われました。約150人ぐらい増えると。そういうことになると4クラスから5クラスぐらいが不足するんじゃないかなと。先生方もまだその分、そこら辺を含めて、今から対応を考える必要があるのではないかなというふうに思いましたので、再度質問したわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 先ほどもお答えいたしましたとおり、毎年の児童生徒数の推移を見ながら、教職員の定員等は毎年見直しているところでございます。

それから、教室につきましても、おおよその目安でいいますと、教室が足りなくなるという場合は、ほとんどの場合、その前年度につかみまして、特別教室等での利用で賄えれば、それで対応しているところでございますが、万が一、それを大幅に上回るようであれば、恐らく2年前ぐらいの夏にその辺の状況を判断しまして、前年度に仮設、予算等の措置をして仮設校舎の設置、で当該年度から供用ということになると考えておりますので、そういった推移を見ながら、そういった手順を確実に踏んで、教室不足ということがないように対応してまいります。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それでは、3番目の質問に移ります。

不登校ぎみの児童生徒の対応についてですが、文科省の調査で、「不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」となっております。

本町での不登校ぎみの児童生徒の対応について伺います。まず最初に、長期欠席者の状況調査はなされておられるのか。5年間の状況についてお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この5年間の推移でございますが、小学校におきましては、平成27年度が13人、平成28年度が11人、平成29年度が9人、平成30年度が7人、令和元年度が8人ということで、おおむね10名前後の人数で推移しております。ここ5年間で申し上げますと、減少傾向にあるというふうに見ております。

一方、中学校の不登校の生徒でございますが、平成27年度が23名、平成28年度35名、平成29年度48名、平成30年度43名、令和元年度40名ということで、平成29年度の48名をピークに、減少傾向にあるというところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この数字っていうのは、全国の平均からしたら、多いのか、少ないのか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 全国の平均ということになりますと、全国で数字が薄まってしまい、あるいは多くなるということもございますので、都市部等に比べれば少ないのではないかと思いますけれども、三股町の学校としてどうかということで考えると、一定数の不登校の児童生徒がいるというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の数字を聞いて、中学生が令和元年度で4.91%で、約5%です。ちょっと私からすれば多いのかなというふうに思われるんですが、本町の場合の状況調査はなされておられるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 状況調査等につきましては、まず1つが、毎月10日までに各学校より長期欠席者の状況等についての報告を受け、欠席日数や年間累計、不登校の要因や現況等の報告を受けております。

また、その報告以外に毎月、教育委員会の職員が具体的な生徒指導担当、特別支援教育担当、適応指導教室指導員の3名で、学校毎月全学校を訪問いたしまして、長期欠席者の状況等の把握及び指導、助言を行っております。この訪問において、学校によっては、一人一人の不登校の状況だけでなく、学校が行った家庭訪問や電話連絡の状況の報告等も受けております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 昨年の10月に文科省は、不登校児童生徒への支援に対する基

本的な考え方というふうな通知を出しておられますが、その中で「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」というふうに書いてあります。児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直すなどの積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することとありますが、今、子供たちが本当に学校に行かなくても、自分の道を見つけられるような支援策というんですか、スクールカウンセラーはおられると思うんですが、具体的に子供たちを外に、学校以外のところでも出すような工夫とか、そういうふうな働きかけとかはされているんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学校設置者であります教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人にとって学校が安心できる居場所であり、学びの場であってほしいと考えております。

しかしながら、様々な状況によって、そうではない、登校できない児童生徒がいるのも事実でございます。そのため、学校だけが居場所であり、学びの場ではないというふうに考えております。

例えば、教育委員会では適応指導教室というのを中央公民館の中に設けまして、学校に登校できない児童生徒の受入れを行っております。また、今年4月だったと思いますけれども、民間団体が居場所の場を設けられたということで、そういったことも児童生徒にとっては、非常に意義の深いことではないかと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 実を言いますと、私、孫も、大阪にいる孫も、中学生、3人いるんですけど、男の子が。2番目と3番目が中学校、ほとんど行ってないんですよ。2人とも学校に行かずに、何を、先生とトラブルったのか分からないんですが、勉強は嫌いなほうじゃなかったんだけど、とにかく娘に言わせれば、中学校3年間のうちの四、五日しか行ってないと。だけど、本当、だから娘夫婦も物すごい悩んだと思うんです。

それで、私がどういうふうにして抜け出せたかというふうなことを聞いたら、親同士のつながり、不登校児を抱える親同士のつながり、それから家庭指導支援教室みたいなのがあって、各学校にコーディネーター的な役割を果たす人たちの支援とか、それから保護者が気軽に相談できる体制があったと。

そういうふうなことで、いろいろな働きかけを受けて、子供にも、最初はすごく子供を、何で学校行かんのかとかいうて怒ってたんだけど、子供のことを考えて、そういうカウンセラーたちの話を聞いて対応するうちに、子供も何かやってみようかと思うように仕向けていったら、うちの孫は絵を描くのが好きで、デザインとか、そういうふうなこととか、それから音楽が好きだっ

たもんだから、ギター教室に一生懸命行って、ギターを勉強して、そういうふうなことで、高校は通信制、単位制の学校に行っただけですけど、高校に行き出した途端、すごく勉強が面白くなって、そして大学まで行き出したんです。大学は私立だから、それはもちろん大変な、推薦で入ったんですけど、デザインの勉強とか、そういうふうなことで大学が楽しいっていうふうに変わっていったんです。

だから、どう子供たちに働きかけるか。そういう親の、親同士の、先生と子供たちだけじゃなくて、親の気持ち、そういう家庭教育の在り方みたいなのも必要じゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに保護者の皆様に対する対応というのも大事だと思いますので、今年度はコロナ禍の影響があり、一部実施できてない部分もありますけれども、各学校には家庭教育のための家庭教育学級といったようなものがございまして、そういう場でいろいろな講演をされたりとか、そういった活動がございまして、そういった部分で保護者同士の交流といったようなものができているのではないかと思います。

また、相談についてですけれども、現在、三股町内には県が設置しているスクールカウンセラーが三股中学校に1名おります。それから、これも県の設置のスクールソーシャルワーカーでございまして、南部教育事務所に配置されておりますが、定期的に三股西小学校と三股中学校に来校して、いろいろな相談等に応じているところでございます。

さらに、三股町では、本年の10月に町単独のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを設置いたしました。町の場合は、また学校等とは違った視点で保護者や児童、あるいは教職員も含めてですが、相談に対応するようにしております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私も、この前、1週間ぐらい前に教育委員会に行ったら、教育主事の人が、前は1人だったのが、今2人おられますよね、先生されていた方。三股町もそういう教育の専門の職員の方を採用されたんだなと思ってうれしくなったんですが、それと先ほど民間の機関の活動とかも言われましたが、やはり今学校外の人たちとの結びつき、支援、フリースクールなどの民間施設とか、NPOなどとの積極的に連携して、子供たちの居場所づくりをやっているところがあるというようなことをお聞きしたんです。

そこら辺にも一緒に、子供たちをどう自立させていくかっていうふうなことも必要じゃないかなっていうふうに思うんですが、そういうところへの連携とか補助とか、そういうふうなのはまだできてないんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、民間団体とは毎月１回、情報交換の場を設けて連携を図ることにしております。そういった成果を通して、そういった民間団体の場を利用しながら学校に復帰した子供もおりますし、あるいは民間団体の活動でちょっと教育委員会、学校としてはいかなもんかという点については、きちんとお伝えをして、民間団体としても、より活動が活発になるように連携を図っているところでございます。

また、そういった団体の助成につきましては、教育委員会ではやっておりませんが、福祉課のほうで、これは県の交付金になりますけれども、そういったものを活用して、公的な支援がされていると承知しております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 今、いろんな民間団体とか福祉関係の方々が一生懸命されているということを私も聞いておりますので、ぜひまた、どうぞ便なんかでつながった家庭の子供たち、新聞記事に載っていましたが、高校受験に受かったとかいうふうな記事も新聞記事にありましたよね。

そういうふうな学業の遅れとかの支援をしたりして、そこら辺を含めて三股、少しずつ、子供たちが普通に成長できるように、ひきこもりにならないように、これからひきこもりが今、社会問題になっておりますので、そこら辺を含めて支援をしていただきたいと思います。お願いいたします。

それと一番最後の質問で、マスクのことを聞いたもんですから、簡単に。今、全国民がマスク着用は義務になっているような情勢です。児童館の子供たちが、児童館といったら３年生までだから、低学年の子供たちなんですけど、夏は汗びっしょりでぐちゃぐちゃのマスクしてたり、冬は寒くなると鼻水が出てというふうな、汚いマスクをしていると。どうにかならんもんだろかというふうなことを、火箸、何ですか、はさみ、挟むもの、火ばさみちゅうんですか、あれが必要なぐらい、あちこち落ちていたりして、手をつかみたくない。インフルエンザとか、コロナの感染とか、そういうふうなことを考えたら、大変なことも起こりかねないわけですので、そういうマスクのつけ方とか、取替え方法とか、どのように学校では指導されているのか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 各小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症予防のためにマスク着用となった当初から、鼻から顎下まで覆うマスクと顔の間の隙間が開かないようにするといったマスクのつけ方の指導を行っております。

また、マスクを忘れた場合や汚れた場合のために、複数枚常備するよう家庭にご協力頂いたり、学校で簡易マスクをつくったり、年度当初に文部科学省が配布した布製マスクを学校で保管して、必要に応じて個人のマスクを使用するとして対応しているところでございます。

しかしながら、今の事例は下校後の児童館での状況でございますので、それにつきましては教育委員会では把握しておりません。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 子供たちは暴れ回って、汚いマスクでも平気でしたり、また兄弟の多い子で母子家庭の子たちに親が新しいマスクを買い与えられないところもあると聞いておりますが、それらに対して取替えができない家庭の援助なんかはできないのでしょうか。福祉のほうでお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 先ほどの児童館の件も含めて、お答えしたいと思います。

まず、児童館の状況ですけど、今コロナが蔓延している状況でありますので、当然クラブでは館内の消毒とか室内の換気、ソーシャルディスタンスの対策などを取りながら、児童館の開設時においては、職員または児童のマスク活用を徹底しております。

マスクを忘れた子供さんとか、著しく汚れたマスクをしている児童がいた場合は、感染予防や衛生面から、役場が提供したマスクを積極的に使用するよう厚生委員に通知しています。

それで、先ほど言いましたマスクのそういうことで補填はしておりますので、そういった家庭に対しての補填というのは、今のところやっておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 分かりました。これからもいつまで続くか分かりませんが、そういうところから感染者が出ないように、またしていただきたいし、児童館なんかにもマスクのあれを与えて、予備を備蓄していただくように要望して、私の質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため１３時１０分まで本会議を休憩します。

午前11時54分休憩

午後１時10分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位８番、福田議員。福田議員。

〔５番 福田 新一君 登壇〕

○議員（５番 福田 新一君） 発言順位８番、福田新一。今回の１２月議会の一般質問が１０名と、私が議員になってから最高の質問者数です。また、昨日から、まちづくりについて核心に触れた中身の濃い質問と応答が行われています。

今の心境を詠います。コロナ禍の、時の節目に基礎固め、協働がなす三股の進化。

通告に基づき質問してまいります。

まず、第6次総合計画の策定について。

先ほど申しましたとおり、物事は核心に触れずして何も変わらないと思います。今回、議員がいろいろな角度から質問してまいりました。町長の判断は、常にまちづくりという観点から判断を下されています。そのまちづくりの教本というのが総合計画ではないでしょうか。

第5次総合計画は、いよいよ本年度が最後の年度になります。「自立と協働で創る元気なまち三股」を将来像として築いた10年間の実績に対し、今回、第6次総合計画を策定されます。

今後、本町も少子高齢化の進展と人口分布の偏りが進み、町の人口構造が大きく変化します。一方、携帯電話のスマホの進化に分かるように、日常生活の代わり様そのスピード、便利さはみんなが認めるところです。目まぐるしいほどのICT導入があります。これからの時代は予想以上の変革が訪れそうです。

それに加え、終息のめどがいまだにつかない新型コロナウイルス感染が背景にあります。このような変化をいち早く捉え、町の活力が衰退することなく、適切な対応が必要です。第5次総合計画では、本町の自立性・独立性を感じませんでした。

第6次総合計画における本町三股の自立性・独立性を盛り込んだ新たなまちづくりの特徴は何か、お聴きいたします。あとの質問は質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 第6次総合計画の策定において、新たなまちづくりの特徴は何かのご質問にお答えいたします。

総合計画は、地域全体の総合的かつ効率的な行財政運営を図るための基本となるものであり、町の将来像と計画の実現に向けた施策及び施策の進め方を示すものであります。

本町の総合計画は、令和2年を目標年次とした第5次三股町総合計画を平成23年3月に策定し、基本構想において「自立と協働で創る元気なまち三股」の将来像を掲げ、町民の皆様方とともにまちづくりを進め、現在に至っているところでございます。その間、本町を取り巻く社会情勢や経済状況が急激に変化する中、少子高齢化が著しく進行し、解決すべき課題も複雑化・高度化・個別化しています。

また、グローバル化・情報化の一層の進展、環境保護や自然災害、このたびのコロナ禍のような未曾有の感染症などに対する安全、安心への意識向上など、社会情勢は目まぐるしく変化し、町民の価値観も多様化しています。こうした急激な変化に対応し、持続可能で自立した自治体としてのまちづくりの指針を示すため、令和3年度からの計画となる第6次三股町総合計画を策定

するものであります。

新たなまちづくりの特徴についてのご質問ですが、本町は交通アクセス、医療、福祉、商業施設、教育、雇用環境など恵まれた立地環境にあり、災害も少なく、花と緑と水の豊かな自然環境に恵まれ、文教精神が息づく文教のまちでもあります。そして、子育てに優しく、豊かな伝統・文化を継承するまちでもあります。

このような特性を生かしながら、施策の方向として一つ、安全、安心、快適に暮らせる災害に強いまちづくりに努めます。

2つ目、定住促進のため、良好な居住環境の整備に努め、自然環境の保全と循環型社会の形成に努めます。

3つ目、中心市街地の活性化と交通網の再整備により、町の均衡ある発展を図ります。

4つ目、企業立地に努めるとともに、地場産業の活性化を促進します。

5つ目、少子高齢化に対応した保健、医療、福祉の充実に努めます。

6つ目、文教のまち及びスポーツ環境のさらなる充実に努めます。

7つ目、協働のまちづくりと行財政改革に引き続き、取り組みます。

これら7つの方向性を掲げ、具体的な取組を行ってまいります。

そして、これらを推進する視点として、SDGsの17のゴール、169のターゲットを視野に入れ、Society 5.0の技術や活用事例を施策の参考としたいと考えているところでございます。

第5次のまちづくりの将来像である「自立と協働で創る元気なまち三股」を、第6次では「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」に変更しようと考えています。理由は、これまで自立と協働でつくり上げてきたまちづくりを行政と町民がより一層協働し、持続的発展を図るため「創る」から「織りなす」として、「元気なまち」を「元気あふれるまち」に修正するものであります。

以上、回答いたします。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 第6次総合計画の案でしょうけれども、その肖像というのが「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」ということで今、町長から回答を頂きました。

そういったいろんなまちづくりの基本となる内容ですので、この決定までのプロセスと、そしてそれを策定する審議会の構成メンバーをお聴きします。というところで質疑しましたところ、お手元にあります資料1「第6次三股町総合計画策定スケジュール（案）」というのを頂いております。そして、資料2に「三股町総合計画審議会委員名簿」というところでメンバー表を頂いております。これについての説明は、もうこの表示のとおりでよろしいですね。

この中のスケジュールの中にあります幹事会というのは、どういう内容のものなのでしょうか、説明願います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今この総合計画の幹事会についてのご質疑でありました。

この幹事会というのは、庁内というか、役場内で構成されているもので、町の三役とあと課長級でつくられているのが幹事会でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） もう一つ、その下にあります専門部会というのは、どういうふうな内容のものなのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、専門部会についてお答えいたします。

こちら役場内にはなるんですが、各部署の課長補佐級、より専門的な話し合いを進めていくということを目標にして構成された専門部会でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい、分かりました。

第6次策定スケジュール（案）という中にあります審議会、そして幹事会・専門部会、幹事会というのは三役と課長、そして専門部会というのが補佐の方の団体ということですね。——はい、分かりました。

先月12月7日ですが、議会が開会された日の午後から、三股町都市計画審議会の第2回が開催されました。企画商工課、都市整備課、議会から重久議長、山中議員、私と3名参加しました。本町のまちづくりについて審議する会です。気づいた点があったら、躊躇することなく述べてくださいと、福重会長が挨拶されました。

我々3議員もいろいろ意見を述べました。立地適正化計画の策定中ですから完全ではないとは分かっていますが、私ははっとしたことがありました。

それは委員の一人であります、南九州大学、関西教授の発言でした。発言というのは、「この策定されつつある資料の中に新型コロナ感染対策の言葉がどこにも見当たらない。令和2年9月、法改正で防災指針の策定を織り込むよう指示が来ているので、ここにコロナ禍の文言を入れてはどうだろうか」といった発言がありました。

さすがに策定中の内容は、よく目にする語録がバランスよく配置されていると感心しました。ところが、関西教授が指摘された現場・現物・現実といった、こういったまずは目の前にあるもの。もう一回言います。現場・現物・現実を置き去りにしてはいませんかというふうに問われた

ような気がします。「絵に描いた餅」になりかねません。魂が入っていないと感じ取れるところもありました。

特に、この第6次総合計画の策定においても、可もなく不可もなくといった言葉だけのつなぎや組合せ、バランスだけに集中することなく、できるだけ具体的な方向性を示す内容、具体的な数値目標を提示した内容に策定すべきだと思いますが、これについての見解はいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 目標数値ということですが、総合計画というのが大まかな具体的な施策というところもありますけれども、それぞれを数値で目標を掲げるところというか、そういった性質のものではございません。その具体的な数値につきましては、総合戦略のほうで目標値を掲げておりまして、そちらでまた毎年検算といいますか、そういう自己点検なりをしておりますので、そちらのほうで数値目標を掲げていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 総合戦略のほうで具体的な数値を目標にして、そしてP D C A——P l a n・D o・C h e c k・A c t i o nを回していつて進行していこうということですね。——はい。

昨日の発言の中にも町長自ら、三股町はよそと違うんだという、三股町は個性のあるまちづくりというのはちょろちょろ伺いました。ぜひ、そういった中にも特徴のある三股町というのを出してほしいと思います。

ところで、非常に今コロナ禍ということでいろんな会議が延び延びになったりしていますけれども、現在この作成スケジュール案に対して現状は進捗状況はいかがですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在の進捗状況についてご説明いたします。

先月上旬に基本構想の部分の試案を作成しておりまして、11月20日に幹事会を開き、この試案について協議を行っております。今後も幹事会及び専門部会の中で協議を進めていきまして、基本構想の素案と基本計画の骨子案をまとめた上で、12月22日に審議会を開催し、町長が審議会に対しまして諮問をする予定としております。

また、今後の策定のスケジュールでございますけれども、基本計画の素案を1月中旬までに作成しまして、議会の皆様へお示しし、ご協議いただきまして、パブリックコメントでの意見等も踏まえて幹事会や専門部会、そして審議会で協議を重ね、2月中旬頃に審議会から町長への答申を受けて、3月定例議会へ議案として上程する予定としております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 議会のほうへは１月の下旬に内容が報告されるということですね。——はい、分かりました。

先ほど述べましたが、本町は都城市と合併せずに自立を選択したわけです。自立性・独立性を醸し出していくべきだと考えます。これに関して具体的にどう計画していきますか。地域づくりについて、どうやって三股町という特徴を出していけますか。少し当初の質問と重なりますけれども、具体的にどう計画していきますかという質問で伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 自立性・独自性を具体的にどう計画していくのかというご質問にお答えいたします。

近年の厳しい経済情勢、少子高齢化の進行、毎年、頻発する自然災害、未曾有の感染症等は本町においても厳しい対応を余儀なくされているところですが、本町は地方分権という中で自主自立の道を選択し、種々の施策に取り組んでいるところでございます。

第６次総合計画におきましても、５つのまちづくりの基本方針を掲げ、それぞれをＳＤＧｓの１７の目標と関連づけた上でＩＣＴ、ＡＩ、ＩｏＴ、５Ｇなどの進展を視野に入れながら取組の内容等について盛り込んでいく予定としております。

具体的な計画につきましては、今後作成していく基本計画において検討してまいりますけれども、五本松団地跡地の活用を含めた中心市街地の活性化であるとか、文教のまちにふさわしい学校教育の充実や教育環境整備の推進、あと生涯学習や生涯スポーツの充実など、地域の特性に合わせまして町民主体のまちづくりの推進について計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 当初、町長のほうから出ましたように、三股町の特異といいますか、恵まれている点とかいろいろありました。よそがするからうちもするというんじゃないくて、やはり本町の環境、状況に合わせたいろいろな計画にしていってほしいと思います。

昨日までの一般質問の中にもいろいろ下水道、防犯灯の問題、いろいろな問題に対して本町はというところの特徴がやはり——繰り返しますけれども、やっぱり今でもまだ人口が増えつつある三股、本町であることや災害に非常に強いとか、そういった特徴をしっかりと見据えた上での計画にしていって、よそにはない、さすが三股だなというのをつくり上げていってほしいと思います。

次に、農業に対する今後の展望について質問してまいります。

人口減少社会の到来に伴い、農業者の減少や高齢化が進行しており、生産力の低下や熟練農家の技術喪失など産地の衰退が懸念されます。時代の変化に対応した生産構造への転換が重要な課

題となっています。これからの本町の農業を支えていくのがスマート農業だと思います。

本町の一部でドローンによる農薬散布が開始され出しました。そのほかトラクターの自動運転などによるスマート農業技術の活用等により、無人化・省略化や規模拡大、生産性の向上が可能になります。

管内閣が発足し、デジタル庁も設置されました。三股中、中学生全員にタブレット支給も実現しました。

本町の基幹産業は農業です。子供たちが本町の農業に夢を抱けるような舞台づくりは、行政の役割だと思います。将来、スマート農業実現への支援を果たすのも行政の役割だと思います。このスマート農業をどう捉えますか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） スマート農業をどう捉えるかについてお答えいたします。

スマート農業とは、今、福田議員が述べられたとおり、情報通信技術やロボット、A Iなどの先進技術を活用した農業のことです。ドローンによる農薬散布や自動運転トラクターなどスマート農業技術の活用により、無人化・省略化や規模拡大、生産性の向上が可能となります。

宮崎県では、令和元年12月に宮崎スマート農業推進方針を作成し、スマート農業の導入を支援しているところでございます。

本町におきましても、県の補助事業であるスマート農業による働き方改革産地実証事業を活用し、農事組合法人の今新が、令和元年度に農薬散布用にドローンを、令和2年度にはA Iつき乾燥機を導入した実績がございます。

導入に当たり、スマート農業技術の効果的な利用や地域での課題解決を図ることを目的とし、今新コンソーシアムを開催しまして、今新、北諸県農林振興局、ヤンマーアグリジャパン、普及センター、J A都城、町において、ドローンによる大豆の農薬散布実証試験を行っております。また、町の施設園芸補助金を活用して、平成30年度に施設園芸農家の方がハウス循環制御装置を導入しております。

今後、農業者の減少や高齢化が進行しており、労働力不足の解消に加え、熟練農業者の技術伝承の観点からもスマート農業は必要不可欠となってきております。一方で、スマート農業の普及に関する課題としては、具体的な技術開発内容や機械の機能、導入にかかるコストや費用対効果など不明な点も多いことが挙げられます。

スマート農業の普及・実現に向けては、学生や若い農業者などの次世代の担い手となる人たちが農業の新技术を学び、試し、使いこなしていく中で課題を解決し、生産性向上につなげていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 課長に私、問いたかったのは、子供たちがそういった夢を抱くのに、舞台づくりを行政としてどのような舞台づくりをしますかという質問だったんですけど、今出たのはいろんなスマート農業の意味とか実績とか、それとか今計画はこういうのがありますちゅうところまでですけど、我々自治体としては、そういう夢に向かった舞台づくりを、こういうことをやりますというのをお答え願いたいんですけど。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） まだ今スマート農業自体が取り組んで間もないところでございますので、将来的な展望としてはドローンで農地の状況を把握して、それをコンピューターによりますＡＩをパソコン画面上で確認しながら、育成状況、あと病気の発生状況というのをＡＩでそういうところを判定して、そこに部分的に消毒をしていくとか、そういう省略化、パソコンと機器を、ドローン等を使って画面を通してながら農業施策ができていく方向の展開が望ましいものと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 回答の中で私になるほどと思ったのは、ヤンマーという農機具メーカー名が出てきたんですけど、やっぱりそういった恐らく農機具メーカーもどんどんスマート農業に対して機械が進んでいますので、そこら辺とのタイアップとか、そして今ちょっと出ました北諸農林振興局ですか、役場の駐車場にもその名前が入った車が駐車しているのをよく見るんですけど、あそこら辺とタイアップして、こういうことをやりたいというのをやっぱり出していったって実現していかないと、今話を聞いて、ああ、これやったら今、中学生はタブレットもああいうのに生かしていくねという、少しでもこうぼんやりしたルートでも見えるんですけど、そのようなものはやっぱりぜひ心がけていったほしいと思います。

いい言葉が見つかりませんが、口ばかりではなくて、やっぱり行動として、そういうのを導かれていくというような方針を出してほしいと思います。

県のほうもスマート農業推進方針として、将来像を「ひなたスマートアグリビジョン」というので導入を後押ししています。将来像の実現に向け、様々な方向からスマート農業の実装化を支援しています。これらの県事業への橋渡しというのをどのようにしていくか、お聴きしたいです。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業者の方からとかご相談があった場合にどのような取組ができるのかというのを、事前に要望と調査とか聴き取りがあった場合に県のほうにそれをお伺いしまして、どのような事業に取り組めるかというところで次年度に向けての予算要望という事業量調査を行いまして、県のほうにつないで事業の実現に向けていく所存でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 今回、私、思ったのは、あくまでもするのは耕作者とか農業をする人ですけども、その辺の内容で今言いました県の事業とかいうのは、こういうのがあるよとかいうのを橋渡しはやっぱり行政の役割だなと思いましたので、そこをしっかりと意識して、言うてこないからしないよじゃなくて、こういうのがあるんだよ、楽しめますよと。楽と、失礼ですね。効率がよくなりますよとか、そういった案内の立ち位置を考え直してほしいなというのは思っていますので、よろしくお願いいたします。

次、畦畔除去を計画的に進める手順はということで、資料３を見てください。

これは見やすく作ったつもりですけども、なかなかうまくできませんでしたが、樺山・河辺田地区の実例、これはちょっとコンパクトにしたやつです。畦畔除去のメリットを表しております。

農業用水というのが水色の色のやつです。それで、給水、田んぼに水を入れるところが青の点線で入れています。入れてはかすところ、排水するところが赤の矢印で入れているのがそうです。緑は土手——あぜです。上のほうでいきますと、右のほうが上米公園で左のほうが植木、上は北、下が南というような配置で縮小した絵で今そこに入れています。

番号１・２・３・４は、耕作者の番号で入れています。それで、一つ当たりの田んぼが１反ないぐらいで８畝部ぐらいの田んぼがずらっとこう並んでいるんですが、ここで水の流れとしては上米公園の上の今、右のほうから左に矢印をしていますけれども、そういった水色で流れるわけです。

そうすると、一番右からいきますと矢印で右端から入って、その田んぼのまた同じ用水路のそこからまた入って排水と。だから、その田んぼの横幅が十二、三メートルしかありませんけれど、入り口と出口が今その範囲内でやっている現状なんです。

ここで耕作者の人たちがいろいろ問題を言ってこられるのは、「非常に水かけにくいし、排水がしにくいと」「言うばかりじゃなくて何か考えんないかんがね」というと、「そら用水路を深くしようかと。いや、それはまたいかんと。蓋は蓋をせんと危なくなるし、広くしようかと、それもまた耕作が狭くなる、耕作地が狭くなるから、あまり望ましくないと」。

そこで私、ずうっとそこら辺をうろうろしながら思ったのは、その下の内容なんですけれど、上の方で一人の人は一番左端の土手を取られたんです、あぜを取られたんです。そうしますと、この真ん中の一部分だけがなくなると下のほうが、そのあぜを取るとこうなりますと絵にしたんですけれど。

真ん中のあぜを外してしまえば、入り口は上のほうから入って下のほうのこっちのほうも用水がありますので、そっちのほうに理想的に排水ができます。だから、上から入って下から排水つ

ていう、こういうスタイルに畦畔除去してしまえばなりますということで、これだったらそんな何十年も先じゃなくて思い切ってできる——開拓とは言いませんけれど、できる作業だなと感じました。

上のほうはちょっと書きましたけれど、1、給水・排水が困難、耕作しにくい、あぜの管理が大変、団地化に参画しにくい。

団地化というのは、三股町は、ブロックローテーションで1年おきに田んぼが作れるところを1年越しに今度は例えば甘蔗とか、いろいろそういった水を使わなくて耕作するわけですけど、そのときに団地化とって例えば甘蔗だと甘蔗でずうっとつないでいくと。そこに少し補助金が出るというような、そのようなシステムもあるもんですから、それも下のほうに——下のほうは真ん中のあぜをずうっと取ってしまったら倍の面積になるんですけども、こういうふうなことになるとう非常に上で問題になっていた問題点が解決するのではないかと思って、そこに書いてみました。

内容は分かりますかね。分かりますか。まず、そういうふうによくなるのが給水・排水が容易になります。それと耕作能率アップというのとも言えます。耕作者がだんだん、もうトラクターも大きくなっていますし、全て農機具が大きくなっていますので、この効率アップというのも非常に要望されているところです。それと、あぜの管理が合理的、要するにあぜ払いっていうのをしなくて済みます、真ん中がですね。それと団地化に非常に参画しやすくなると、こういうメリットがあります。

そこで、こういう畦畔除去というのをここに出してみました。1人の人が試験的にやって状況を聴いてみたんです。この今、下にありますが、一番左の人が自分のところだけちょっとやられたら水をかけやすいし、よかどわらというのは一応その人からの自分で実証されたことや、声は聴いております。畦畔除去のメリットを今、示しました。

県単独事業としても農地集約化、促進基盤整備事業というのがあると。それと宮崎県北諸農林振興局に聴きました。畦畔除去を計画的に進める手順はどういうふうになりますか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畦畔除去を計画的に進める手順につきまして、県単独土地改良事業の中に今、福田議員が申されました農地集約化促進整備事業がございます。その工種に畦畔除去がございます。

事業内容は、畦畔のみの除去となっております、採択要件としては三股町が作成している、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が農地の集積・集約を行い、集積に農地中間管理事業を活用して賃貸するか、もしくは、その中心経営体が認定農業者または認定新規農業者である

ことが必要でございます。

県単独事業を実施する手段は、基本的には事業の前年度、地域営農の話合い等の中で農家主体の取組箇所、面積、延長等を相談していただき、町がそれを取りまとめた事業量要望調査を北諸県農林振興局に提出いたします。

県は、県内の事業量の中から県の予算額の範囲内で各市町村に内示額を示し、その額に応じた事業申請を行いまして、事業決定を受けた後に事業の実施となる次第でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） そういう大がかりじゃなくて例えば、ちょっと試験的にここをやりたいと、そういう申請も１２月までだったら、まだ来年度の予算に間に合いますよというのが北諸県農林振興局の話だったんですね。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） その具体的な話というのが町のほうにまず来ていませんので、その話を県に上げて、それから初めて予算取りという、町の予算も絡んでくるかしれませんし、県の予算のほうもそこで予算要望という、先ほど言いました町は相談を受けて、取りまとめた上での事業量調査を県のほうに上げないと、県のほうも動いてはいただけないということになるかと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） もう一回聴きますけれど、例えば個人的にこのところをちょっとやってみたいという人がいたときに——もう全額じゃないですから、あくまでも１００メートルにつき五、六万円でしょう、そういう金額で。でも、それを申請するのは例えば、役場の農林振興課のほうにここをこうしたいんだと言えば、あとこういうところを記入してくださいという事でぼんと出せるんじゃないんですかね。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） それが先ほど言いました事業量調査という形で、どの箇所をどのだけするのかというところの内容が全く私たちのほうに来ていませんので、それをすぐと言われてもまだ内容が分かりませんので、今はお答えができません。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 今は実際にやってみようかという人がありますので、またそれはそのときで今おっしゃった内容で実際に事例を作っていて、そして私思うのがこういうのがあるんだったら、せめて回覧板にでもこういう畦畔除去がありますよというようなことで流してもらえれば、いっぱい手は挙がると思うんです。

そういう情報を知らない。私は本当に知らなくて実はその今の考えの水がよくかからんがねと
いうところから始まったんですけれど、都城市役所で聴いてみると、都城市は三股町の役場に、
三股の役場に行くと今度は、いや、県でもそういうのが分かるよということで——いや、県でな
くて都城の北諸県という話をしたら、もう国のには間に合わんけれど、まだ県のほうには間に合
いますよと。試験的にもこれはできるんですよというようなことを伺ったものですから、ぜひそ
れを実現させていただきたいと思います。また詳しいことはいろいろ教えてください。お願い
します。

次です。「農地中間管理機構」活用促進に問題点は何がありますかということなんですけれど、
知事が指定する公的な機関である農地中間管理機構ですが、一般的に活用を何か鈍く感じます。
活用促進に問題点は何がありますか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農地中間管理機構を活用する問題点といたしまして、機構が仲
介することから、農地の貸手と借手、要は機構がそれぞれ契約を結ぶこととなります。機構の審
査の後に、農業委員会の総会に諮られることとなりまして、そのため契約手続に2か月以上を要
することになります。また、やむを得ず解約する場合も1か月程度を要することになりますので、
結構時間がかかるということで煩雑ということで敬遠される場合もございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 分かりました。

次、企業誘致の促進強化について質問していきます。

本町における誘致企業は決して多過ぎるとは思いません。9月議会でも話題にしました朝日新
聞発行の週刊誌AERAの特集記事「コロナ時代の移住先ランキング」において、本町が九州で
8番目にランクインされた三股町です。

自然・生活環境は本町の持ち味で優れた点です。積極的な企業誘致や充実した支援策の取組が
必要ではないですか。これまでの企業誘致の取組状況についてどう思われていますか。ここでの
回答で九州コガネイの事例は後ほどお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在の企業誘致の促進状況についてお答えいたします。

産業基盤の確立、地域経済の活性化及び地元雇用の確保を図るため、企業誘致に向けた諸施策
を効果的に進め、継続的な誘致活動に取り組むことは重要なことであると認識をしております。

近年の企業誘致促進状況としましては、平成29年度に3社、平成30年度に3社、令和元年
度に1社、そして今年度は2社を予定しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 今回、九州コガネイの企業誘致の件で私も少し加わりましたが、企業側と本町行政側とのやり取りに疑問を感じました。

今回、誘致企業として対象になっている企業コガネイについてですが、資料の４を御覧ください。これは進出計画候補予定地地権者へ説明されたときに使われたスライドだと思います。

会社は、株式会社九州コガネイ、現在、所在地は都城市高木町にあります。設立が平成３年２月２０日、資本金５，０００万円、役員、取締役社長、竹村社長、長野県から来られています。現在の土地面積が８，１５７平米、建物面積が４，９６２平米ということで、現在の土地面積は１ヘクタールに満たない状況にあります。

生產品目としましては、空気圧機器システム、エアバルブ、センサースイッチ、主に生産プロセスの自動化・省略化システム機器として産業用ロボットから精密・食品・医療・計測・自動車など様々な産業分野で活躍しています。

それから、人員は男子３７名、女子６２名の計９９名、平均年齢３８．２歳と非常に若い人員だと思います。

それから、下に入っている写真は、私説明を聞きながら写真を撮ったので非常に見にくいんですが、左が新築建設というので完成図の写真です。

それから、真ん中が、今度のその九州コガネイの背景を促す今後の市場予測ということで、トランジスタ誕生から７０年、半導体市場は５０兆円、今後１０年、２０３０年において１００兆円。ですから、１０年後は今の倍になるという、あらゆるものがデータをやり取りする時代を迎え、データ量が爆発的に増加ということで５９ i 何とかというデータのところから出た資料です。

そして、右の方が、一番上が令和３年１０月着工ということで新工場の建設計画予定です。そして、右下が令和４年９月完成ですから、来年の１０月に着工して再来年の９月に完成して、左が令和４年１０月に操業開始ということで計画されております。

２枚目のナンバー５です。資料５は、今のコガネイが進出予定地の場所です。今現在あるところの隣じゃなくて少し離れたところの位置になっております。

社長とお会いして工場見学を含め、話をする機会を得ました。話の中に、三股町への進出において当初、企画商工課が船頭さんになって誘致されるのだけれど、どうも担当課においては進め方において決して満足いける内容ではなかった。そこで、県のほうに相談してうまく進み出したと聞きましたが、どのような点で満足してもらえない内容だったのかと思われますか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 九州コガネイのほうから、今年の５月の中頃でしたか、相談がございました。その時点では、私どももあまりこう勉強不足で知識がなかった関係もございまし

て、ぜひ取り組ませてくださいという話をしたんですけれども、その後この計画進出地が農業振興地域であり、また畑かんといえますか、畑地かんがい整備事業の受益地でもあると。

その除外をしていく上で、いろいろと手続が煩雑になってまいりまして、しかも時間もかかるというようなことが分かってきまして、そういったほかの用地でのということも視野に入れてもらえませんかというような話もしながら進めてきたところなんですけれども、今はもういろいろとこう勉強していく中で、この農村地域への産業の導入の促進に関する法律にのっとることで、ある程度のスピード感を持ってこれが実現可能になっていくのかなというところで今現在は、こちらのほう役場の中でプロジェクトチームを組む感じで行っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） それはよかったです。実は社長にずばっと聞いたんですよ。２ヘクタールの土地に今度進出されるわけですよね。そうしたときに本社ごと移るべきではないですかということを話したら、それはそのつもりだということです。これは町長にもお話しされたんですかと言ったら、まだ町長のほうには話していないとおっしゃったんですけれど、今申し出ている土地がちゃんと自分たちの土地に入らなければ本社ごと三股に移すという、そういう計画のようですので、これについては本当に今、西山課長は正直に勉強しながらの業務状態ではなかったかなというようなことをおっしゃいますけれども、これを本当に成功例にして、そしてこれからの企業誘致の教訓とするところは教訓にして、そして西山課長から出たプロジェクトとおっしゃいましたけれど、それががちり組んでステップよく、フットワークよく動いて、やっぱりどしどし誘致される三股町であってほしいと願います。

町長の５番目だったのですかね、町長の企業誘致というのが入っていました。９つの中の一つにそれがありましたので、ぜひお願いします。

それと、これは参考までに、日本銀行大分支店特別調査レポートというのがちょっとありましたので、今読みたいと思います。

自治体による積極的な企業誘致や充実した支援策ということで、大分県に進出した企業からのヒアリング情報としては、立地先として当県を選択した理由として、ほぼ共通して県や市町村レベルでの積極的な企業誘致や手厚いフォローがあったこと。首長による熱心なトップセールス、自治体の関係部署は操業や支援拠点を通じたきめ細やかな支援、要望等への迅速な対応などが決め手となったというのが聞かれます。

企業は、自社の立地条件を満たす候補地はほかにも複数あったが、一番熱心に誘致活動を行っていたのが大分県、どの地域よりも当方の疑問や課題に丁寧かつ粘り強く対応してくれる姿勢を見て進出後も確かなサポートが期待できると確信したため、大分への立地を決断したというような、いろいろこういった例がありますけれども、ほとんど似たような意見です。

ですから、これに関してはやはり今回の九州コガネイについてもそうですけれども、やはりやることはやった、けれど駄目だったじゃなくて、それを成果の達成といいますか、そこまでやるにはどうしたらいいかということでプロジェクトのその強化を図って、今後やはり本当に三股の誘致はすごいなあ、あそこは入ってからもいいし、入り方が本当に三股町を挙げての誘致だよというイメージが湧いたら本当にいいと思います。そういったことで、ぜひ具体的に努力してほしいと思います。

町長、一言、この誘致に関して。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この九州コガネイさんの立地場所というのが、以前、町としても農村・工業導入に向けて非常に適正な適地ではなかろうかというふうに感じておりました。といいますのも、ちょうど都城寄りのほうは都北工業団地に隣接していますし、そしてまたこの南側のほうについては本町の前目の工業導入団地地区、そしてまたこの東側については農村・工業導入の蓼池地区ということで三方がそれぞれ充足しております、もうほとんどこの辺りのところの用地で工業を立地する場所が非常に少なくなってきたということから、ここの畑地かんがいの受益地であるし、農村振興地域でもあるわけなんですけれども、しかし、ここの三方に囲まれ、そしてある一定の約20ヘクタールぐらいある意味では、この辺りのところを除外し、その辺りを工業導入の団地としてできないかということで一応、地権者の方々にも説明会等もしまして結構いい返事を頂いておったわけなんですけれども、なかなかやっぱり国と県とのところで非常にハードルが高くて農村・工業地区の導入については難しかったところでございますので、今回はそういうまとまった除外ということではなくて、今回この九州コガネイさんの一般管理での除外という形でございますので、やりようによってはできなくはないんじゃないかなというような感じを持っております。

ただ、まだまだ国・県とのやり取りもありますので、しっかりと実現できれば、この辺りのところが本町のこれからの工業団地として非常に魅力ある土地というふうになっていくと。といいますのも、やはり高木のインターもございますし、非常に利便性の高いところだというふうに考えていますので、一生懸命努力したいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 本当に今回の物件はぜひ、町の総力を結して成功事例に残してほしいと思います。

私も行ってみまして地権者の人に何人か会いましたけれど、何人かなんですけど、売りたいんだという人がほとんどでしたので、よい方向に向いていくと思います。

それと親会社が東京ですから給与水準も高めに期待できますし、都会の喧騒に疲れたエンジニ

ア等もU I J ターンですかね、その雇用も可能になると思います。

それから、将来の本町を考えても非常に希望の持てる九州コガネイだと思いますし、これをベースにまたしっかり最初に申しました基礎づくりを図っていただきたいと思います。

「くいまーる」の利用促進施策についての問題が残ったんですけど、議長、時間ですね。

○議長（重久 邦仁君） ご協力をお願いします。

○議員（5 番 福田 新一君） 簡単に5分でいいです。

○議長（重久 邦仁君） 続けて一つ2つ、連続質問。

○議員（5 番 福田 新一君） くいまーるに行きますけれども、資料の6は今までの状況を表したもので乗車率というところの表を見てほしいんですけど、実際に私たちがくいまーるとすれ違うときに何人乗っているかなというのをぱっと見るんですけど、それを本当に数値で出したらどうなるのかというのを生活支援の上のほうに出してもらいました。ですから、大体、本当にその値ですよ。長田、梶山、こうしてずうっと書いてありますが、大体このくらい平均して乗っているよという値です。

それと、これはその7枚目を見てください。この7枚目というのが、ちょっと僕が書いてきた原稿を読みます。

先日、サロンメンバーで一度、くいまーるに乗ってみたいという声がありました。13名、75歳から90歳、長田・梶山コースの乗車体験をしました。運転手には、あらかじめ初体験ですからと説明しておきました。そして、メンバーにはあえて何も説明せず、各自100円握って乗車しました。大変な状態でした。

乗車の手順指導ももちろんですが、車内での会話、質問になるほどと気づいたことがあります。「ヒロセに行くにはどうすれば行けるの」、運転手さん「月曜日と水曜日は云々」と、この時点でもう覚えられない、利用できないというふうになっているのが分かりました。うまく漏れなく詳細に表示されている時刻表ですが、とても読み取れるのは困難だと知りました。

そこで、逆に、利用者のニーズから回答を出してもらおうシステムにしたら利用しやすくなるのではないかと考えました。これが、まさに町長の言われるデマンド型ではないかと思います。

資料7がその案です。テスト的に一部の地域だけでも試してみたらいかがでしょうか。これは令和サロンの一部の例ですけども、例えば聴きます。私は青い欄に書いてもらいます。私はどこどこに住んでいます。何曜日に何時頃どこどこに行きたいんですと書いてもらおうと、答えとして、では何々停留所に何時何分にいればいいですよというような——こんなふうに必要な、ニーズのほうから引き出して今あるのを動かすんじゃなくて、今あるのをどういうふうにご利用いただいたいよというような歩み寄りといいますか、そういうふうな工夫をしてみたら利用促進になるんじゃないかという提案です。

総務課長、一言。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 福田議員のほうから事前にこの資料を頂きまして、行政系のほうともいろいろ意見を交わしたところでございます。

特に、このマイ時刻表につきましては、茨城県の常陸太田市、こちらのほうが先進的にやっておられるということで、そちらのほうをちょっと拝見してやり方を見たんですけど、今、福田議員がおっしゃったとおり、その人のニーズに応じた時刻表を作成することによって非常に公共バスの利便性・利用率が高まるということでありましたので、ぜひこの取組については、一つは、来年度から新たな地域公共交通網作成にも当たります。

その際に先ほど出てきましたこのデマンド交通という、こういったものの調査指標の一つにもなるのかなと。どこの地区の方が何時にどこへ行く目的があるのか、そういうのがこれをやることによってまた正確に分かってくると。調査の一つ一環もしくは指標になるということで、よい取組だなというふうに思っております。

また、高齢者の免許の返納、こちらのほうにもつながっていくのではないのかなということ。それとやはり「くいまーる」全体の乗車率の向上というところも踏まえたところで、ぜひ前向きにやっていきたいということで、実行するに当たっては一応、現段階では来年度からどこか地区を限定したところでモデル的にまずはやってみようかといったところ、特にサロン活動とか、そういったことをされているところを中心に話をしに行って、そこからちょっとモデル的にやっていこうかなというふうに計画はしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5 番 福田 新一君） ありがとうございます。本当に今回、短期・中期・長期と10年間のまちづくりを計画する第6次総合計画に併せて、農業、企業誘致、くいまーるの促進について質問させていただきました。

少し時間をオーバーしましたが、お許しください。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより、14時20分まで本会議を休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時19分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

発言順位9番、堀内義郎議員。堀内議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位9番、堀内義郎です。

早速、通告していました三股町国土強靱化地域計画についてお聴きいたします。

今年の3月議会の一般質問でも取り上げさせていただきました。答弁として、国土強靱化地域計画において農業用水路、ため池について記載することにより、農業施設防災減災事業及び農業水路等長寿命化事業の実施申請を行う場合に重点箇所として事業を行えるということと回答を頂きました。

そして、今回10月にも三股町国土強靱化地域計画が策定されましたが、その中で本町に被害を及ぼすと想定される災害として、地震、風水害、土砂災害などの発生が考えられるとあります。これらを受け、地域強靱化に向けた基本目標として、8つの事前に備えるべき目標を定めることとするとありました。

さらに、このほど国土強靱化を進めるために町・県等で連携しながら取り組む事業として具体的な施策が別紙資料として示されましたので、箇所や内容についてはこの計画の対象となるのか、また具体的な取組についてお聴きをいたします。

最初に、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち、長寿命化（水利施設の改修）についてですが、町内にある用水路、特に樺山用水路は4キロと長いと言われます。また、パイプラインが老朽化しているが、長寿命化へ向けて計画的な改修に取り組めないのか、お聴きいたします。

あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち、長寿命化（水利施設の改修）について、町内にある用水路、特に樺山用水路は4キロと長いパイプラインが老朽化しているが、長寿命化へ向けて計画的な改修に取り組めないかの質問について、次のように回答いたします。

本町の三股町国土強靱化地域計画につきましては、本年10月に計画を策定をしたところでありまして、今後、各施策分野ごとの地域強靱化の推進方針に基づき、事業計画策定を行いまして事業実施に取り組んでいくこととしております。

ご質問の樺山用水路やパイプラインにつきましては、樺山地区の重要な幹線用水路であることは認識しておるところです。どちらも造られた時期も古く老朽化が見られることから、施設の長寿命化を図るため、適切な補修・補強等の対策を取ることで共用年数を延伸させることが必要ではありますが、特に樺山用水路は用水路の延長も4キロと長いことから事業費も多額になることが考えられますので、管理されている樺山土地改良と取組については十分協議しながら費用負担

も含めて検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、町長から答弁がありましたように、老朽化が進んでいるということであります。

町内の用水路やパイプラインについて、これはいつ頃造られたのかというのを去年でしたか、出された三股町史で調べたんですけれども、水路事業として用水路としては現在使われていないかもしれませんけれども、〇〇用水路と名がつくのが17か所ありました。特に、樺山用水路については長いということでありました。そのほとんどが明治・大正時代に着工し、その後、昭和期にコンクリート化されたということで結構長く老朽化が進んでいるという現状下であると思っています。

維持管理についても先ほどありましたように、土地改良とか多面的機能とか交付金を使って特に台風などの大きな災害のときには以前もありましたように、県・町と連携して対応させていただいております。パイプラインについては、昭和に整備したということが書いてあります。これも老朽化により長寿命化が望まれているということでもあります。

これは団体で小さな維持管理についてはやっているんですけれども、先ほど言いました大きな台風災害とかになると、なかなか予算がないということがあそうで、先ほど町長が言われたように、1団体の土地改良ではできないということがありますので、今後またこういう国土強靱化地域計画の予算を見ながら、連携しながら対策を取っていただければいいと思います。要するに、先代の昔の人がつくった大切な遺産というか、そういったものにもなると思いますので、それを維持管理するという点からも、ぜひ連携しながらの改修対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 答弁を求めますか。

○議員（7番 堀内 義郎君） 答弁はあるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開します。

○議員（7番 堀内 義郎君） 次の質問になりますけれども、文化会館前の用水路（上米～植木線）になりますが、近年の豪雨により田畑に水が侵入し、農産物に被害を及ぼすので改修や拡張が必要と聞きます。

事業としてそれに取り組めないかをお聴きしますけれども、先ほども言いましたように、多面

的支払制度における保全会議のほうで年に2回ほどですか、4月と9月ぐらいに農繁期前の水利点検を行っております。その中でこの路線の用水路から畑に水が入って畑の作物に被害を及ぼすということを聞いております。

改修と今後のことを含め、拡張もできないかということもありまして、先ほど言いましたように、1団だけではできないということで、ぜひ連携が必要じゃないかということをおっしゃいました。そういうことで農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち、長寿命化水利施設の改修として取り組めないのか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 文化会館前の用水路（上米～植木線）は、近年の豪雨により田畑に水が侵入し、農産物に被害を及ぼすので改修や拡張が必要と聞くが、事業として取り組めないかについて回答いたします。

文化会館前の用水路につきましては、図書館の南東部の田んぼの水路壁が傾き、漏水が見られる箇所等があります。耕作者から相談がありましたので、多面的事業の取組の中で補修していただくようお願いしているところでございます。

また、この用水路は、先ほど福田議員が話されましたように、この用水路は用水と排水が兼用の水路で用水取り入れのために堰板をされて、通常でも7割ぐらいの水深で流れている状態でありますので、大雨のときは特にアメリカ住宅付近の交差点で冠水が見られることがあります。また、この管理ますにも草木等がたまり、水の流れをせき止めて年に数回冠水している状況でございます。

長寿命化による事業の取組ということでございますが、先ほどもありました樺山幹線水路、パイプラインという箇所もございますので、事業箇所の優先度も考慮しながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 私も場所をちょっと確認させていただいて用堰というか、用水路が傾いているということで、この排水路については排水路というか、用水路なのか排水路なのか違いが分からなかったんですけれども、要するに用水路としてはちょっと幅というか、大きさが狭いんじゃないかと思うんです。

五本松用水路から流れてきて、先ほど答弁がありましたように、アメリカ住宅のほうも浸水するということが当然ありますので、要するに先ほど言いました田畑のほうに水が入っていて農家の方が田畑の作物、里芋や甘蔗に病気が入るということで維持管理をしてくれということで、この維持管理のほうについては保全会のほうでやっているんですけれども、その拡張になると数百メートルも長さがあるって先ほど言いましたように、ちょっと一つの団体ではできないということ

を言われました。

この長寿命化のほうで対応していただけないかということで今回お聴きしましたけれど、改めてこの点についてお聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほどもお話ししましたように、この用水路は用水路と排水が兼用となっております、用水のための堰板をかけられた状態で大雨を迎えたときにはおのずとあふれてしまうということで、まずは堰板の管理を大雨前に全部外していただければ少しは緩和されるのではないかと考えているところでございますが、ですので、ここの部分を大きくしましても結果的には、そこの部分をちゃんと維持管理という部分をしていただかないと、同じ症状が発生する状況になるのではないかと考えているところでございます。

長寿命化の取組につきましては、先ほど回答いたしましたように、事業箇所の優先度というものをご考慮いたしまして、予算にも限りがございますので検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 優先度もあるということです、要するに農家さんが、なかなか収益が上がらないと病気が入ったりして、そういったことも言われますので、優先度ということではありますけれども、予算化されたときにはひとつ連携しながらよろしくお願ひしたいと思っています。

次になりますけれども、農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップの作成）についてお聴きします。以前、配布されたマップとの違いは何が違うのかをお聴きしますけれども、以前、配布されたマップは宮田池、前山池、堂領池のハザードマップだと思いますけれども、これがどういうふうに違ってきているのか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップの作成）について、以前、配布されたマップとの違いは何かということですが、以前、配布されたマップとの違いは、平成25年度に緊急経済対策事業・震災対策農業水利施設整備事業で宮田池、前山池、堂領池のため池ハザードマップを作成しております。

そのとき配布したものと現在のマップは、多分言われるのは危険箇所と一緒にになったハザードマップが一緒になっていると思います。元の要はため池のハザードマップを危険箇所マップの中に載せ込んだだけでございますので、内容的には変わっていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 内容的には変わらないということで、この中で前山池ですか、そ

このところのあれを見てみますと、これが仮に崩壊したときに下のほうの避難所である交流プラザ、ここがちょっと浸水するかと思うんですけども、それについてのまた注意書きとか、そういうことも書いてもらえれば避難するときの一つの参考になるんじゃないかと思いますけれども、これは検討していただきたいと思います。

次になりますけれども、農村地域防災減災事業のためのため池改修についてお聴きします。

防災重点農業ため池の底に積もった泥の除去に取り組めないのか、特に上之園池についてお聴きします。ため池の管理については土地改良区や関係団体等が行っていますけれども、特に浚渫、要するに泥の除去については多くの予算がかかると言われますので、防災減災事業として取り組めないのか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農村地域防災減災事業のため池改修について、防災重点農業ため池の底にたまった泥の除去につきましては、ため池整備事業の目的が、ため池の災害による被害は農地のみならず人命、財産等にも及ぶため、老朽化したため池の堤体改修、補強等の工事を行い、ため池の決壊等による農用地・農業用施設の災害を未然に防止することを目的とするものでございます。

事業の内容の中には浚渫工事もございますが、採択要件が非常に厳しく、町内の一番大きい宮田池でも要件をクリアできない要件となっておりますので、現在の事業の中での取組は難しいものと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 資料はつけたんですけども、1枚目、1枚しかないんですが。

その中の一番右端のほうに、町内の防災重点ため池というのを掲げております。要するに、5か所ありまして、その中において宮田池、前山池、上之園池、堂領池、あと新たに池ノ谷池等ありますけれども、この浚渫という泥の除去は本当に1団体、先ほど言いましたように、何百万円というお金がかかって泥を除去するとなると、それがちょっとできないものですから、この防災の減災事業としてぜひ取り組んでいただけないかということで資料をつけたんですけども、この中で特に宮田池も考えていないと言われたんですが、この中の上之園池をちょっと挙げたんですけど、上之園池も取組は考えていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど言いましたように、採択要件というのがございまして、それが宮田池でもクリアできないということですので、上之園池ではその基準の要件にはクリアしていないということで取り組めないという回答をしたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（７番 堀内 義郎君） この上之藺池については、以前もお話しさせていただきました。

地元の町民の方を集めて役場の担当課と話し合いをさせていただきました。要するに結果としては、この池も埋め立ててほしくないということでありました。というのは、この上流部からの土石流とか土砂、台風時とかにこの池が防波堤みたいなダムみたいなことになるということでありますので、そういったことを踏まえて防災ため池、何のための防災ため池かということをやっと考えたんですけれども、要するにこの池の特徴としましては、池の周りに住宅が何軒かあります。

その堤体というか、こっちでいう土手の上の道が町道になったものですから走っているんですが、それがもし大雨とか何かで一部崩壊とかなった場合に通れなくなるんですよね。それで何時も上のほうの水系の住民がちょっと孤立みたいなことになるかもしれませんけれども、そういった点を含めて、ぜひこの池については検討をしていただければいいかと思っております。ちょっと厳しいかもしれませんが、とりあえずお願いはしておきたいと思いますので、お願いします。

次の質問になりますけれども、砂防ダム等による土砂災害対策を行う必要があると掲げてありますけれども、細目川は砂防ダム、細目池の泥の除去は対象となるのかどうかをちょっとお聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 砂防ダム等による土砂の撤去ですけど、こちらの細目川の砂防ダムの泥の除去につきましては、平成３０年度に県単独事業の土地改良事業の農業用ため池緊急防災事業により、事業費９８６万１，０００円をかけて浚渫を行ってきたところでございまして、現在の状況を見ますと、ここ数年は土砂の撤去は必要ないのではないかとということで事業というのはちょっと取り組めないのではないかと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 暫時ちょっと休憩します。

午後２時４１分休憩

午後２時４１分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

堀内議員。

○議員（７番 堀内 義郎君） 先ほど細目池については９８６万円ですか、かかったということ言われました。要するに、すぐに撤去というか、終わった、昨年かおとし終わったものから、してくれというのではなくて今回この池というのは、いろいろ宮田池のほうにも水を供給しており大切な水がめとなっておりますので、将来的にこの防災減災事業としての砂防ダムの

事業として取り組めないかということで、今、取り組んでくださいというのではなくて、将来的にはこういう対象にならないかということをお聴きしたいと思いますけれども、改めてお聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） こちらは砂防ダムになりますので、砂防ダムとしては堤体より出た部分しか取れないという話を聞いておりますので、そのため池としての浚渫というのは難しいのかなと考えておるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ため池としては難しいということは、砂防ダムとしても難しいということなんですか。——はい、分かりました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。第6次三股町総合計画の策定についてお聴きいたします。

策定においては第5次の検証を行う必要があると考えますが、第5次三股町総合計画の策定に当たり、前期と後期の基本計画の評価はなされて、それを次に生かすことになると思っております。第5次三股町総合計画の総括として、目標達成の成果や課題についての検証と評価をどう思われるのか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 第5次総合計画の検証と評価につきましては、二度に分けて行っております。

一度目が、後期基本計画を策定する際に前期分について行っており、二度目が今回の第6次の策定に際して後期分について行ったところでございます。評価基準日につきましては、平成28年7月から令和2年8月の期間としまして、達成度についてはAからEの5段階で自己点検と評価をしております。

なお、施策内容によっては評価の判断が困難なものもございます。意識の啓発などや達成状況を把握しづらいものもございますが、今回の評価では主な取組概要が及ぼす効果ではなく、実施状況、計画された施策内容の進捗具合または、どの程度実施したかを中心に主な取組概要を評価したところでございます。

また、AからEの5段階で評価したものを数値化しまして、施策ごとに整理して平均点を出すことで各施策の進捗状況を表しております。この評価につきましては、100%のものもございますれば、50%を下回るものもございます。しかし、全体的に捉えますと、おおむね良好に実施できているものと認識しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この総合計画の作成に当たっては、三股町のまち・ひと・しごと創生総合戦略をもとにつけられたということで、町民のニーズ、時代の潮流を十分に把握しながら、そんな新たな視点を取り入れ、目標達成の成果や課題についての検証は4つの基本目標で事業についてそれぞれ評価されているということで、重要業績評価指標K P Iですか、これについて検証し、P D C Aサイクル、前議員からもありましたこのP D C Aサイクルで改善しているということよろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この総合計画を町の最上位計画としまして、これに基づいて若干こう時期がずれてはくるんですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画に基づいて作成して、総合戦略のほうでK P Iを打ち出して、それで点検を行い、評価も行い、そしてP D C Aサイクルで進めていっているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 総合計画の評価については、先ほど答弁がありましたように、AからEの5段階の評価ということでありますけれども、自治体によってはこの総合計画の中でK P Iとかの評価をしているところもありますが、三股町は総合戦略のほうでということだと思いますが。その中で次期に向けての策定ですけれども、達成状況等を整理し、目標を達成できなかった項目及び関連する施策につきまして、積み残した課題等を次期計画に引き継ぐということ。

また、施策の見直しを行っていくことになろうかと思えますけれども、町長にちょっとお聴きしますけれども、町長として今年で第5次総合計画が終わるということでありますけれども、自分なりの今まで10年間やってきた評価として点数でもいいんですが、100点満点あるいは、その評価をどう思われるのか、もしよかったらお願いしたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この5年間の評価、その前の前期計画の評価、それぞれ4つの基本目標に向かっていろんな取組をさせていただいておるところでございます。全て満足いくような結果というわけではございませんけれども、それなりに一つ一つこの課題に対しては取り組んできたのではなかろうかというふうに思います。100%のところがあれば、まだ5割を切っているところもあったりして、まだまだこのバランスよくといいますか、全体的にやったなという感じはありませんけれども、少しずつその目標に向かっては一つ一つ取り組んできたんじゃないかなというふうに思います。

今回の評価を踏まえて、言われるように、満足のいかないような評価の低い部分についてはし

っかりと次の計画で達成できるように努力したいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ありがとうございます。

次の質問になりますけれども、次期計画6次ですか、の作成に当たり意向調査はなされたのか、また意向を反映させた基本構想となるように新たな総合計画の構成をどのように考えているのか、お聴きいたします。

第6次三股町総合計画の策定については、前議員からもありました特徴とかを出されましたが、新たな課題に取り組むために新規事業として考えなければならないこと、そして社会情勢が変化してその社会情勢の変化を見ながら廃止すべきこと。これから、それらを含めて考慮しながらの新たな計画策定になっていくと思いますけれども、先ほど言いました達成できない事業、満足度などをおっしゃっていただきました。

これらを見詰め、何を続け、何を始め、何を廃止するかということを煮詰めて新しくつくらなきゃいけないと思いますが、次期計画の策定に当たり、意向調査はなされたのか。また、総合計画の構成はどのように考えているのか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、意向調査についてですけれども、町民の町政に対する評価と、これからのまちづくりに対するニーズや意識を統計的に把握するため、令和3年度から10年間を計画期間とする第6次三股町総合計画の策定や、これからの町政運営に当たっての基礎資料とするために、第6次三股町総合計画に関する町民アンケート調査を昨年の10月に実施しております。

アンケートの配布数は2,000通で回答数が634通、回答率は31.7%でございました。アンケートの内容は、幸福度や住みよさ、定住意向などを聴いた上で町政に対する評価、満足度であったり、重要度というところについて調査を行ったところでございます。

このアンケート結果につきましては、先ほどお答えしました自己点検と評価と併せまして総合計画に掲載し、また町の人口構造や産業構造等の現状も踏まえまして、改めて本町の特性と課題を洗い出してSDGsであったり、Society 5.0といったこれからの時代に即した施策と絡めまして、まちづくりの基本目標や、ちづくりの基本方針、まちづくりの基本指標を掲げ、基本構想と基本計画の2段階構成とした総合計画を策定しまして、これに基づく実施計画により具体的な事業の展開を図ってまいります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この第6次総合計画の特徴については、先ほど前議員への答弁が

ありましたように、「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」です。第5次の計画とあまり変わっていないような気がするんですけども、いろいろアンケートを取ったり、パブリックコメントや審議会の意見を聴いたというんですが、そのアンケートについてですけども、2,000通ぐらい取ったということですが、その対象となった町民の方の年齢というか、そういうのはどういった対象となったのか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、この2,000通という根拠でございますけれども、母体が大体1万を超える場合は最低でも300は必要ということで、その場合は大体600のサンプルは必要なかなというところで、ほかのアンケート等の回答率が30%台というところから割り出して2,000通としたところでございます。

この2,000通の選び方ですが、ランダムで選んでおります。ですから、ある程度ばらけているといいますか、年齢層も男女比も大体5対5になるようにしてランダムに選んだところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 第5次の後期を策定するときも同じく前期のアンケートを取ったということで、町民とか——そのときは若い人の意向を踏まえたアンケートを取ったんじゃないかと思えますけれども、今回はランダムに取ったということで、できれば第5次のときの10年間と今度の第6次についての10年間というのは、いろんなまた時代の流れというか、技術の流れとか社会情勢も変わってくるわけです。そのような中において、どっちかというと若い人のアンケートを取ってほしいということでありますけれども。

というのは、三股町は生産年齢人口が大体人口の半分近くを占めるということで15歳から64歳、その方の意見が今後の施策に反映されるんじゃないかと思っておりますので、アンケートはもう取られたということでありますけれども、そういった町の特性を生かしたアンケート——パブリックコメントも取ったということでありますが、パブリックコメントについてはなかなか回答がないということがありますので、それよりかもうちょっと町民アンケートのそういったことを幅広く取っていただきたいと。

また、取ったということでありますけれども、今後、後期に向けてもそういったことを工夫しながら生かしていただければいいかと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど基本方針について「4つ」というふうに言いましたけれども、基本方針は「5つ」でありますので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 5つの基本方針ですね。はい、分かりました。それらの基本方針を含めて協働のまちづくりとかよりよいまちづくりを自立と協働で創る三股町ですので、よろしく願いしながら、次の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策と支援についてお聴きいたします。

感染の急拡大につき年末年始に向けての感染防止について、町民への防止対策と飲食業へのさらなる影響が心配されると思われませんが、追加支援等は考えられないか、お聴きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、感染防止についてですけれども、今年9月から県と連携いたしまして、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」と定めて飲食店等での新型コロナウイルス感染防止対策の取組について、商工会とまた県と協力して啓発を行っているところでございます。

また先日、県から、今日、皆様のお手元にお配りしていますが、カラーの1枚刷りでございますけれども、「実践しましょう！会食は『みやざきモデル』で！」といった飲食店に向けたものだけでなく、一般の方々へも向けたメッセージが示されたところでございます。これは「みつつの密を避けて」とか「やめよう大声、大人数、長時間」など、「みやざきモデル」のそれぞれの文字から始まるガイドライン的なメッセージとなっております。

この「みやざきモデル」と、先ほど申し上げました「県内一斉ガイドライン点検の日」と併せて啓発を進めていくことで、感染防止と安心、安全に飲食店の利用ができるようになるのではないかと考えております。

また、飲食店への追加支援につきましては、商工会とか飲食店からの声に耳を傾けながら状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、示されました「実践しましょう！会食は『みやざきモデル』で！」というもので回覧板でも回ってきたということで認識していますが、こうやって町民の方に啓発しているんじゃないかと思えます。

今後、県は12月を感染拡大防止強化月間として、新しい生活の徹底や、感染が拡大している地域への不要不急の往来自粛とかを呼びかけていくということです。

まずは引き続き、感染拡大にならないように3密とかマスクの徹底とか、そういったことを幅広く町民に知らせていただけたらと思います。

ホームページにおいても、この防止対策は取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町のホームページにおきましても、会食は『みやざきモデル』と、あと5つの感染の場면을ホームページのほうでお知らせしているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） あと年末年始の行動につきましては、12月の15日頃、回覧板を通じまして、そういった感染拡大の地域との訪問とか外出等も含めて注意していただけるよう内容を掲載したものをしておりますので、そういうふうに周知しているということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 国のほうもこの3週間が一番肝心な重要な時期だということで、ぜひ三股町から新たにまた出ないように工夫していただいて、私も気をつけなきゃいけないんですけれど、感染防止に取り組んでいただきたいと思います。

次、飲食業への追加支援については、感染が拡大しているということでありまして、4人以下ならちょっといいんじゃないかということも言われますけれども、なかなか今、感染が広がっているということで、飲食店については年末年始が一番の書き入れどきということで、7月の台風の時にも想定していなかった台風が来たということで、今回も飲食業店の皆さんについては想定していないような事態が起こっていくかと思います。

また、年始についても新年会とか、まだコロナが続くということで大変厳しい状況がしばらくは続くかと思うので、臨機応変に追加支援のほうをする場合はしてもらって、飲食業店さんの負担軽減をなるべく支援していただけるようお願いしながら——今回ちょっと音声が悪かったんですけれど、申し訳ありませんでした。

以上で、私の質問をさせていただいて検討できる場合は検討をしていただきたいと思います。以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） これより、15時15分まで本会議を休憩します。

午後3時03分休憩

午後3時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、山中議員。山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） こんにちは。最後になりましたが、いろいろ疲れている人はお休みください。（笑声）ただ、執行部側のほうはよろしくお願いします。

まずは疲労からの病気をしましていろいろお世話になっております。そこに山田局長ほか、職員の皆様には本当にありがとうございます。ちょっとまだ言葉がはっきり分かりませんところがあると思いますが、その辺はよろしく願いいたします。

それでは、質問の要旨に従って質問したいと思います。ちょっとマスクを息苦しいもんですから小さな声で語りますので、よろしくお願いします。

1つ目は、今の状態で自立はしていけるかどうかということで、これは大きな問題なんですけれど、今年でちょうど平成の合併から、もうすぐ14年が過ぎます。来年の1月で14年が過ぎます。

それで、平成の合併は三股町だけしなくして、非常に当時話題となりました。今はもう皆さん方は忘れていかも分かりませんが、1市5町ですと何十年もやってきた、それは三股町だけ自主自立でやっていこうと。その当時の平成18年当時の議員の皆さん方も大変苦労されたんじゃないかと、まだ何人かいらっしゃいますけれど、大変苦労したんじゃないかと感じております。

私もちょうどそのときに副議長、議長をしまして4年間、合併にどっぷり浸かりました。最後の2年間は議長だったものですから、にわかに責任を感じました。議員活動の中で、これだけ責任を感じたのは今までありませんでした。だから、ほかの議員の皆さん方も大変だったと思います。職員の人たちも大変だったと思います。

しかし、現実を見ますと、本当に今まで14年の間、合併しなくてよかったというのがほとんど、100%ぐらい合併しなくてよかったという言葉が出ております。しかし、これは未来永劫続かないと。じゃあ、あのとき合併しなくてよかったというような、そういう何十年たってもそういうふうには評価できるような町にしていけないといけないと思います。

そういう意味で私は今一番心配しているのは、皆さん方もそうでしょうけれど、三股町は本当に私もいいところだなあと。よそに15年ばかりいまして31歳で帰ってきましたが、本当にいいところだなあと痛感しております。災害も少ないし、住みよいところだし、本当にそういう気持ちでみんなあると思います。

そういう意味では、ただ、しかしと言いたい。というのは、これだけ発展している町が、西高東低ちゅう昔から言われちります。西高東低ちゅうのは分かりますでしょう。植木とか稗田とか、この辺が高のほうで、これはいいんですよ。しかし、東が低、低いんですよ。これを何とかしなければという、それが均衡ある発展、西高東低をなくす一番の問題じゃないかと。

しかし、今までいろんな手を使ってきていると思います、いろんな事業をやったりです。しかし、やっぱり政治は結果ですよ。結果が悪いとやっぱり、そのときに俺たちは頑張ったんだぞと言っても、それはそういう意味で、この合併しなかった。これを自立して今からも永遠と行ける

のか。行けるんだったら、どういう施策の下でやっていけば、この三股町は継続して、三股町が本当に住みやすいところだぞ、こんないい町はないぞ、というようなお互いに自負できる町にするにはどうしたらいいのか、そこら辺を自立自立でやっていけるのか。やっていけるんだったら、こういう方針でやっていく。

だから、そういうことを明確にやっぱり町民に示していかないと、私も2か月おきに長田、梶山を回りますけれど、やはりだんだんと寂れてきております。この責任は行政ばかりじゃないです。やっぱり我々議会もやし、地元住民の人たちも本当の一体となってやはり運動していかないといけないと思いますので、ここは1番目に自主自立でやっていけるかどうか、そこら辺を町長は町長なりの考えがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは質問席からよろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町政の課題について、その中で人口の地域格差が拡大しているが、現状のまま本町は自主自立でやっていけるのかというご質問にお答えいたします。

令和2年3月定例会でお配りました令和6年度までの中期財政計画によりますと、基金総額の減少は見られるものの、単年度収支もほぼ横ばいとなっており、今後とも財源の確保に努め、事業の選択と平準化を図ることで自主自立の運営ができるものと考えています。

これは令和6年までの中期財政計画でありますけれども、この後もやはり同じように財政面「入るを量りていずるを制する」と言いますけれども、やっぱり歳出については十分吟味しながら、この財政の平準化を図っていききたいというふうに思っています。

将来的には人口の減少に伴い、人口の地域格差も拡大することから、保有する公共施設の整理・統合などによりまして、行政コストの低減を図っていくことも必要なものというふうに考えております。

三股町の公共施設等総合管理計画でも、将来の人口減少による税収減、高齢化による社会保障費の増大に備え、地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、施設の規模縮小を基本とし、総量縮減の必要性をうたっていることから人口増加が右肩上がりインフラ整備が拡大する状況から、人口減少によるインフラ整備の縮小と廃合の時代へと、この財政構造の転換も必要になってくるといふふうに考えております。

このように、この時代の変化に十分に対応するような柔軟な視点を持ちながら、行政のあらゆる課題に的確に対処してまいりたいというふうに考えております。

過疎地域の部分について、この長田とか梶山とか、いろいろと過疎地域のことについても触れられましたが、後でまたそのことについてはご質問があらうかと思いますが、そのときにお答

えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） 今、町長が言われたそこです。その方向で進んでいってもらいたいと思いますが、私は三股町が西高東低で東までが何十キロもあるところじゃないと思うんですよね。我々は以前に三股西小学校と長田小学校の距離を測ったんです、車で。そうしたら、ちょうど９キロばかりしかないんです。あれが２０キロも３０キロもあればそれは違いますけど、なんで三股西小学校は子供たちが８００人近くいるのに、何で長田は３０人、４０人なんですかと。私は長田で生まれました。昔のことですから、その当時は、おやじに聴いてみたら、やっぱり長田小学校も三百二、三十人いたと。山景気で非常にそういう時代だから。

しかし、あまりに格差が——幾らかは格差があるのは仕方がないと思うんですよ、これは時代ですから。しかし、あまりにもこういう何を以前からもう何十年前から私が議員になって３０年たつただけけど、その頃から西高東低だ、均衡の発展だ発展だと言っていたにもかかわらず、何でこれだけ格差がついたのかと。それは行政ばかりの責任ではないと思います。それは議会にしても、先ほど言いましたように住民の人たちも何か甘えがあったんだ。本当にこの地域を、三股町をよくするなら、やっぱりその辺をもっと原点に返って、みんなで盛り上げるためにはどうしたらいいのかと。やるまね行政とか、そういう言うのは失礼ですけど、やるまね行政ではいかんと思います、私は。結果ですよ。結果をです。

先ほども総合計画の中で５年おきに出すけれど、それはそれでいいですよ。しかし、具体的な方策を打って、いつまでにはここまで町政を進めんといかんと、地域のためになるというような、そういう目に見えた生きた行政のためには何を言っているのかと。そういうことを、お互いにみんなで真剣に考えていかないと本当に何か西のほうばかり物すごう……。私は西に住んでいますけれど。しかし、あまりに格差があると本当に自主自立でやっていけるんか、それが心配なんですよ。

そこで提案しますが、これは私の考えですが、せっかくいろんな事業に取り組んでそら、仮想何とかでいろいろ今、地域仮想の協議会とかできちよつとじゃないですか。そういう人達との本当の行政とのタイアップをいかにするかと、ただ地域の人たちに何かないですかというよりも、長年の皆さん方は行政経験があるわけですから、それを示してそこに地域の住民の皆さん方が一緒にという、そういうのはできないんでしょうか。何とか協議会ちゅうのを職員がどういう立場で参加するかどげんか解りませんが、何かそういう協議会ができたときは、職員も参加して、本当のアドバイスばかりじゃないんだけど、そういう本当に腹を割った改革をしましょうよ。

それは商工会でもじゃったわけです。商工会をつくるときにも策を作るときやあ商工会員ばかりじゃなくて役場の職員も２人ぐらい入っていたんですよ。その話の中に。これは何かの形で民間との協力はできんとか、そういう問題じゃないと思うんです。そういうのをもっともっと打って手を、お互いにですよ、だから、そこ辺のそういう住民がつくっている組織に職員が何らかの形で参加したりすることはできないんでしょうか。そこ辺をお聴きしたいです。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地元のそういった地域活性化を図る協議会等、そこに職員が入っていけないかというのですが、それは可能だと思います。お互いに連携を取りながら、その地域の課題等を抽出して何とか話し合いを持って解決に導くような取組というのもできるかとは思いますが。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） そこら辺を何かまた組織を地元ばかりに任せるのではなくて、その助言の意味でもいろんな地域の人たちと交わるような、やっていってもらいたいと思います。私の要望ばかりでは失礼なんですけれど。

そして今、長田小学校梶山も含めて、どんどん生徒や子供たちが少なくなって、これはもうそういう時代になっているんだけど、そこで例の特例、認定校、長田小その制度も私も最初はいいなあと思ったんだけど、あまりにも外部から来る生徒が多過ぎると、地元の子供たちとのいろいろトラブルが——今は少しですけど、これはどんどん多くなるんじゃないかなと。植木に住んでいる人が長田小学校でいいですよ、いいですよちゅう言って、それで地域の行事には親も何も出てこない。それじゃあ、地域に子供たちを預けとって、何かそこら辺が今からもいろいろ問題にかえってなってくるんじゃないかなと思っております。

その特認校制度もいいことはいいんだけど、やっぱりその地域に住まいを構えて、そこでいろんな地域の学校に行くちゅうのが一番の——そのためにどういうふうにしたらいいのかちゅうのは、やっぱり教育委員会と一般行政との連携だと思うんですよ。何ぼ教育、子供のことは学校教育ばかりじゃないちゅう思うわけです。やっぱりそこに子供たちが親が住みついて、その学校に通うと。それをやれば来て働くところもないといかんわけですよ、これは一般行政のほうですがね。

先ほども出ましたが、やっぱり働く場所ですよ。企業誘致ちゅう大きな枠、そんな大会社でなくてもいいけど、本当にそのお母さんたちが地元で働くところがあれば、こっちに出てこないと思うんですよ。お父さんもお母さんも働くから都城とか宮崎のほうに——都城やない特に働くところはそこですから。

そういうことなので、何か教育行政と一般行政がタイアップしてお互いに少しでも働くところ

をつくれば——今は特に、お母さんの言うことを聞くほうですわ、子供。そういうのが多いからですね。私の仲間もやっぱり結局、三股に住むと言いながら、奥さんは町外の人やれば、そっちにやっぱり住んじゃってすわ。そういう意味で、そこ辺は町長、どげんですかね、何か働くところをですよ。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町として自主自立でやっていくと、そういう中で各集落が均衡ある発展をしていくと、それが基本的なスタンスということです。長田・梶山も見捨てることなく、要するに三股の発展はやっぱり梶山・長田が活性化することだと、そういう視点でいろんな取組をさせていただいたところでございます。

過疎対策奨励金等も準備しておりますけれども、それ以前にそれとともに梶山については天神原の分譲住宅もやりましたし。しかし、それもやはり子供さんたちがいる家庭を誘致したわけなんですけれども、その方たちがもう卒業して行って、小学校卒業、中学校へと。そういうふうな形で時代とともに、また次の施策を打たなくちゃならないところで、いろいろと手は打っているんですけれども、なかなか難しい現状があると。そういう中で小規模特認校という制度で、やはり学校というのは地域のコミュニティーの中心になっていくんだというようなことから、やっぱり学校は潰さないということ。

学校を廃止しないというところで長田小学校と梶山小学校に対して、こちらの大規模校からバスを用意して送り迎えをするという取組をさせていただいて、そして言われるような問題もあるかもしれませんが、地域の中でやはりこの学校を中心にして全体を盛り上げていくと。そういう地域づくりの一環としても、学校の存在という意味合いから施策をさせていただいたところでございます。そういう方々がやはりこの学校を中心にして、そしてまた、学校とともに地域の資源、例えば梶山なら梶山城がありますし、そしてまた長田は長田橋とか椎八重公園とか、いろいろありますが、そういうものをまた地域の中で盛り上げていってつくっていただければ、何らかの形で行政のほうもバックアップしますし、先ほどありましたような教育委員会との連携も取りながら学校も存続していきますし、いろんな施策をやはり総合的にやっていきたいというふうには思っています。

以前、やはり長田のほうには辺地事業ということで約10億円以上の投資をしまして、要するに長田橋の新しい橋も造りましたし、そしてまた梶山のほうから長田に——長田が孤立するといけないということで、バイパスを福留のほうを通るバイパスを造りましたし、いろんな意味で町はこの長田地域を見捨てるという、見捨てないと。長田地域とともに三股町は発展していくんだというスタンスでやっております。

今、議員さんも地元から2人いらっしゃいますけれども、いろんな連携を取りながら盛り上げ

る、そしてまた地元も「いきいき集落」といっていろんな取組をしていただいております。夏祭りもそうですけれども、そしてまた物産市とか、いろんな形で盛り上げようという努力をしていますので、そういうところも一生懸命に連携を取りながら応援したいと。ライトアップのほうもそうですけれども、長田橋のライトアップ、いろんなことを地元は頑張っていますので、そういう意味合いで我々も応援をしたいと、そして盛り上げていきたいというように思っています。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） ぜひよろしくお願いします。

それでは、２番目に移ります。西高東低といわれてもう本当に久しいですね。それで、言葉だけでは近頃盛り上がらなくなっておるんですね。そういう意味では、やっぱり意識の中にそういうのをずうっとお互いに職員なんかも想像を持って仕事をするべきだと思うんです。そういう意味で、特に我々が心配しているのは長田なんですね。私も長田生まれですので、非常に地元を——小さいときの記憶はないんですけど、人から聞いたりしても今でもやっぱりいいところですよ。あすこがどういうわけで人がみんな出ていくのかなあと思って、いまだにあれなんですけれど。

ただ、そこで、さっきの町長の答弁と一緒に民間と行政が何かタイアップできないのかと。というのは、２０年というのは町長になられているわけです、もう町長に、平成２４年。

そこで、同僚議員のことを言うちょっとあれですけど、池辺氏のシャクナゲですよ。あすこのお父さんが亡くなったときに、町長は非常にいいことを言われました。私は議会に出ていて、ヤマメの養殖とかシャクナゲの森を通じて三股町を町外に発信してもらいましたと、本当に大きく発信していただきました。功績は多大なものがあると。やっぱり私も近頃、宮崎で聴いたりすると、シャクナゲの森へ行ったことがあるというのは結構いるんですよ。ああ、やっぱり町長はその当時言った、それに対する謝辞で「本当に協力をされて三股の発信をしてもらいました」と。

「本当にご冥福をお祈りします」と言っさえ、本当にあの言葉がどれだけやっぱり三股町の知名度アップに貢献したかちゅうのは、だから、そこら辺を踏まえて、そのシャクナゲとかあれをまた生かすために何らかの形で、この事業を利用するといかんかもしれんけれど、せつかくですので、ああいう地域にああいうことをやっている人がいるちゅうのはあれです。それから何か波及はできないのかと。言えば、あすこは地域に何か物産品なんかを作ろうかとか、何かあったですね、昔。あすこで売ったり買ったりして店ちゅうわけにいかんけれど、そういうのがあったですね。長田橋のところ、あそこで。だから、そういうのを含めて何らかの行政も協力して、民間の企業の損益に行政が参加するといかんというあれはいろんな考えがあると思うんですよ。

町長は自信を持って三股町もそれぞれに貢献しているから、その事業主体も後押ししてやろう

というふうに何かそういうタイアップとかできて、梶山でもですよ。梶山のちょうど、今の梶山のああいいう山田橋を過ぎたあすこなんかもうすごくいいところですがね。何であすこが田んぼばかりなのかですね。あっくら辺にずうっと北郷のほうから走ってきて、あすこに来るとき視野が広がって非常に気持ちがいいところですよ。だから、そういうところを町は何か、開発して地元の人がやるかやらんかは分らんけれど、そういう事業はできんでしょうかね。どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろご提案をありがとうございます。本当に長田のほうは長田橋、そして椎八重公園、その先に池辺さんのシャクナゲの森があると。本当に長田というところは観光資源を含めて宝物がいっぱいあるなど。それをどうやっていって磨いていって、また発信するかということなんですが、言われるように、本当に長田地区に光を当てたのはやはりシャクナゲの森のほうで、いろんな形でこの放送媒体を通じながらアピールしたのが一つの大きな成果かなというふうに思っています。そういう意味では本当に感謝しております。

そういう中で、またこれからどうやってこの長田地域を発達させていくかと。いろんなご提案がありましたけれども、今考えているのが長田小学校の隣に第5部の消防詰所と避難所、その複合施設を造ろうということで用地を買収しました。結構広い土地なんです。そして今、造成しておりますけれども、そこの一部をまずは施設を造ります。そのあとの残りをどう活用するか、物産館でもいいんですけど、いろんな意味合いで地域の方々とお話をしながら、やはり長田の中心となると仮屋じゃないかなと。学校を中心にしているいろんな形の催しとか、いろんな取組等もあすこは発信基地になっていくと。そういうところのコミュニティーの中心地として何ができるかということ、これからいろいろ検討をさせていただきたいなと思います。

梶山については、梶山城を今、国指定の方向で動いていますので、そちらのほうをこの基点としながら、また住宅地はどうするかということもありますけれども、まずはそちらに注力したいなというふうに思っております。また、そういう意味合いで長田、梶山と我々は常にそちらのほうに視点を置きながら、中心市街地もそうですけれど、どこも取り残さないと、誰一人取り残さないというようなSDGsがございますけれども、そういうふうな観点からまちづくりに取り組みたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） お願いします。1点だけ余分な話ですけど、これは質問じゃありませんから。

昔、1地区と2地区をつなごうということで今のちょうど役場の正門の前ですよ、今、家が建っていますけれど、あの家がないときにその当時の町長はあすこに複合ビルを造って町がですね。

そこに飲食業とか入れようとかいうことに。それで1地区と2地区のいわゆるあれができるわけやから、三股の場合は西から東に走っている道路ばかりだから、1地区、2地区といっても実際には距離は近いんだけど、そんなに行かないんですよ。そこら辺を結ぼうということで町自体が、言えば多目的あれを建てようと、そこにテナントを誘致しようという計画もあったんですよ。

昔、その当時の町長がこれはいろいろ家にも来られたもんですから、よう話だけは聞いておりました。そういうことを含めて何か行政が——行政ばかりではできません、できませんで、何かそこにつなぎをできるようなことがあれば、三股独自の施策でいいわけですがね、国、県がやっていなくてもですよ。法律に反していなければですよ。そこら辺はよろしくお願いします。

それでは、3番目に行きたいと思います。

これもまた一つの問題なんですが、いろいろ今施設をいっぱい造っていますよね。その施設を造れば維持管理費が要りますよね、やっぱり。そのような経費が要らなければいっぱい造ってもいいんだけど、やっぱり維持、財政的に今それは何とかやっていく、どんどん苦しくなっていく、大変な時代になると私は思いますよ。だから、そこら辺を考えて、将来のためにこの施設は造っていいが、この施設はあまり維持に金がかかるぞといったとき、そういうのでやっぱり地域住民の言うことも聴かないかんけれど、ストップするところはストップさせるということで選択とやっぱり造るなら造るし、そこに集中すると。

そういうめり張りをつけたような行政運営をしていかないと、幾らでも町民の大衆迎合に参加するとですよ。「いいですよ、いいですよ」じゃあ、いかんと思うんです。そこ辺を中止のときは厳しく言うし、幾らでもさ、今日もいろんな要望はありますよ。要望はあるけれど、財政的に限られているわけやから、やれば喜ぶかしらんけれど、三股の将来のためにはこれだけ削らんないかん。ここは今、施設を、だから施設もだんだん廃止にするところはもうやめたほうがいいんじゃないですか。それはまた新しいのを造るとか、そういうのではなく。そこら辺を選別していかないと、もう切りがないですよ。住民の要望はどんどん来るわけですから。そういうことはいかがでしょうか、そこら辺の。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員、今、質問は③でいいでしょうか。

○議員（12番 山中 則夫君） 別なやつです。

○議長（重久 邦仁君） 簡潔に質問をよろしくお願いします。

○議員（12番 山中 則夫君） はい。長く語ってないもんじゃかい。（笑声）

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 財政運営に関して選択と集中は不可欠ではないのかということでお答えいたします。

令和3年度の予算編成方針においても、コロナ禍の影響で税収の減少が懸念される中で、基本方針におきまして、既存事業についてもコロナ禍における新しい生活様式の転換など、事業効果等を徹底検証して優先順位による厳しい選択を行って、町民の期待と町政の課題に的確に対処するものとするということで要求できるものを示しております。

令和３年度、確かにコロナ禍でありまして税収等も減ってくる中でありますので、令和３年度の予算編成におきましても、コロナ禍の中で限られた財源を優先度等による事業選択を行って、効率的な予算配分ができるように予算編成作業に取り組みたいと考えているところでございます。

これも私、以前から何か宮崎は発信力がないんですよ。一生懸命やられているんだけど、それが町外の人には一つも届いていないと。何ででしょうかね。そこら辺な今、行政が担当していただいているが、これはずうっと何が足りないのか。いっぱいいいところがあるに町外の人に聴くと全然違うんですよ。せっかく、もったいねえがなあと思って、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、山中議員がおっしゃったとおり、三股町には大変よいところがいっぱいあるかと思います。

そういったところで先ほどから西高東低というお話が出ておりますけれども、西部地域というか、西側の地域では人口とか商業施設なんかが増えている状況であります。また、東側も中山間地域でございますけれども、それと共存しているというところで西側の利便性と豊かな自然環境といった様々な強みもございますので、そこら辺を積極的に発信していくことで町の魅力度もアップするものと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） 一つには、私が感じることなんだけれど、やはりせっかく広報とかいうのがあるわけですので、いろんな大手ばかりじゃなくてもいいけれど、マスコミにこっちから積極的に売り込んでいかないといけないと思うんですよ。

えびの市、あすこら辺は、あそこの市長、我々は知り合いなもんだから、結局あすこはやっぱりいろんなわざわざマスコミに行かなくても、デマでもいいから、どんどんいつも売り込んでから、ようマスコミにえびの市が出てくるなあと思ったら、そういうもう売り込まないと駄目ですよ、今は。黙っちゃって、よかとかばかりあってでも。自分たちでも売り込んでいくという発信力ですよ。それがあると、もっともっと三股には人が移ってきますよ、これだけの災害も少ないし、平坦地、こんなすばらしいところはないですよ。今、特に災害が多いんだから。

そこら辺はやっぱり我々議員もだけれど、職員の一人一人が自分たちの町を売り込んでいくんだというふうにしないと、せっかくいいところがあるのにほかのところが全部話題になるですがね。そこら辺をお互いに考えていきましょうよ。どうですか。答弁を求めます。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 山中議員がおっしゃるとおり、発信力という点でもっと積極的に売り込んでいく必要があるのかなと考えております。

今、新たな情報発信手段として、第一生命保険株式会社と包括連携を締結しておりまして、全国に広がる社内のネットワークとか、あと顧客へのダイレクトメール等を活用させていただきまして、町内で行われるイベント、あとふるさと納税など町に関する情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） 分かりました。これで質問を終わりますが。

とにかく、三股町はもう自主自立でやっていくという覚悟を決めて、もうこれから先も延々と

三股町は三股町であるということを、存在価値をどんどん示していくためには、やはり職員の意識、それもどんどん変えて我々は三股町の職員だと、そういう自負するような、やっぱり自信を持つような職員になってもらいたいと思います。お互いに頑張りましょうや。

これで終わります。ちょっと堅過ぎたですかね、これ。（笑声）

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時59分散会

令和2年 第7回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第4日）

令和2年12月14日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和2年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 木佐貫 辰生君	副町長 ----- 西村 尚彦君
教育長 ----- 石崎 敬三君	総務課長兼町民室長 ----- 白尾 知之君

企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

本日、私から自席において質疑をさせていただきたいので、議長を楠原副議長と交代させていただきます。副議長。

〔議長交代〕

○副議長（楠原 更三君） 議長を交代いたしました。

突然のことで心の準備ができておりませんが、よろしくお願いいたします。

日程第1. 総括質疑

○副議長（楠原 更三君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも、議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場合で行ってください。

それでは、質疑はありますか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号99号、介護保険です。

9ページの介護保険保険者努力支援交付金459万4,000円とあります。この項目は初めてじゃないかなというふうに記憶しているんですけど、どのような経緯で国からの交付になったのか、教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、介護保険保険者努力支援交付金についてご説明いたします。

高齢者の介護や予防に対する問題意識を高め、地域の特性に応じた様々な取組が進められるよ

う、市町村の機能を強化するために、平成30年度から保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金が創設され、令和2年度からは、さらに介護予防や高齢者の活躍促進等の取組を一層推進、抜本的な強化を図るために、新たに予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が追加されたところであります。

市町村の取組を評価する指標は全部で65項目で、インセンティブ交付金と同じ指標の中で、予防・健康づくりに資する取組に該当する指標に加点され、点数に応じて交付額が決定されることとなっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本町の場合は、この459万4,000円という金額は高いのか低いのか、どういう努力をしたから、これだけ評価というんですか、それはどうなっているんですか。この金額への評価。

○副議長（楠原 更三君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 本町の場合は、例えば、足元元気教室とか、理学療法士によるリハビリテーションですね。それから、通いの場であるサロン、そして、認知症カフェですね。そういう介護予防に関する取組について評価をされていると感じております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本町の場合は、以前は介護認定者は高かったですよね。多かったですよね。今低くなっているから、少し低くなりつつあるから、こういうふうな金額が出ているのか。そしてまた次、認定者が多くなったら、この金額よりも少なくなるのか、どういう仕組みになっているんですか。

○副議長（楠原 更三君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 先ほど申し上げましたけれども、チェック項目が65項目あるんですが、その項目に従って、例えば、医療と介護の連携の会議をしていますかとか、要介護者のリハビリテーション指標を活用した分析をしていますかとか、地域ケア会議ですね。その論点を整理しているか。そして事前に、その会議としてその準備をしているかというようなことを加点していきまして、点数にしているものです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかに質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第96号ですが、全般です。

今回、コロナの関係が大部分を占めています。何か、新聞紙上で言うと、佐賀県知事が鐘をつ

くるということでマスコミがたたいていますが、コロナの関係は、こういうことに使えるんですよというような一般のがずっとあるのか、我々は知らないんですけども、それとも、日々、国からの通知が、これができる、これができるというふうに来ているのか、また、そういうものがあるのかどうか、ちょっと教えてほしいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 全般的にコロナの交付金、コロナ対応臨時交付金ですが、全般的に、コロナ対策に結びつくものであれば使えるということです。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） 今回は7,222万円ですかね。何か国からの収入があるようですが、これは、全般的に使えるというのは、総額が来てそうになっているのか、いやいや、そうじゃないですよ。例えば、三股町も鐘をつくるとなったら、それもつきますよというふうに、自主性は自治体に任されているのか、それ、どっちなんですか。

○副議長（楠原 更三君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、交付額の上限額が国のほうから示されます。その中で、それぞれの自治体で独自性を持たせて、コロナ対策に結びつくような事業に使えるというものでございます。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） この上限額というのは、この町長の提案理由の中にも何もなかったんですが、要するに、上限額は変わるのか。それとも、今回変わってきたのか、前からあったのか、どういうプロセスでこうなったのか。

要するに、何でもコロナってつければ、車が2台しかなかったのを5台に換えます。職員の移動のコロナ対策です。密集密閉を防ぐためですと言ったら、それにもかかりそうだし、何でも、例えば、役場が手狭ですよと。広くしますと。コロナ対策です。住民の密集密閉を避けるためですと言ったら、それにかかるのか。コロナって言うだけですと、何でも引っかかってしまう。

例えば、この中にトイレの改修もあるようですが、どこまであるのかというのをまるっきりわからないので、次回これについてするときには、こういう趣旨でこうなっているというのを資料提供をよろしくお願いします。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかにございませんか。重久議員。

○議員（１１番 重久 邦仁君） 議案番号93号について質疑いたします。

まず1点目にお伺いしたいのは、今度の条例の提案が12月議会でされております。高千穂町議会では、9月に条例を上程されて可決されております。

まず、我々議員及び町長において選挙の公費負担に関する条例、非常に関心が強いものですが、12月に上程されるものと、9月に向こうは上程したというところの違いの点について、お伺いしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大元の公職選挙法というのは、一部改正に伴いまして、議員選挙においても公営、公費負担ができるというような条例の改正になっているんですが、法律自体は、施行期日というのが令和2年12月12日ということがありましたので、それとまたプラス、町内の議会議員選挙、また町長選挙を含め、直近ではないと判断いたしまして、12月の議会に上げよう。

また、この12月に上げようというのも、ひとつやはり、条例案と提案さしていただきまして、その内容については、早めに町民の方々にも周知をしたいと。だけど、こういうふうに出られる議員さんたちはですね、こういった制度が変わったんだと、周知もしたいというところを踏まえまして、12月にさせていただきます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） この提案における過程が、衆議院、参議院で、国会法成立ある。今年の6月でした。執行ができるというのが、6か月後の12月の12日からの選挙執行において、この公費負担に関する条例を、各地域の公共団体における選挙管理委員会を通じて、このことの基準値において執行できるという解釈を私はするんですが、質疑は、12月12日から施行はできるというものの、12月12日に解散した町会議員の選挙日があった場合には、それはこの適法が、条例制定が可決されてなかった三股町においては、12月12日の仮定の話ですが、12日に選挙日があった場合には、これは条例制定を早期に可決してればですけど、可決してない状況においての国の選挙執行は12月12日からということですが、当てはまるか当てはまらないか、いかがですか。

○副議長（楠原 更三君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 緊急の場合には専決というほうをとらせていただきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 以前にこの議会で、一般質問の中でしたが、この町議選での公課の発付はできないかということの答弁の中に、議会がそう定まった場合は対応ができるかというような町議選の公報を、これができた場合に、議会で決定すれば、執行部もそれに対応するという答弁があるんですが、国から法を整備しなけりゃできないというところになった現下におい

て、この公費負担に関する条例の中にうたってある公報の発行は、選挙管理委員会で独自で設定できるかの質問をいたします。

○副議長（楠原 更三君） 休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時19分再開

○副議長（楠原 更三君） 再開します。

重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 議案第93号において、公費負担額はどのくらい想定されていますか。

○副議長（楠原 更三君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 額というと、その上限額とか、そういったことでしょうかね。公費負担につきましては、この前もご説明させていただいたとおりなんですけれども、それぞれ言ったほうがよろしいのでしょうか。

○議員（11番 重久 邦仁君） いや、総額。

○総務課長（白尾 知之君） 総額、うちはないというか、それぞれの区分によって上限額は決まっているんですけれども、どういった形で。資料をください。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員、この間、全協で聞きましたので、数字を掛け12にしていたければ総額になると思います。

重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） この場合ですね、全協で話を聞いたんですが、この条例の制定の可決を見なければ、その詳細のことについて。

○副議長（楠原 更三君） 1議題につき、3回以内となっております。今、5回になるようです。終わります。

ほかに質疑はございませんか。重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 議案第96号について、今度、議会のタブレット導入についての予算を入れていただきましてありがとうございます。これの経緯について質問いたします。

3月に議案を出したほうが良いというようなことで、1回は私も3月でも良いと思ってましたが、ここに、12月議会で補正で出していただけたほうがたしかありがたいんですが、これの予算をされたけれども、実質、品物についての件が確実視されていないんですが、これは、提案されたときに、実際、そこを運用できるまでの前もつての見通しがあつて提案されたものかどうか、お尋ねします。

○副議長（楠原 更三君） 議会事務局局長。

○事務局長（山田 正人君） 当然、予算というのは計上されないという執行できないということです。

つまり、いつ導入ができるのかということですが、私どもとしては、3月いっぱいまでに購入したいということで取り組んでいきたい。ただ、確実にそれが導入できるかということについては、お約束できない。その場合は、例えば、次年度へ繰り越すとか、予算繰り越すとか、そういう措置が必要であると思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） この補正を組んだときに、町長からの答えが、新型コロナ感染症による国の補正予算10兆円というんですかね、今度はまた追加補正がありまして、第3次があるというようなことの中で、このコロナの予算からの経緯から、タブレット導入は第2次補正予算の中の見解でよろしいですか。この予算をつけても、金額は。

○副議長（楠原 更三君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 今回ですね、先ほど、前議員からもコロナ交付金について説明があったんですけども、基本的に、この事業については1次、2次、それぞれ交付額が市町村ごとに設定されておりまして、実際、今の段階で1次と2次、同じ合算で考えてもいいような形になっているんですけども、一応、国の1兆円の補正予算、その後の1兆5,000億円の補正予算、今度1兆5,000億円ですんで、2兆円の補正予算ですね。のときの交付額の上限額というのが、人口とか、様々なそのときの情勢に伴って、国に配分されております。その中で、市町村がいろいろ、飲食業であったり、家賃補助であったり、そういう事業と組み立てていながら、事業実施計画として国に提出して、それで、認められなければ、当然ここの交付金は充てられないという性格の事業でありますので。

今回、今の時期で言いますと、当然、今回出しているのも、議会のコロナのタブレットについても、2次というような形にはなりますけども、全体的に今回、12月補正で、4月から専決処分なり、臨時議会でお諮りするなりして、いろんな事業をやってきておりますけども、やはり、決算見込みが、それぞれ利用が少なかったり、予想以上にあったりとかあって、今回、財源も調整しております。

その中で、一部としてコロナの今回ついた予算について、交付金を増額満額、2次交付決定まで満額追加いたしまして財源補正しておりますので、今の時期に新規に出てきたということで、2次ということも言えないことはないのかなと思います。

○副議長（楠原 更三君） 3回目となります。重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 今のこのタブレット購入の金額は、2次補正の中で出すという

ことでいい。何か、1次からも兼ねてたんだけど、2次補正で出すということですかね。再度。

○副議長（楠原 更三君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 先ほど申しましたとおり、当然、1次はもう既に6月の段階で、1次分の予算上は出しております。ですから今回、追加している財源としましては、2次の交付額の枠を交付で出しております。ですから今回、新たな補助金を出した分というのは、あくまでも2次分の残額、残りの額を歳入で見ているということになります。

ただ、先ほど言いましたように、事業としては、1次と2次を合わせた形で見てますので、地方創生臨時交付金を充てたということで考えていただければいいのかなと思います。中には、1次の分の残りを回している事業もありますし、新たに、2次分を追加している事業もあると。ただ、あくまでも交付金の枠内で、1次と2次の合計枠内で充当しておりますので、1次分、2次分というのは、色がついているわけではないということでお考えいただければどうかと思いますけど。

○副議長（楠原 更三君） 議案第96号については3回終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

ここで、議長を重久議長と交代します。ありがとうございました。

〔議長交代〕

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、会議を進めます。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） よって、各議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出

くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時30分休憩

〔全員協議会〕

午前10時39分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

----- ・ ----- ・ -----
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時39分散会

令和2年 第7回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第5日）

令和2年12月21日（月曜日）

議事日程（第5号）

令和2年12月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑（議案第93号から第101号）
日程第3 討論・採決（議案第93号から第101号）
日程第4 意見書（案）第5号上程
日程第5 質疑・討論・採決（意見書（案）第5号）
日程第6 選挙管理委員会員及び同補充員の選挙
日程第7 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑（議案第93号から第101号）
日程第3 討論・採決（議案第93号から第101号）
日程第4 意見書（案）第5号上程
日程第5 質疑・討論・採決（意見書（案）第5号）
日程第6 選挙管理委員会員及び同補充員の選挙
日程第7 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について
-

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10 番 上西 祐子君
11 番 重久 邦仁君	12 番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

総務産業常任委員会の審査結果を、会議規則76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第93号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」についての外、議案3件であります。

以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第93号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」、本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙公営制度に関する条例を制定するものであり

ます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第94号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、新型コロナウイルス感染症の患者が急激に増加した場合に、県の要請に伴う市町村職員の業務従事に際し、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第100号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、予算の総額4,353万4,000円から9,000円を減額し、予算の総額を4,352万5,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては、人件費を減額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第101号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、本案は、予算の総額9億6,383万6,000円から4万7,000円を減額し、予算の総額を9億6,378万9,000円とするものです。

歳入につきましては、施設使用料を増額し一般会計繰入金を減額するもので、歳出につきましては、人件費を減額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第95号、97号、98号、99号の計4件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第95号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、条例の改正を行うものであります。

審査の経過において、税制改正の資料を請求し、影響額や影響者数を質問しました。影響額に関し、基本的な影響はプラマイゼロとなると説明を受けました。今回、税に関する議案のため、税務財政課からも同席してもらって、スムーズな審査につながりました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 97 号「令和 2 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」、本案は、63 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 31 億 990 万円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出の主なものは、総務管理費の一般管理費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 98 号「令和 2 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」、本案は 4 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 9,467 万 8,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の事務費繰入金を増額補正し、保険基盤安定繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務管理費の一般管理費を増額補正し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

審査の経過において、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の当初提示額との差額において、宮崎市、新富町、門川町の 3 市町がプラスとなった理由は何かと質問がありました。これに対し、この負担金の内容は、低所得者等の保険料軽減分を公費により補填するもので、それぞれの軽減分の被保険者数が見込みより多かったことが推測されると回答がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 99 号「令和 2 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」、本案は 699 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 3,030 万 5,000 円とするものです。

歳入の主なものは、国及び県補助金支払基金交付金を増額補正し、一般会計繰入金を増減額補正するものであります。

歳出の主なものは、次年度介護報酬改定に伴うシステム改修費を増額補正し、人件費を増額補正するものであります。

審査の過程において、包括支援系の時間外勤務が増えている原因に、相談件数の急増があります。この対応が、様々な事件等の未然防止になっています。職員補充も含め、業務内容の見直しも必要ではないかという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いいたします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第96号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第8号）」でございます。以下、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額148億1,533万2,000円に1億9,274万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億808万円とするものであります。

人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以外に生じた事由に基づく経費や、及び新型コロナウイルス感染症対策事業等について、主要の補正措置を行うものであります。

まず、歳入について主なもので、国庫支出金は、国庫負担金において、障害児施設型給付等負担金などを増減額補正し、国庫補助金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを増額補正、県支出金は、障害児施設型給付費等負担金などを増減額補正するものです。

詳細は、土木費において、橋梁修繕事業を減額補正するものであります。

次に、歳出の主なもので、歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費の減額補正などをするものであります。

議会費は、議会タブレットパソコン購入に係る経費を増額補正するもので、総務費は、コンビニ交付システム導入に係る経費などを増額補正し、交流拠点施設整備官民連携可能性調査業務委託料などを減額補正するものです。

消防費は、避難所感染症対策、テント購入費などを増額補正するもので、教育費は、教育総務費において、ふるさと振興人材育成国内・海外派遣事業補助金などを減額補正するもので、小中学校費においては、GIGAスクール端末などの減額を補正するものであります。

各課より、これらの議案についての説明を受け、質問に対して適切な回答や資料提供を受けました。

特に、総務課のEVパワーステーションの設置や電気自動車の購入、パワームーブについて、コロナ禍における屋内外三密対策、移動式電力の供給ができるとの説明を受け、充電にかかる時間や導入の経緯についての質問がありました。防災連絡、イベント等、いろいろな行事で使え、蓄電池が移動でき、例えば、避難所が停電したときなどの対応として使えるとのことでありました。

また、サーモグラフィーカメラ購入について、体温を瞬時に検温するシステムについてですが、密にならないような設置の工夫や発熱者などの異常があった場合についての対応について

の質問が出ました。

また、企画商工課の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、交付限度額 1 次、2 次分、今後のスケジュールや各課の事業一覧、地方未来構想 20 についての資料での説明がありました。

臨時交付金の交付対象は、本構想で例示する施策分野に限らない、各自治体の判断により、地域の実情に応じた必要な取組とのことでありまして、地域の実情であれば何でもよいのかという質問が出ましたが、実施については、計画を国に上げ、認められれば実施できるということでありました。

これら慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 今回の報告の中で、議案第 99 号で訂正があります。

私、報告の中で、人件費を増額補正と申しましたが、ここは人件費を増減額補正、訂正いたします。

以上です。

日程第 2. 質疑（議案第 93 号から第 101 号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第 2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は 1 議題につき、1 人 3 回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第 3. 討論・採決（議案第 93 号から第 101 号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第 3、討論・採決を行います。

議案第 93 号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。

議案第93号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。

議案第94号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。

議案第95号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。

議案第96号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議案第97号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。

議案第97号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第98号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。

議案第99号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

議案第100号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１００号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１００号は原案のとおり可決されました。

議案第１０１号「令和２年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１０１号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

日程第４．意見書（案）第５号上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第４、意見書（案）第５号を上程いたします。

意見書（案）第５号「地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。池邊議員。

〔６番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（６番 池邊 美紀君） 意見書（案）第５号「地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書（案）」でございます。

お手元に資料があると思いますので、かいつまんで説明していきます。

日本の人口は、少子高齢化が加速し、右肩下がりの減少に転じております。とりわけ、地方は厳しい状況は否めず、全国１，７１８の市町村は、地方創生や持続可能なまちづくりに懸命な努力をしております。そのような状況下であり、地方議会の成り手不足は市町村議会の二代表制

を揺るがす大きな問題になっております。国は、対策として兼業禁止等の規制の緩和を視野に入れ、対策を講じているものの、民主主義の根幹が危惧されるものでございます。

中盤でございます。

今般、議会の厚生年金創設の要望、請願が全国市町村から提出されていますが、自治法上の常勤、非常勤の壁が高く、実現には程遠いものであります。

一番下のほうです。

常勤特別職の退職手当は規定され、非常勤の特別職については除外されております。地方自治法の一部を改正することにより、成り手不足対策につながるものが期待されます。

よって、国においては、地方の元気が国を支える礎であることを基本理念の下、事情を賢察の上、地方議会議員の退職手当制度等の創設を可能とする地方自治法の改正及び関係法の整備を強く要望するものであります。

以上でございます。

日程第5. 質疑・討論・採決（意見書（案）第5号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、意見書（案）第5号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いします。

意見書（案）第5号「地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論はありませんか。討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書（案）第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、意見書（案）第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関へ送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第 6. 選挙管理委員会会員及び同補充員の選挙

○議長（重久 邦仁君） 日程第 6、選挙管理委員会会員及び同補充員の選挙を行います。

三股町選挙管理委員会会員及び同補充員の任期は本年 1 2 月 2 1 日までであり、先般、選挙管理委員会委員長より、地方自治法第 1 8 2 条第 8 項に基づく通知が議長宛てに届いております。したがって、この選挙は、地方自治法第 1 8 2 条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条の第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

しばらく、本会議を休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時36分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、三股町選挙管理委員会会員には、礒所信博氏、竹ノ内徳夫氏、野崎英明氏、前田孝子氏の 4 名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方を三股町選挙管理委員会会員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました礒所信博氏、竹ノ内徳夫氏、野崎英明氏、前田孝子氏の 4 名、以上の方が三股町選挙管理委員会会員に当選され

ました。

次に、三股町選挙管理委員会補充員には、第1補充員に山下俊一氏、第2補充員に永徳政治氏、第3補充員に川嶋和豊氏、第4補充員に日高賀世子氏の4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方を三股町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1補充員に山下俊一氏、第2補充員に永徳政治氏、第3補充員に川嶋和豊氏、第4補充員に日高賀世子氏の4名、以上の方が、順序のとおり、三股町選挙管理委員会補充員に当選されました。

当選人には、直ちに公文書をもって、個人ごとに通知し、その承諾を求めることにいたします。

なお、万一、本人の承諾が得られなかった場合は、次の議会において、その数だけの選挙を行うことといたします。

日程第7. 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について

○議長（重久 邦仁君） 日程第7、広報編集常任委員会の閉会中における議会広報編集活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、令和2年第5回臨時会、第6回臨時会及び第7回定例会の議会広報編集について、閉会中の編集活動の申出があります。

お諮りします。

広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中に議会広報編集活動をすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中に議会広報編集活動にすることに決定しました。

議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時40分休憩

〔全員協議会〕

午前10時44分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----
○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、令和2年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

副 議 長 楠原 更三

署名議員 田中 光子

署名議員 山中 則夫